

市川市総合計画
I&Iプラン21

第二次基本計画

安心で
快適な
活力のあるまちへ



市川市

市川市総合計画

I&Iプラン21

第二次基本計画

安心で
快適な
活力のあるまちへ



市川市

はじめに



平成13年(2001年)にスタートした本市の総合計画「I & Iプラン21」は、21世紀の第1・四半世紀(概ね2025年:平成37年)を目標年度と定め、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念とし、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を目指すべき将来都市像に掲げております。

この将来都市像を実現するため、これまで第一次基本計画のもと、協働の担い手である市民活動団体への支援、歴史と伝統に培われた「文化都市」のイメージの向上、まちづくり全体を通じて人々の健康を高める「健康都市」の推進など、国内外の方々から高く評価される先進的な施策を展開してまいりました。

国全体の人口がピークを迎え、今後は首都圏においてもこれまでのような持続的な人口増加が望めない時代になるといわれております。より多くの人々に「住んでみたい」「住み続けたい」と愛着を感じていただき、企業やNPOなど、様々な主体がいきいきと活躍できるような、魅力と活力に溢れるまちを築き上げていくことが重要になってくると考えております。

今回策定した第二次基本計画では、人口推計、財政推計、都市の魅力を高めるために活用できる都市基盤など、計画の前提となる諸条件を整理し、「安心」「快適」「活力」をキーワードとする10年間のまちづくりの目標を定めました。この目標のもと、市民との協働による「いちかわらしい」取り組みを全力で進めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた市民、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成23年4月

市川市長 大久保 博

目 次

I. 総 論	1
1. 策定にあたって	3
2. 市川市総合計画における第二次基本計画の位置づけ	4
(1) 第二次基本計画策定の目的	4
(2) 総合計画の構成	4
(3) 計画期間	5
3. 計画の前提	6
(1) 人口推計	6
(2) 財政推計	10
(3) 都市の魅力を高めるために活用できる都市基盤	12
4. 第一次基本計画の評価	14
II. 基本計画	23
1. まちづくりの目標	24
2. 施策の体系	26
3. まちづくりの目標を達成するために	29
(1) 地域～地域特性の特化	29
(2) 協働～行政主体の協働から、多様な主体間での協働	30
(3) 多様な視点～いちかわ いろどりアプローチ	31
4. 施策別計画	36
第1章 真の豊かさを感じるまち	39
第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります	40
第2節 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます	54
第3節 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります	56
第4節 誰もが安心して働くことができる環境をつくります	58
第5節 人権を尊重し、世界平和に貢献します	62
第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち	67
第1節 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります	68
第2節 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします	70
第3節 暮らしの中で「まちの文化」を育みます	72
第3章 安全で快適な魅力あるまち	75
第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくります	76
第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	84
第3節 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	94
第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります	98
第4章 人と自然が共生するまち	105
第1節 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります	106
第2節 環境への負荷の少ないまちをつくります	112

第3節 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります	116
第5章 市民と行政がともに築くまち	119
第1節 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります	120
第2節 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります	124
第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します	126
第4節 情報通信技術を市民生活の向上に活かします	136

Ⅲ. 基本計画の評価 139

Ⅳ. 基本構想 141

1. まちづくりの基本理念	142
2. 将来都市像	143
3. まちづくりの基本目標と施策の方向	143
基本目標1 真の豊かさを感じるまち	144
基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち	146
基本目標3 安全で快適な魅力あるまち	148
基本目標4 人と自然が共生するまち	150
基本目標5 市民と行政がともに築くまち	152
4. むすびに	154

Ⅴ. 地域整備の考え方 155

資料編 161

1. 用語解説	162
2. 策定の経過	168
3. 市川市総合計画審議会条例	170
4. 市川市総合計画審議会委員名簿	171
5. 諮問・答申	172

I. 総論

I. 総論

1. 策定にあたって

基本計画策定の趣旨

本市の総合計画である「市川市総合計画 I & Iプラン 21」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。

総合計画のうち基本構想は、21世紀の第1・四半世紀（2000年：平成13年～概ね2025年：平成37年）を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、目指すべき将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げております。

基本計画は、基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための市の施策を定めたものです。基本構想とともに平成13年度からスタートした第一次基本計画のもと、「文化都市」「健康都市」「IT先進都市」など、先進的な取り組みを進めてきました。

この間、社会経済情勢や自治体を取り巻く環境は大きく変化しました。こうした変化に的確に対応し、将来都市像の実現を目指すための市の施策のあり方を示すため、第一次基本計画における取り組みの評価、今後の社会経済情勢の見通しなどを踏まえ、ここに第二次基本計画を策定します。



2. 市川市総合計画における第二次基本計画の位置づけ

(1) 第二次基本計画策定の目的

本市は、「市川市総合計画 I&I プラン 21」の基本構想(計画期間：平成 13 年度からの概ね 25 年)に示されている将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を実現するため、第一次基本計画(平成 13～22 年度(2001～2010 年度))に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

第一次基本計画が平成 22 年度(2010 年度)をもって終了することから、計画に含まれる各種施策・事業について市民の視点にたった総合的な評価を実施し、その結果と今後の将来展望を踏まえつつ、引き続き基本構想の実現を図るため、新たに第二次基本計画を策定するものです。

(2) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構造で構成しています。

● 基本構想 ※141 頁を参照

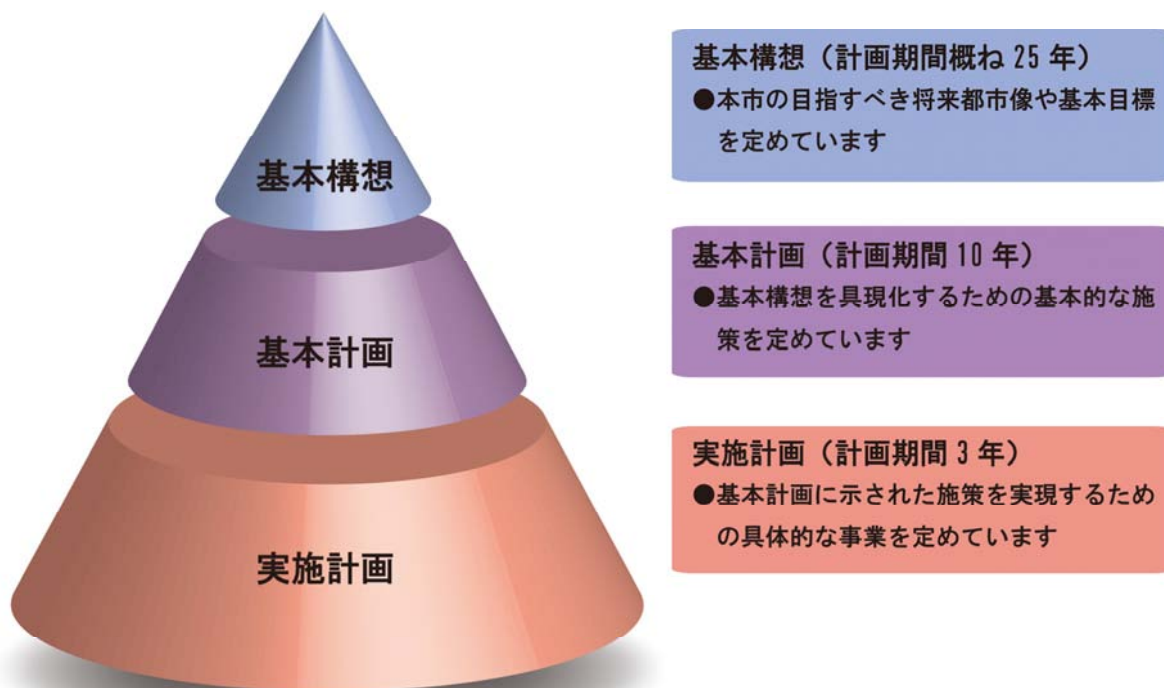
基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めたもので、平成 12 年(2000 年)12 月議会の議決を経たものです。

● 基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めています。

● 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています。



(3) 計画期間

● 基本構想

基本構想は、平成 13 年度(2001 年度)を初年度とし、平成 37 年度(2025 年度)を目標年度(計画期間：概ね 25 年間)としています。

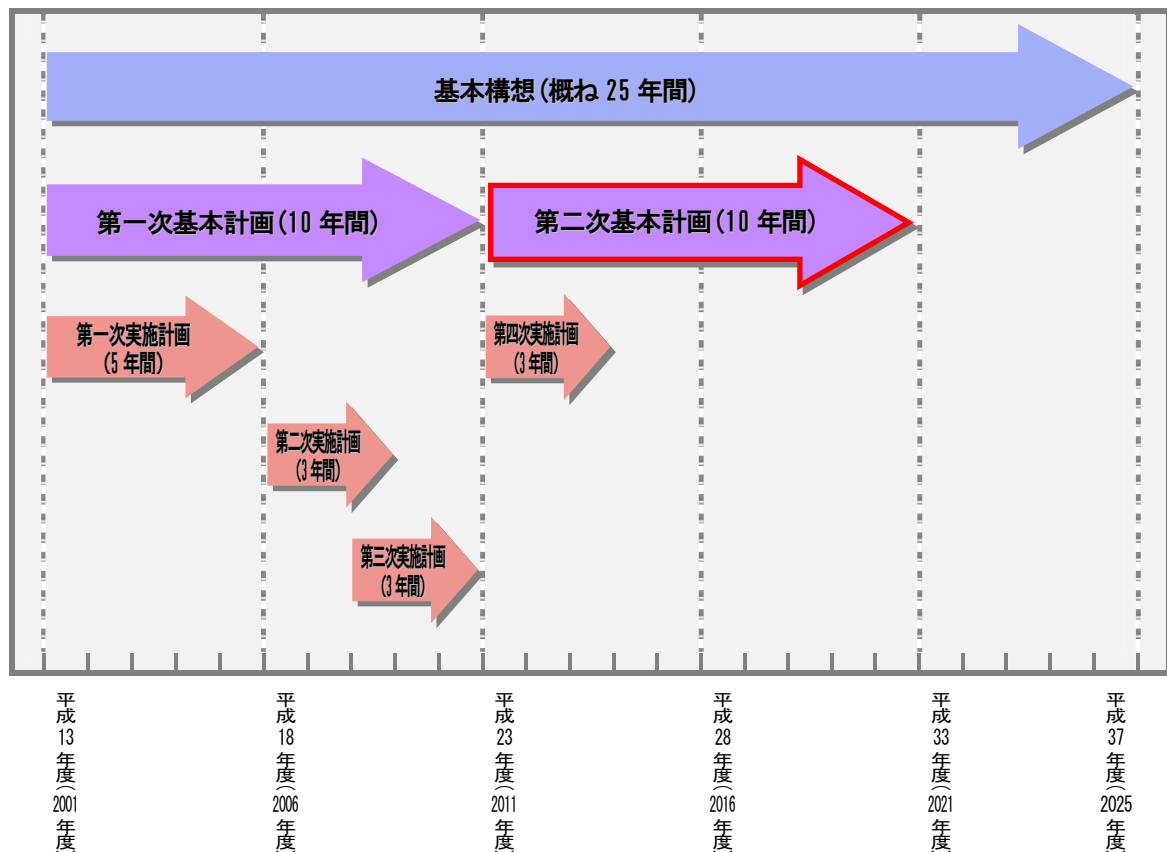
● 基本計画

第一次基本計画は、平成 22 年度(2010 年度)をもって終了しました。

第二次基本計画は、平成 23 年度(2011 年度)を初年度とし、平成 32 年度(2020 年度)を目標年度(計画期間：10 年間)とします。

● 実施計画

第四次実施計画は、平成 23 年度(2011 年度)を初年度とし、平成 25 年度(2013 年度)を目標年度(計画期間：3 年間)とします。



3. 計画の前提

(1) 人口推計

● 総人口

本市は、昭和24年(1949年)に約10万人であった人口が、昭和30年代後半から急増し、昭和40年(1965年)に20万人、昭和49年(1974年)に30万人を超え、昭和61年(1986年)には40万人に達しました。その後、平成5年(1993年)の約44.7万人をピークに平成7年(1995年)までの2年間は減少に転じましたが、以降は、増加傾向を示しており、平成17年(2005年)の国勢調査における人口は約46.7万人となっています。

今後は、平成27年(2015年)までは緩やかな人口増加が続くものの、平成27年(2015年)の約47.4万人をピークに、以降は緩やかな人口減少に転じると見込まれます。

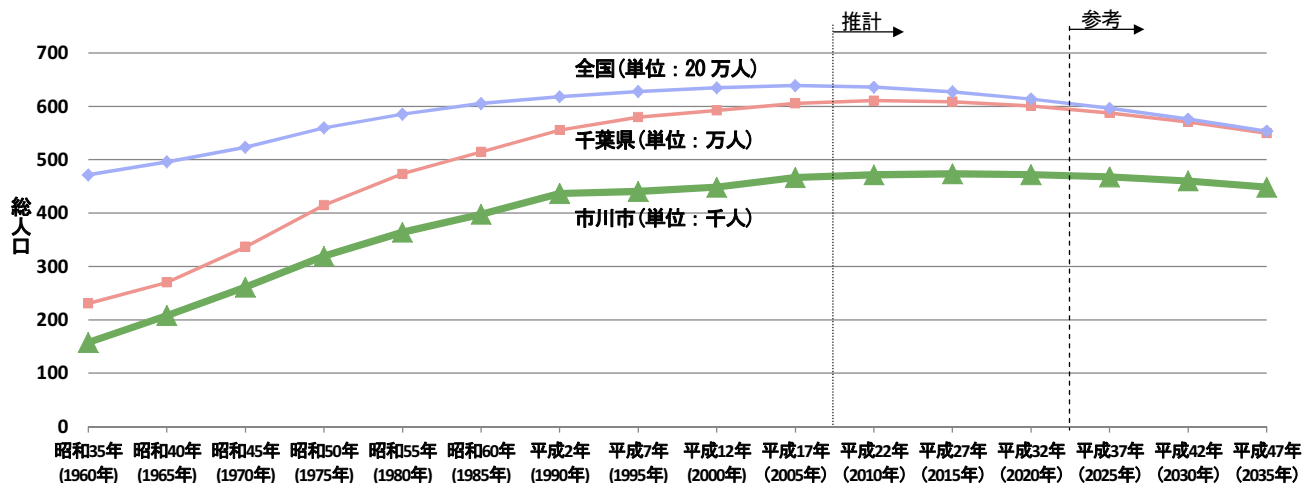
基本計画の目標年次である平成32年(2020年)の人口は約47.2万人と見込みます。

■ 市川市の将来人口指標

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
総人口	440,555	448,642	466,608	471,738	473,581	472,063	467,827	460,097	448,415
人口増加数	3,959	8,087	17,966	5,130	1,843	-1,518	-4,236	-7,730	-11,681
人口増加率	0.91	1.84	4.00	1.10	0.39	-0.32	-0.90	-1.65	-2.54
世帯数	181,213	193,340	201,927	208,547	213,120	216,011	217,238	215,824	211,651
平均世帯人員	2.43	2.32	2.31	2.26	2.22	2.19	2.15	2.13	2.12
実数									
0～14歳人口	65,100	59,824	60,678	60,438	56,473	50,214	44,882	41,652	39,581
15～64歳人口	334,386	337,139	333,205	326,631	312,175	305,759	300,616	286,783	264,649
65歳以上人口	40,083	51,525	65,743	84,669	104,932	116,090	122,329	131,662	144,185
構成比									
0～14歳人口	14.8	13.3	13.0	12.8	11.9	10.6	9.6	9.1	8.8
15～64歳人口	75.9	75.1	71.4	69.2	65.9	64.8	64.3	62.3	59.0
65歳以上人口	9.1	11.5	14.1	17.9	22.2	24.6	26.1	28.6	32.2
労働力人口	251,401	250,129	246,785	242,457	237,036	232,569	227,559	218,928	205,701

注)平成7年(1995年)、平成12年(2000年)、平成17年(2005年)は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳を含みます。

■ 総人口の見通し

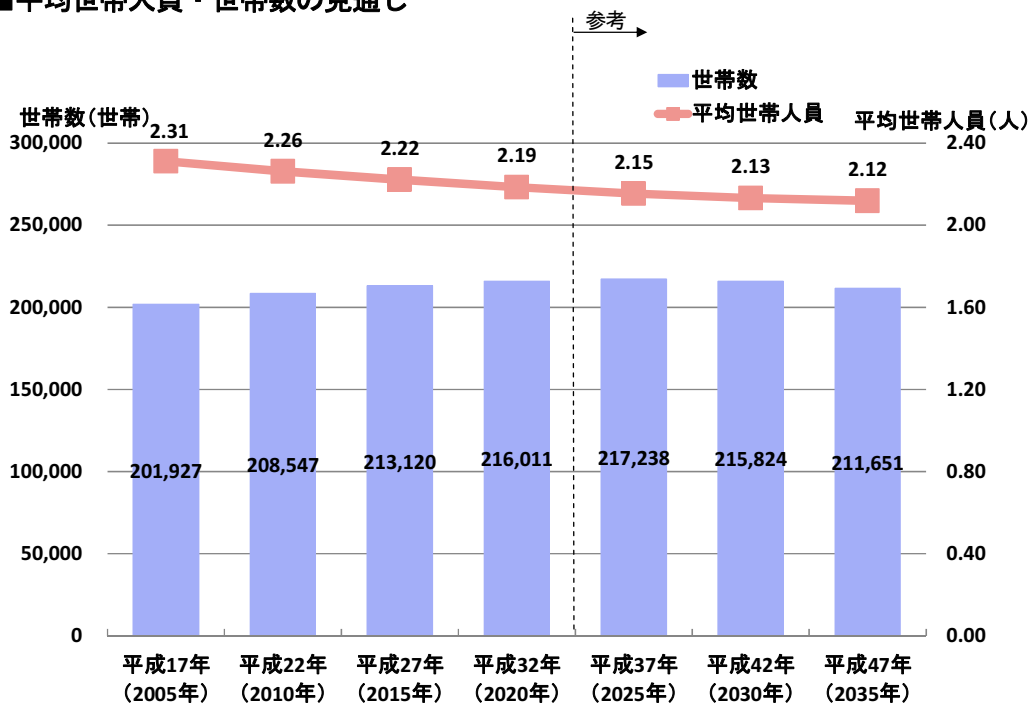


●世帯数

平成17年(2005年)における本市の世帯数は約20.2万世帯、一世帯当たりの人員は2.31人となっています。

今後10年間は、一世帯当たり人員の減少と世帯数の増加が進むものとみられ、目標年次である平成32年(2020年)の世帯数は約21.6万世帯、一世帯当たりの人員は2.19人程度になると見込みます。

■平均世帯人員・世帯数の見通し

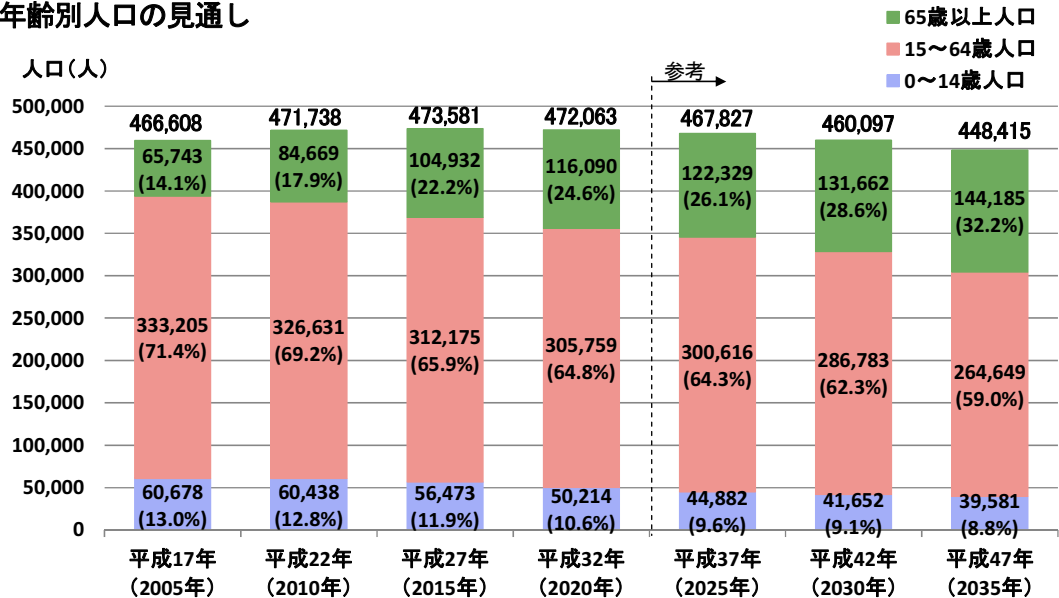


●年齢構成

平成17年(2005年)における本市の年齢別人口は、0～14歳の年少人口が13.0%、15～64歳の生産年齢人口が71.4%、65歳以上の老年人口が14.1%となっており、老年人口が年少人口を上回っておりました。

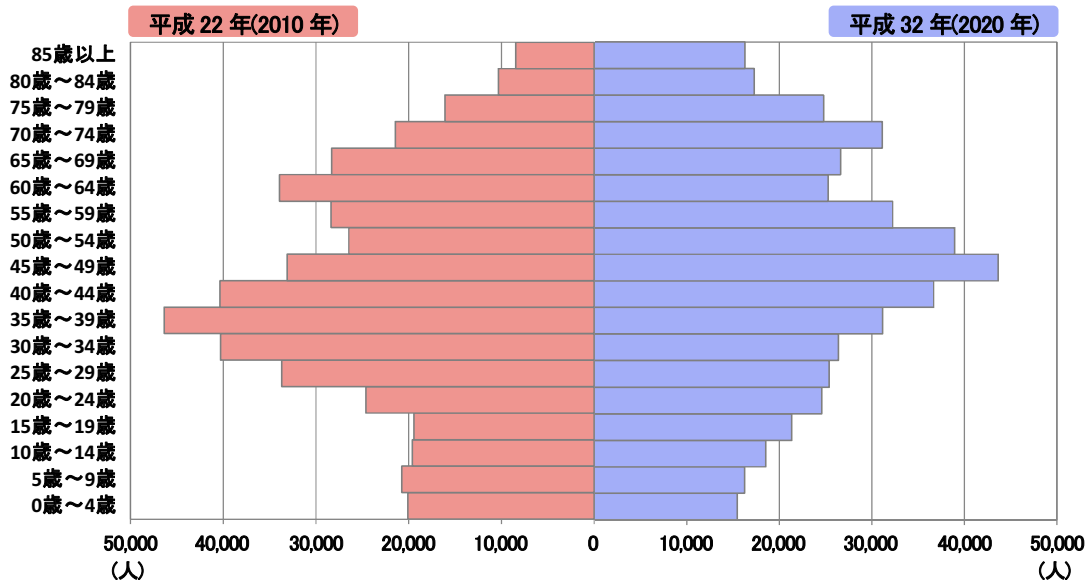
今後も、少子高齢化が進行し、第二次基本計画の目標年次である平成32年(2020年)には、65歳以上の老年人口の割合は24.6%に増加し、一方で0～14歳の年少人口の割合は10.6%、15～64歳の生産年齢人口は64.8%に低下すると見込みます。

■年齢別人口の見通し



注)平成17年(2005年)は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳を含みます。

■人口の年齢構成

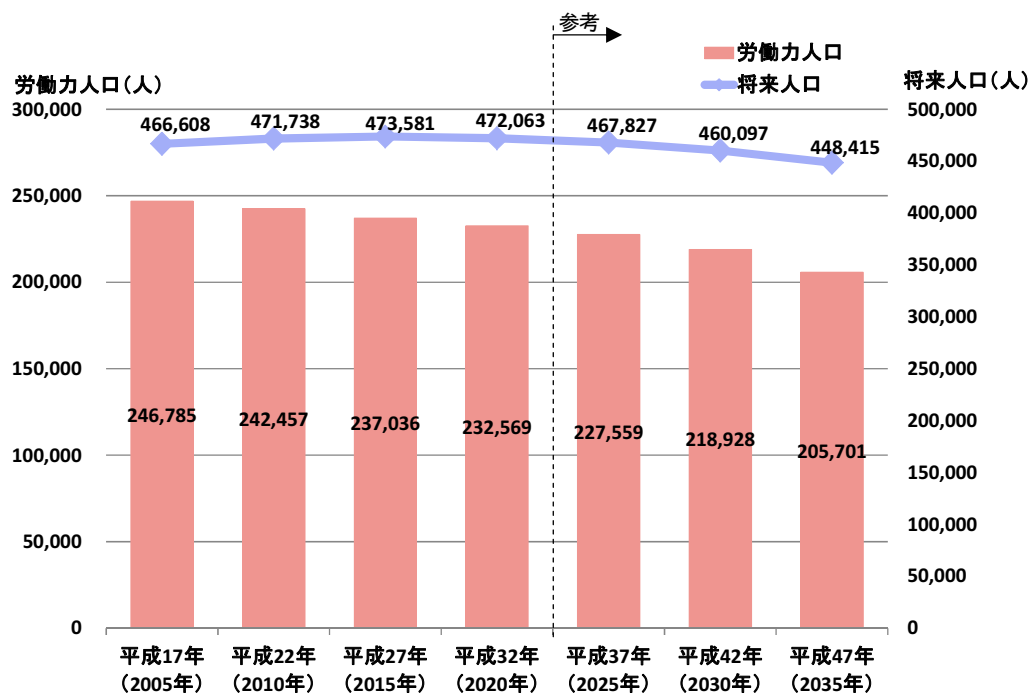


●労働力人口

平成17年(2005年)における本市の労働力人口(※)は、約24.7万人となっています。

今後も、少子高齢化が進行し、第二次基本計画の目標年次である平成32年(2020年)には労働力人口は約23.3万人に減少すると見込みます。

■労働力人口の見通し



(※)労働力人口とは

満15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせた人口です。

「就業者」とは

：収入を伴う仕事を行っている人(従業者)又は仕事を持ちながら仕事をしていない人(休業者)です。

「完全失業者」とは

：以下の3つの条件を満たす人です。

- ①仕事がなく、仕事を行っていない人
- ②仕事があればすぐ就くことができる人
- ③仕事を探す活動や事業を始める準備をしている人

(2) 財政推計

● 財政推計策定の背景

これからの自治体の財政運営は、少子高齢化による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による市税収入の低迷が続く、歳出面では*社会保障関係費が増加していくことが予測され、厳しい状況に向かうものと推測されています。

本市においては、生活保護をはじめとする*扶助費の増により*義務的経費や国民健康保険、介護保険に係る特別会計への繰出金が増加している状況です。さらに、本市の公共施設においては、耐震改修工事を計画的に進めているところではありますが、建設から数十年が経過し、老朽化による改修・改築を行わなくてはならない施設が多くなり、施設の更新が集中する時期に入ってきています。また、都市計画道路や下水道の整備、再開発事業などの街づくりを推進することも求められています。

本市の歳入の根幹となる市税収入の伸びが期待できない状況では、国や県の補助金、*市債などを積極的に活用するとともに、*財政調整基金の取り崩しでの対応も図っていかねばなりません。

基本計画に掲げる市民サービスに必要な財源を担保するためには、行財政改革による徹底した行政のスリム化や、歳出削減や歳入の安定的確保を図るなど、種々の方策を実践していき、「歳入に見合った歳出」を基本とする財政構造の確立に取り組んでいかねばなりません。こうした財政状況のもとで、計画に掲げる各事業の財源確保を図ることを前提に、基本計画の実施期間である10年間の財政状況を推計することとします。

● 財政推計

1) 歳入の見通し

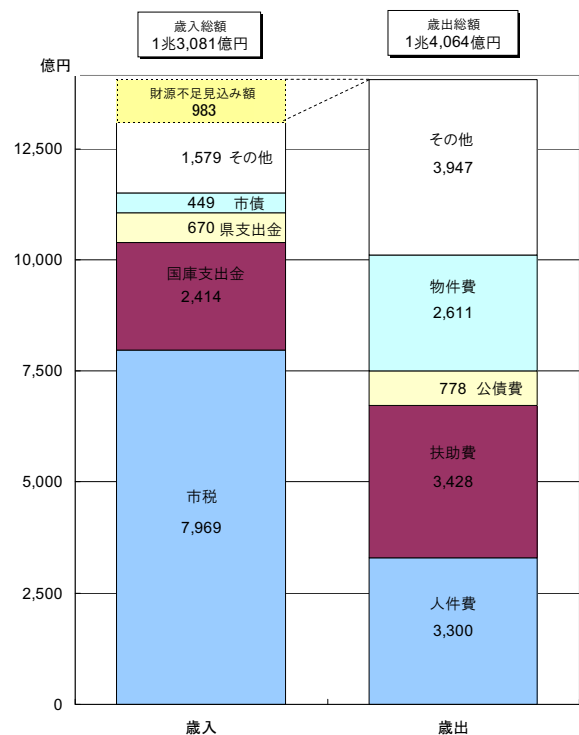
税制改正や国・県支出金制度の見直しなど、予測することができない要素が多いため、現段階での制度を前提として、国の経済予測等を参考に推計しています。

2) 歳出の見通し

人件費は、今後の職員数の推移などをもとに推計し、道路や学校の整備などの*普通建設事業費については、一定規模の水準を維持して、現在進めている大規模建設事業なども考慮して推計しています。

また、その他の経費は、過去の決算状況の推移などをもとに推計しています。

■ 一般会計予算の今後10年間の歳入・歳出推計額の比較



* 巻末用語解説を参照

3) 歳入・歳出計画

歳入及び歳出の見通しでは、歳出が歳入を超過し、財源不足額が10年間で983億円となる見通しですが、今後、行財政改革のさらなる推進を行うことで歳入と歳出の均衡を図ります。

なお、歳出には*義務的経費である*扶助費の増大や国や県の補助対象事業を計上していますが、同時に、それに伴う国庫補助金等の特定財源を現制度に基づき推計しています。

■歳入・歳出計画

<歳入>

区分	平成23～32年度 (2011～2020年)	構成割合
市税	7,969	60.5%
国庫支出金	2,414	18.3%
県支出金	670	5.1%
*市債	449	3.4%
その他	1,669	12.7%
歳入合計	13,171	100.0%

<歳出>

(単位：億円)

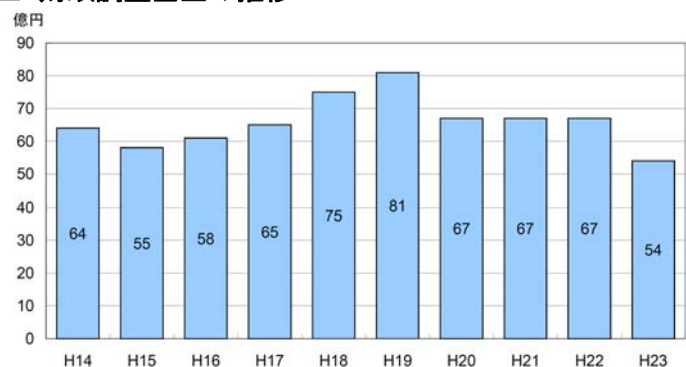
区分	平成23～32年度 (2011～2020年)	構成割合
人件費 (うち退職手当)	3,230 (423)	24.5% (3.2%)
*扶助費	3,428	26.0%
*公債費	778	5.9%
物件費	2,193	16.7%
その他 (*普通建設事業費)	3,542 (1,598)	26.9% (12.1%)
歳出合計	13,171	100.0%

4) 基金及び*市債の見通し

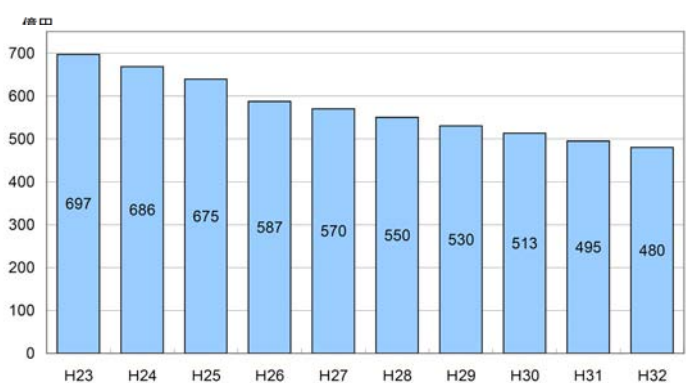
*財政調整基金はいざなぎ景気による市税の増収に伴い、平成15年度(2003年度)以降、積み立てにより現在高を増やしてきましたが、平成20年度(2008年度)より世界同時不況による市税収入の伸び悩みと*社会保障関係費等の増加に対応するため、基金の取り崩しを行った結果、平成23年度末(2011年度末)の現在高は、約54億円と見込んでいます。今後の厳しい経済情勢を踏まえ、できる限り基金への積み立てに努めることとします。その他の基金についても、基金設置の目的に応じた活用を計画的に行います。

*市債は、一般会計における新規の発行額を見込んで推計しています。これからも債務残高を累増させない財政運営に努めます。

■*財政調整基金の推移



■*市債残高の推移



*巻末用語解説を参照

(3) 都市の魅力を高めるために活用できる都市基盤

今後10年間で、本市の道路網において長年の懸案であった南北軸が、東京外郭環状道路、都市計画道路3・4・18号などにより整備されます。これにより、慢性的な渋滞の緩和、安全な交通環境の確保、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減などが図られます。また、これらの道路整備と同時に江戸川左岸流域下水道の幹線が整備されることにより、生活排水などが適切に処理され、河川の水質が改善することが期待されます。

これら道路、下水道分野の都市基盤に加え、本八幡A地区市街地再開発事業、塩浜地区まちづくりなどの市街地整備を積極的に活用し、都市の魅力を高めていきます。

■主な都市基盤

分野	名称
道路	東京外郭環状道路 都市計画道路3・4・18号 都市計画道路3・5・26号 (仮称)妙典橋
市街地整備	本八幡A地区市街地再開発事業 塩浜地区まちづくり 地域コミュニティゾーン整備事業
下水道	江戸川左岸流域下水道(松戸幹線) 江戸川左岸流域下水道(市川幹線) 江戸川第一終末処理場



本八幡A地区市街地再開発事業

主な都市基盤



4. 第一次基本計画の評価

PDCAサイクルに基づき、第一次基本計画の評価を実施し、結果を第二次基本計画の策定に反映させました。

P LAN

● 基本構想・基本計画・実施計画

平成 13 年度(2001 年度)より始まった基本構想においては、①少子高齢化への対応、②環境問題への幅広い対応、③高度情報化への対応、④地方分権と広域的連携、⑤多様な個性の尊重の 5 つを 21 世紀の第 1・四半期へ向けての主要課題としました。

同時に基本構想を支えるため、計画期間を 10 年間とする第一次基本計画を策定し、また平成 13 年度(2001 年度)、平成 18 年度(2006 年度)、平成 20 年度(2008 年度)を初年度とする実施計画を策定しました。

基本構想（平成 13～37 年度（2001～2025 年度））

第一次基本計画（平成 13～22 年度（2001～2010 年度））

実施計画

第一次実施計画

（平成 13～17 年度(2001～2005 年度)）

第二次実施計画

（平成 18～20 年度(2006～2008 年度)）

第三次実施計画

（平成 20～22 年度(2008～2010 年度)）

● リーディングプラン

第一次基本計画では、市の主要課題を解決し、将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を達成へ導くために特に重要な 10 の施策テーマをリーディングプランとして設定し、関連事業を体系化し、事業を総合的・横断的に実施しました。

（第一次基本計画リーディングプラン）

- ・ 環境にやさしい都市プラン
- ・ 人にやさしいまちプラン
- ・ みんなで支える子育てプラン
- ・ I T活用プラン
- ・ 緑と水辺の再生プラン
- ・ 活力ある長寿社会プラン
- ・ いちかわっ子育てプラン
- ・ 安全・安心のまちプラン
- ・ 文化の息吹を感じるまちプラン
- ・ 商業の活性化プラン

D。

● 予算執行・決算

実施計画には、基本構想に定められた5つの目標ごとに実施計画事業を位置づけ、年度ごとに予算編成及び予算執行を行い、決算は下記のとおり認定されました。

■ 歳出決算額等の推移

(単位:億円)

	13年度 (2001年度)	14年度 (2002年度)	15年度 (2003年度)	16年度 (2004年度)	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
一般会計	1,074	1,088	1,084	1,214	1,089	1,137	1,178	1,223	1,241	1,344
特別会計										
国保会計	258	264	300	312	338	359	394	363	383	394
下水道会計	99	98	93	100	92	89	84	86	79	84
市場会計	1	1	6	3	2	1	1	1	1	1
老人保健会計	224	230	229	230	232	219	223	22	2	0
介護老健施設会計	9	9	10	10	9	9	10	10	10	11
介護保険会計	88	103	109	123	130	139	150	156	167	182
市川駅南口会計	2	9	74	84	55	53	66	195	22	14
後期高齢者会計								30	32	34
病院事業会計										
収益的支出	17	17	16	15	16	16	16	16	16	17
資本的支出	1	1	1	4	1	1	6	1	2	2

※平成22年度は平成23年2月補正後現計額

国保会計

：国民健康保険特別会計

下水道会計

：下水道事業特別会計

市場会計

：地方卸売市場事業特別会計

老人保健会計

：老人保健特別会計

介護老健施設会計

：介護老人保健施設特別会計

介護保険会計

：介護保険特別会計

市川駅南口会計

：市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計

後期高齢者会計

：後期高齢者医療特別会計

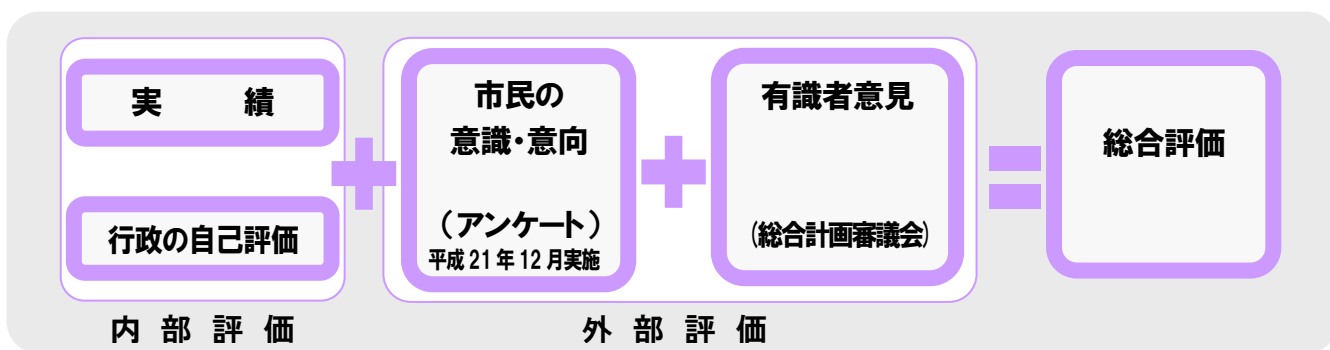
病院事業会計

：病院事業会計

CHECK

本市では、これまで、第一次基本計画（平成13～平成22年度（2001～2010年度））に沿って、数々の施策、事業に取り組んでまいりましたが、第一次基本計画の10年間の歩みが着実であったか、効率的であったかなどとともに、基本構想、将来都市像に向けて、目標と施策の方向が計画当初のものからずれていないか、ともにまちづくりに取り組んできた市民と行政の意識に乖離は無かったかを検証するために、総合的な評価を行いました。

評価方法は、第一次基本計画に基づく本市の取り組みについて、実績を踏まえたうえで「行政の自己評価」を行う内部評価及び市民の意識・意向のアンケート調査と有識者意見からなる外部評価を行い、内部評価と外部評価を併せて総合的な評価を行いました。



● 総合評価の結果

52の項目に分けて行った評価では、「概ね達成できた」が36項目、「やや不十分だった」が15項目、「十分達成できた」は1項目にとどまりました。

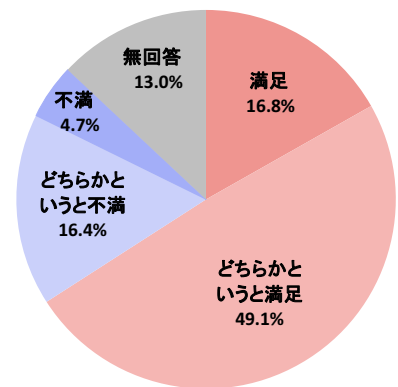
中でも「真の豊かさを感じるまち」と「安全で快適な魅力あるまち」においては、重要度が平均を上回る一方、満足度が平均を下回る結果となったことから、今後も力を入れていく必要があります。

	評 価				市民の意識・意向	
	十分達成 できた	概ね達成 できた	やや不十分 だった	不十分 だった	満足度	重要度
真の豊かさを感じるまち	—	12項目	2項目	—	0.22 ㊦	1.10 ㊦
彩り豊かな文化と芸術を育むまち	—	6項目	—	—	0.59 ㊦	0.55 ㊦
安全で快適な魅力あるまち	—	6項目	9項目	—	0.04 ㊦	1.17 ㊦
人と自然が共生するまち	—	7項目	1項目	—	0.33 ㊦	1.23 ㊦
市民と行政がともに築くまち	1項目	5項目	3項目	—	0.28 ㊦	0.86 ㊦
合計（平均）	1項目	36項目	15項目	—	(0.23 ㊦)	(1.03 ㊦)

○参考—市民の意識・意向（アンケート結果）

1) 身の回りの生活環境全体を考えた場合の総合的な満足度について

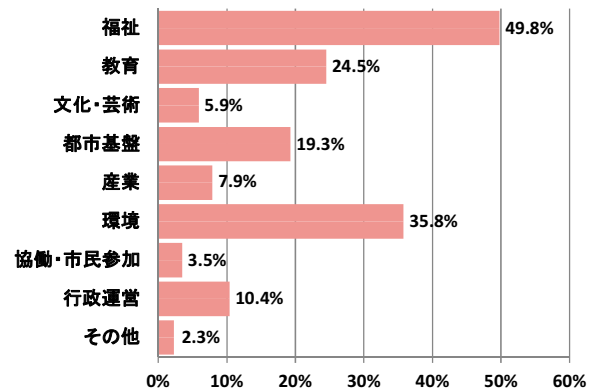
市民の身の回りの生活環境全体を考えた場合の総合的な満足度については、満足（16.8%）、どちらかという満足（49.1%）をあわせると約65.9%となり、不満、どちらかという不安の合計約21.1%を大きく上回る結果となりました。



2) 施策の方向性について

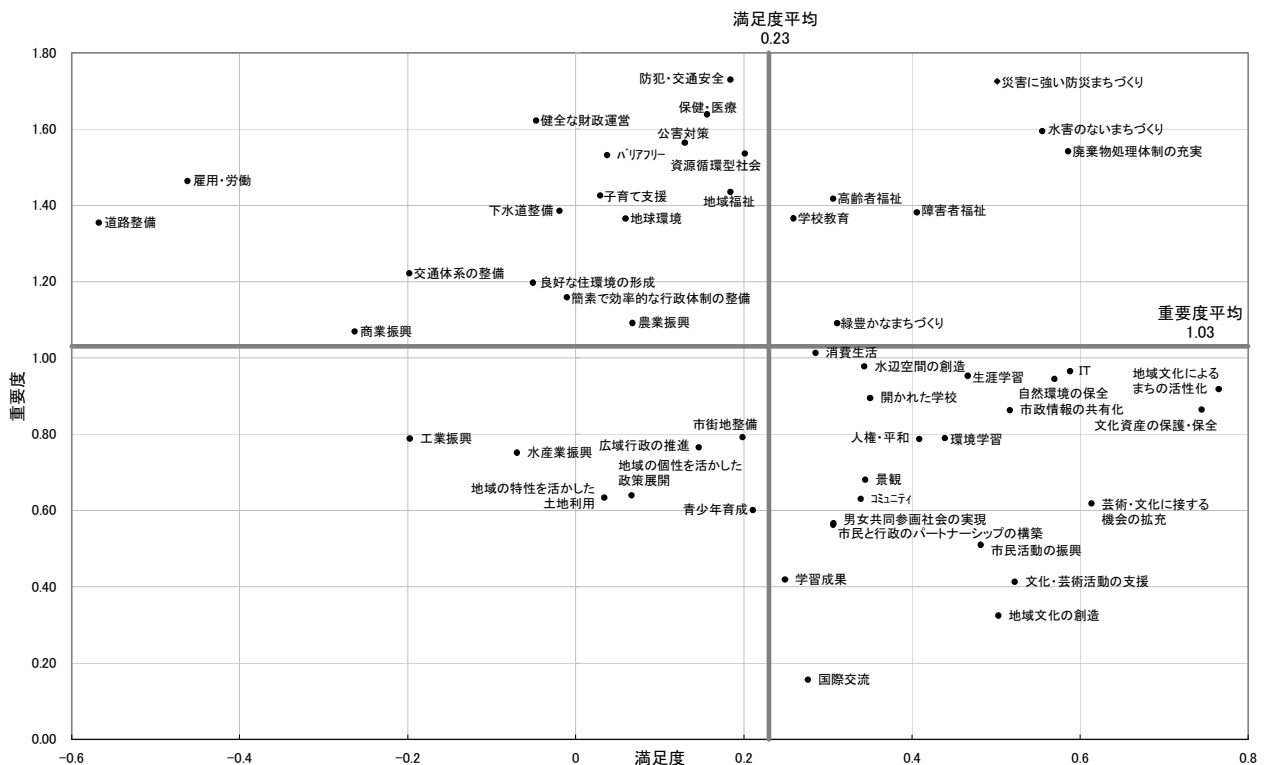
行政の分野を8分野に区分して、市民に重要な施策分野を尋ねたところ、福祉分野、環境分野、教育分野、都市基盤分野の順となりました。

行政においても、福祉、教育の分野である「真の豊かさを感じるまち」に対して、全体の半分以上を超える財政投資を重点的に行う一方で、環境分野である「人と自然が共生するまち」、都市基盤の分野である「安全で快適な魅力あるまち」に対してもそれぞれ事業を展開してきました。



3) 個別施策の満足度・重要度の分布

満足度・重要度の分布



ACTION

● 第一次基本計画 リーディングプランの再編

第一次基本計画における目標と主要施策 (リーディングプラン)	主な取り組み
<p>環境にやさしい都市プラン (目標) 市民一人ひとりが環境問題に取り組むために持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、市民一人ひとりが自ら進んで環境問題へ取り組み、身近でできることから行動することを通して、地球環境に配慮したライフスタイルの確立を目指しました。 (主要施策) 循環型社会づくりの推進▶</p>	<p>H14・本庁舎、消防局など 18 施設で I S O14001 の認証取得 ・環境部と清掃部を統合し、環境清掃部を設置 ・ごみの 12 分別開始 ・小中学校・保育園を対象に生ごみ処理装置を設置開始 H15・学校版環境 I S Oの導入開始 ・市民マナー条例制定</p>
<p>緑と水辺の再生プラン (目標) 緑の再生と水辺空間の活用のために快適で潤いのある生活環境を整備し、人々に安らぎを与えるまちをつくるため、貴重な緑の保護、再生に努めるとともに、河川や海辺の水辺空間を整備して親水空間としての活用を進めました。 (主要施策) 緑地と水辺空間整備の推進▶</p>	<p>H19・大柏川第一調節池オープン H20・「北西部水と緑の回廊」を設定</p>
<p>安全・安心のまちプラン (目標) 災害に強く安全に暮らせるまちをつくるために火災や地震、風災害などから市民を守る災害に強い安全なまちの実現に向けて、防災拠点の整備、水害対策など都市防災化を推進しました。 (主要施策) 地域防災まちづくりの推進▶</p>	<p>H16・大洲防災公園開園 ・耐震診断助成事業開始 H17・消防局大洲出張所開設 ・分譲マンション実態調査事業開始 H20・危機管理部を新設 ・耐震改修促進計画策定 H21・広尾防災公園オープン</p>
<p>人にやさしいまちプラン (目標) 誰もが安心して生活できる環境をつくるために子どもから高齢者まで誰もが快適で安心して移動できる環境をつくるために、歩道の確保、歩道や駅周辺の*バリアフリー化、防犯灯、街路灯の設置などを進めました。 (主要施策) 安心して移動できる環境の整備▶</p>	<p>H13・「まちの相談直行便」設置 ・人にやさしいまちづくり基本方針策定 H15・市川市交通*バリアフリー基本構想策定 H17・コミュニティバス社会実験運行スタート</p>
<p>活力ある長寿社会プラン (目標) いきいきと活力にあふれた暮らしを送るために高齢者がこれまで培ってきた知識や能力、経験などを発揮できるよう社会参加や就業支援、趣味や学習への支援を行い、いきいきと生涯現役生活を送れる環境づくりを推進しました。 (主要施策) 生涯現役のための環境づくりの推進▶</p>	<p>H18・地域ふれあい館開設 ・市川スポーツガーデン国府台オープン H19・市川スポーツガーデン塩浜オープン H20・第 1 回還暦式開催</p>

今後の課題	第二次基本計画 における視点 (いちかわ いろどりアプローチ) ※31頁を参照
<p>地球環境を守り、本市に残る貴重な自然と生物多様性を次代に引き継ぐことは私たちの重大な使命です。省エネルギーや省資源といった地球温暖化対策への取り組みにおいて、個人や地域、事業者や自治体に期待される役割は、今後さらに高まります。</p> <p>街づくりにおいて環境保全に努めることや、市内に残る緑を守ることはもとより、行政が行うすべての分野の事業活動において、地球規模の環境を念頭に置いた環境負荷の低減に努め、あらゆる機会を通じて環境の保全・創造に対する取り組みを、市民、行政、事業者等が連携しながら実施していく必要があります。</p>	環境の保全・創造の視点
<p>社会情勢の変動は危機をも変化させています。現代の危機とは、いまや台風や地震などの自然災害にとどまりません。情報化の進展はサイバーテロなどの脅威を生み、*グローバル化はインフルエンザ等の世界的な感染拡大の危険性を高めています。</p> <p>様々な分野で起こる災害、犯罪等を最小限の被害に抑え、また未然に防ぐためには、各分野、また様々なレベルでの危機管理と部門間の連携による安全・安心への取り組みが必要です。</p>	安全・安心の 向上の視点
<p>段差等の障害を解消するための*バリアフリー化とともに、多目的トイレや手すりの整備、分かりやすい案内板の設置など、*ユニバーサルデザインによる施設の整備等を推進していく必要があります。また、このような施設整備面だけでなく、政策の立案や情報の共有などを図る際には、すべての市民が社会活動に参加できるよう配慮することも重要です。</p>	*ユニバーサルデザインの 推進の視点
<p>食生活やライフスタイルの変化とストレス社会での生活、運動不足などにより、生活習慣病患者及び予備軍の増加、若年層への拡大などが指摘されています。また、都市における日常生活において、「教育」「労働・雇用」、「地域経済」、「予防活動」、「保健医療資源」、「住環境」、「都市環境」などの健康決定要因が健康状態に著しく影響を与えられています。</p> <p>引き続きこれらの「健康決定要因」に対して、健康の増進という視点から総合的に取り組んでいくことが重要です。</p>	健康の増進の視点

第一次基本計画における目標と主要施策 (リーディングプラン)	主な取り組み
<p>文化の息吹を感じるまちプラン (目標)人々が文化をより身近に感じるために 点在する文化的資産や歴史的な街並みを楽しみながら訪ね歩くことができるよう、施設整備とネットワーク化を進め、人々が身近に文化を感じることができるような仕掛けづくりを推進しました。 (主要施策)文化の拠点とネットワークづくりの推進▶</p>	<p>H13・中山文化村オープン H14・文化部を新設 H15・文化振興ビジョン策定 H16・芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、郭沫若記念館オープン H17・文学プラザオープン ・東山魁夷記念館オープン</p>
<p>みんなで支える子育てプラン (目標)子育てしやすい環境づくりのために 恵まれた環境の中で、安心して子どもを育てることができるよう、地域、行政などの社会全体が協力して、子育て家庭を支援しました。 (主要施策)地域での子育て体制の充実▶ 男女共同の子育て環境整備▶</p>	<p>H14・こども部を新設 ・湊新田保育園開園 ・男女平等基本条例制定 H15・妙典保育園開園 H16・男女共同参画に関する市民意識調査の実施 H17・次世代育成支援行動計画策定 こども発達センター開設 ・男女共同参画センター研修ホールオープン H18・第3子以降の保育園保育料無料化 ・男女共同参画社会基本条例制定 H22・子ども手当支給開始</p>
<p>いちかわっ子育成プラン (目標)地域で心豊かないちかわっ子を育成するために 家庭、地域、学校の連携のもと、次代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、健やかに育つよう地域の教育力を高め、心豊かな「いちかわっ子」を育成しました。 (主要施策)地域で取り組む教育の推進▶</p>	<p>H20・教育振興基本計画策定</p>
<p>商業の活性化プラン (目標)地域に根ざした活力と魅力ある商業振興のために まちを活性化させ、多様化する消費者ニーズに対応するため、再開発事業とも関連させながら、広域的な集客力を持つ商業集積の整備を推進しました。さらに、地域住民の交流の場として商店街の再整備を支援するなど、コミュニティを重視した商業環境づくりを促進しました。 (主要施策)賑わいのある商店街づくりの推進▶</p>	<p>H14・商店街リニューアル診断の実施 H20・中山参道地区の街なみ整備を開始 H21・プレミアム商品券の発行を支援 H22・I-Link タウン街開き</p>
<p>IT活用プラン (目標)市民サービスの向上に活用するために 人々の生活を限りなく便利に変えてくれる可能性を持つIT(情報通信技術)を、市民生活の向上に活用するため、ITを最大限に活かした市民サービスの展開を推進しました。 (主要施策)サービス向上のためのシステムづくりの推進</p>	<p>H13・携帯電話の行政情報提供サービス開始 H14・いちかわ情報プラザオープン ・電子市役所開設 ・市議会のインターネット中継を開始 ・住民基本台帳ネットワーク稼動 H15・情報システム部を新設</p>

今後の課題	第二次基本計画 における視点 〔いちかわ いろいろアプローチ〕 ※31 頁を参照
<p>文化には、歴史的、文化的な価値とともに、人に生きがいや楽しみ、感動などを与え、本市への愛着とまちの魅力を向上させる力があります。</p> <p>本市の特徴である文化を、まちづくりや事業展開などの様々な機会に活かし、内外に積極的に発信していく必要があります。</p>	文化の振興の視点
<p>女性の社会進出が進む中で、安心して子育てができる環境と、就労形態に応じた多様な保育サービスが求められています。また、核家族化が進行しており、隣近所など地域とかがかわる機会が少なくなることで、子育て家庭が孤立してしまう状況も発生しています。さらに児童虐待なども社会問題となっています。</p> <p>子育て家庭が出会う様々な場面、段階において総合的な支援を推進し、安心して子育てができる環境を、家庭、行政、事業者、地域などが連携して整備していく必要があります。</p>	子育ての支援の視点
<p>情報通信技術の発展に伴う携帯電話やパソコンの普及、*グローバル化の進展などにより、児童生徒を取り巻く環境は急速に変化しています。</p> <p>防犯や防災、交通事故や環境、本市の歴史や文化などを、家庭、地域、学校の連携のもとで次代を担う子どもたちに伝えていく必要があります。</p>	教育の振興の視点
<p>経済の*グローバル化、物流の変化などとともに、安全や質に対する消費者のニーズの高まりなど、地域経済は大きな変換期にあります。</p> <p>本市が活力のある都市であり続けるためには、地域経済の活性化につながる様々な施策展開が必要です。そのためには、産業の振興を行政、事業者、経済団体、市民が一体となって、あらゆる角度から推進していくことが重要です。</p>	地域経済の活性化の視点
<p>情報通信技術の急速な発展により、知りたい情報をいつでも、手軽に入手できるようになりました。</p> <p>幅広い行政活動においてICTを効果的に活用し、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、さらに快適な市民生活の実現のために活かしていくことが重要です。</p>	ICTの利活用の視点
<p>社会的な問題や課題をより身近に考え、地域や社会に貢献したいと考える市民や企業等が増えてきました。今後、NPO等が自立し、公共の一翼を担っていくことが期待されています。</p> <p>市民のニーズを的確に把握するとともに、政策の立案や決定、事業の実施など、様々な段階において、市民との協働を推進していく必要があります。</p>	協働の推進の視点

第一次基本計画の評価を踏まえ、第二次基本計画の策定において留意した点、計画の特徴は以下のとおりです。

● 第二次基本計画策定において留意した点

- ・ 首都圏に位置する住宅都市として多くの人々に「住んでみたい」「住み続けたい」と思っただけの「安心」「快適」なまちづくりを進めるとともに、企業やNPOなどの関係者にも魅力を感じていただける「活力のある」まちづくりを目指すことを示すこと。
- ・ 市のみならず、市民活動団体や大学など、地域で活動する全ての主体が施策分野の「ねらい」「目標」などの情報を共有し、それぞれの活動の基礎資料とできるような分かりやすい計画とすること。
- ・ 各施策の分野別計画や事業の推進における市全体の課題や目標を整理し、施策の基本的な方向性を示すとともに、施策間の連携を可能にするような施策の体系を構築すること。

● 第二次基本計画の特徴

① 基本構想に示された将来都市像のもと、これを実現するための「10年間のまちづくりの目標」を設定

② 本市の主要な課題を解決し将来都市像の達成へと導くため、第一次基本計画で設定された「リーディングプラン」を継承する形で、「いちかわ いろどりアプローチ」を設定

③ 市の施策45本の「施策の大分類」に再編し、それぞれの大分類における「ねらい」を示した「施策の中分類」、事務事業を束ねる柱としての「施策の小分類」を設定

④ 「施策の大分類」ごとに、実施主体、目標などを明確化

⑤ 行政による「施策評価レポート」の発行、市民意向調査による「施策評価」の実施、総合計画審議会による「総合評価」の実施の3つのステップによる計画評価の仕組みを導入

Ⅱ. 基本計画

Ⅱ. 基本計画

1. まちづくりの目標

基本構想における「まちづくりの基本理念」に基づく、「将来都市像」のもと、これを実現するための、第二次基本計画における目標として「10年間のまちづくりの目標」を定めます。

第二次基本計画

10年間のまちづくりの目標

第二次基本計画では、基本構想の「将来都市像」を実現するための、平成23年度(2011年度)から10年間のまちづくりの目標を、次のとおり定めます。

文化、環境、教育など、※10の視点を意識した
いちかわらしい施策展開により、
『安心で 快適な 活力のある まちへ』

※10の視点 31頁を参照

安心

市民が安心して暮らせるよう、福祉や子育てをはじめとする、生活に密着したサービスの充実を図ります。

快適

文化や環境に配慮したまちづくりにより、アメニティ(快適性)の向上を図ります。

活力

活力のあるまちづくりを進めるため、「地域経済の活性化」の視点を意識した施策の展開を図ります。

市民・NPO・自治会・大学・企業などの多様な主体との連携により、地域の活性化を図ります。

民間活力の活用を図るとともに、地域経済の活性化につながる土地利用を図ります。

基本構想

まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

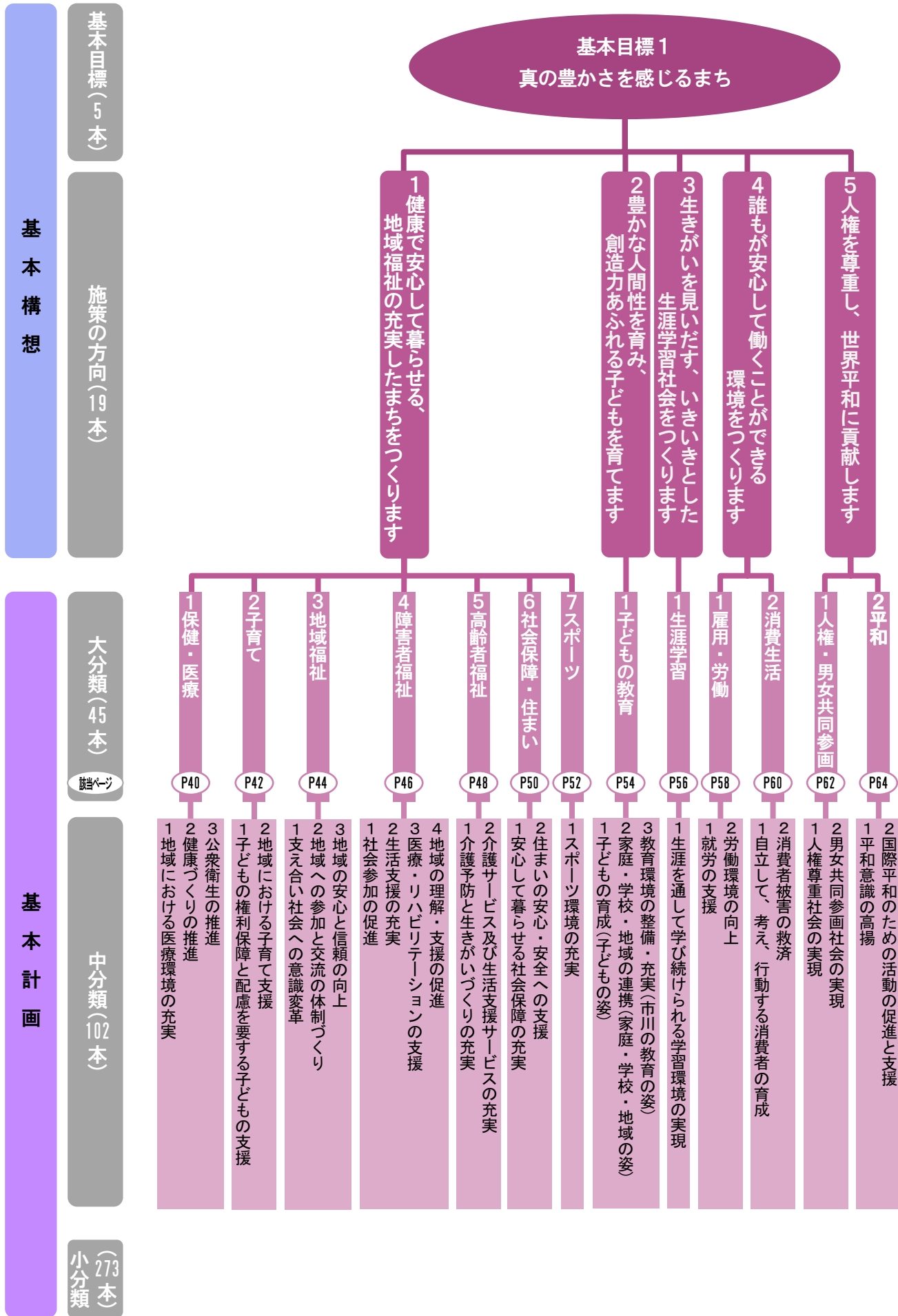
将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、平成13年度(2001年度)より概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる
文化のまち いちかわ』



2. 施策の体系



基本構想

基本計画

基本目標 (5本)

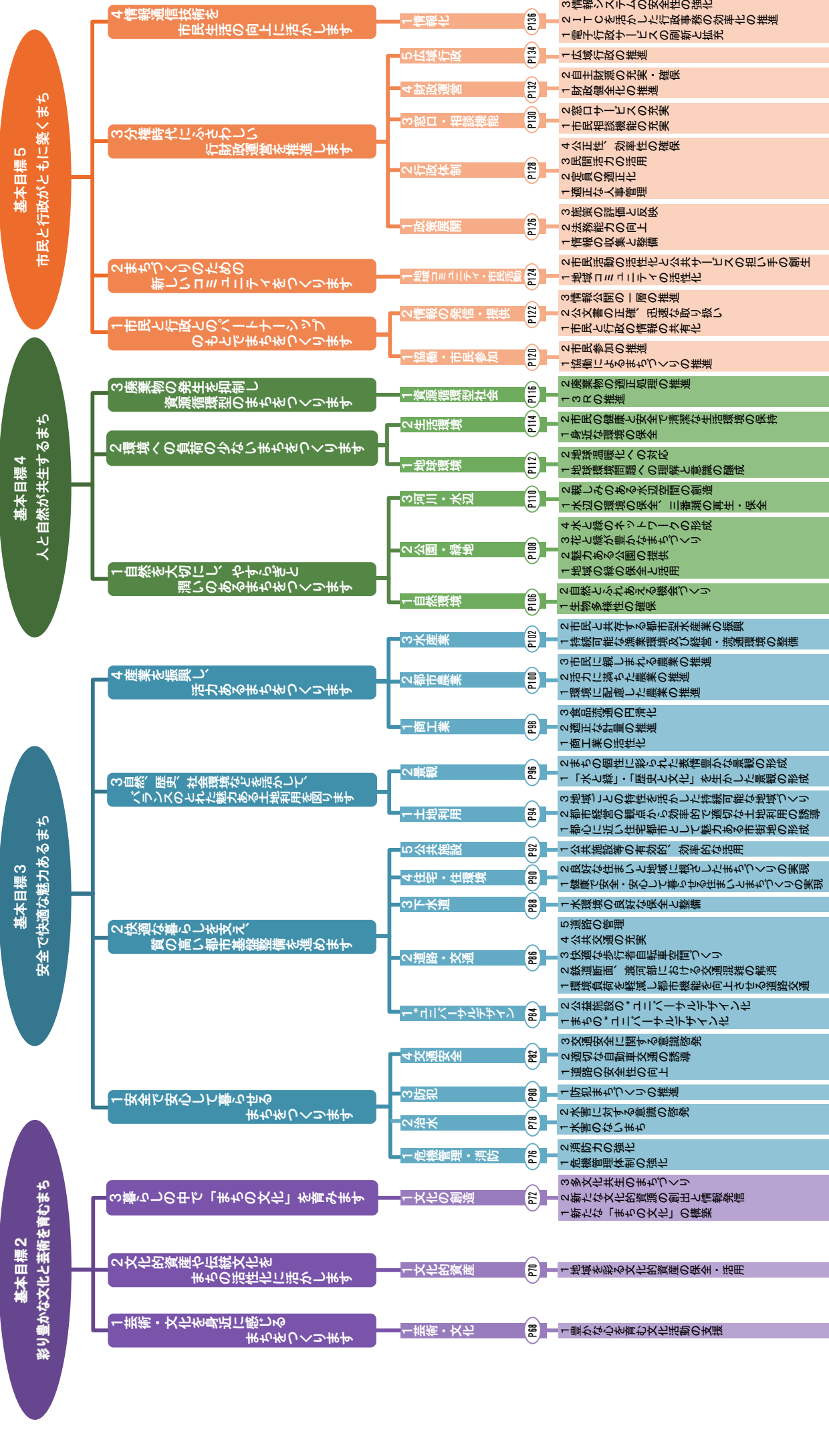
施策の方向 (19本)

大分類 (45本)

ページ

中分類 (102本)

小分類 (273本)



* 巻末用語解説を参照

3. まちづくりの目標を達成するために

「10年間のまちづくりの目標」に示された、安心で、快適な、活力のあるまちづくりを進めるため、「地域」「協働」「多様な視点」の3つの側面を意識した施策を展開します。

(1) 地域～地域特性の特化

本市は、北部・中部・南部のそれぞれにおいて、様々な特性を有する地域の集合体で構成されています。これらの地域特性には、地形の特性、資源（歴史・文化・自然）の特性、位置的な特性などがあります。また、それぞれの地域には、多様な価値観を持つ、様々な世代の人々が暮らしています。

地域の個々の特性を活かしたまちづくりを進めることで、人々の要望に応えることができることから、各施策分野が地域特性を踏まえた施策を打ち出し、地域とともに「いちかわらしさ」を感じるまちづくりをおこないます。

～地域とともに「いちかわらしさ」を感じるまちづくり～ 地域特性を活かした取り組み例

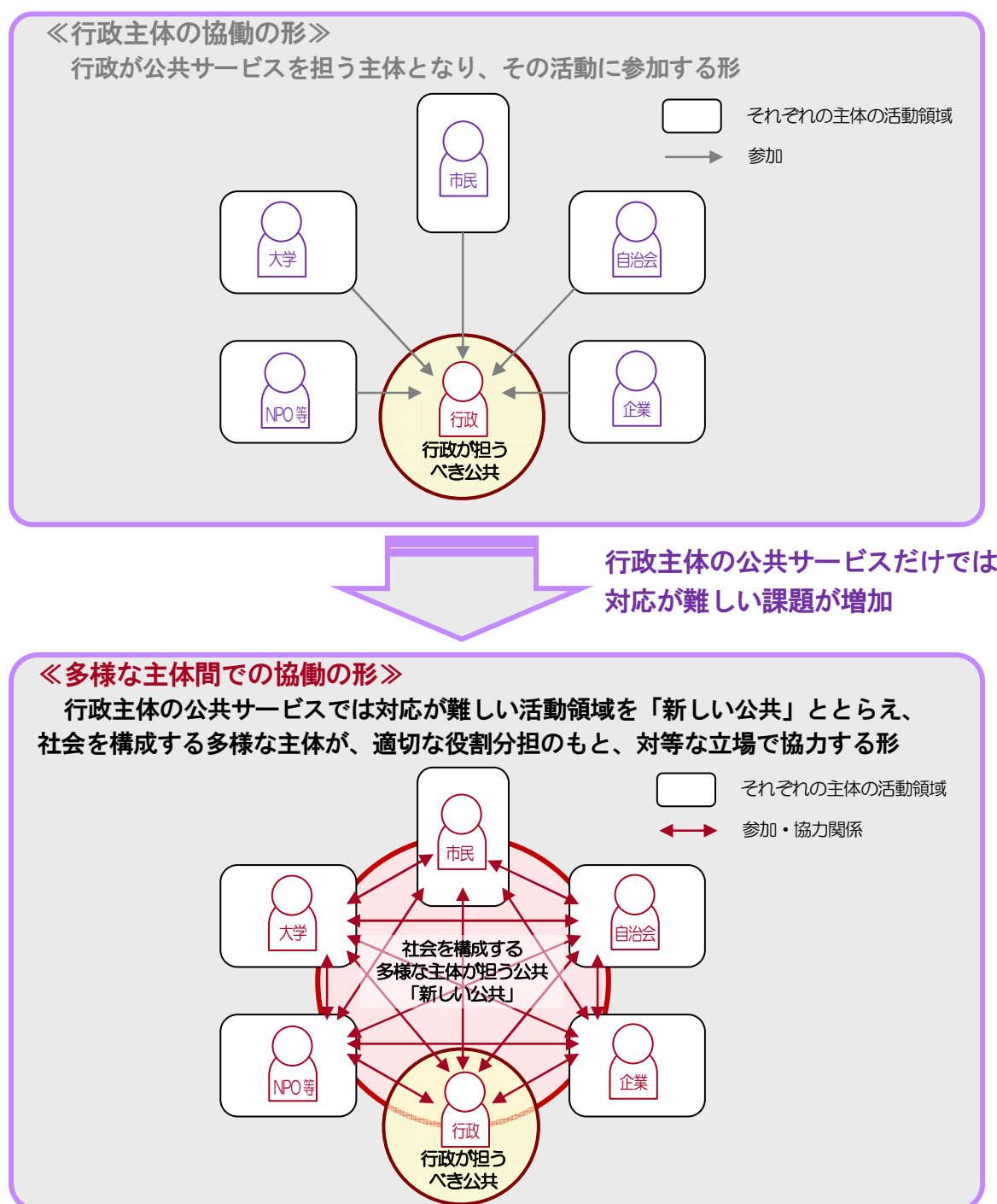


(2) 協働～行政主体の協働から、多様な主体間での協働

これまでは、行政が公共サービスを担う主体となり、その活動に多様な主体が参加する形の協働が主流でした。

しかし、少子高齢化への対応や地域経済の活性化など、行政主体の公共サービスだけでは対応が難しい課題が増えてきています。

こうした課題に取り組むための活動領域を「新しい公共」ととらえ、社会を構成する多様な主体が、適切な役割分担のもと、対等な立場で協力していく社会を目指します。



(3) 多様な視点～いちかわ いろどリアプローチ

① いちかわ いろどリアプローチの考え方

第一次基本計画では、市の主要課題を解決し、将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を達成へ導くために特に重要な 10 の施策テーマを選定し、関連する事業を体系化した「リーディングプラン」を設定しました。

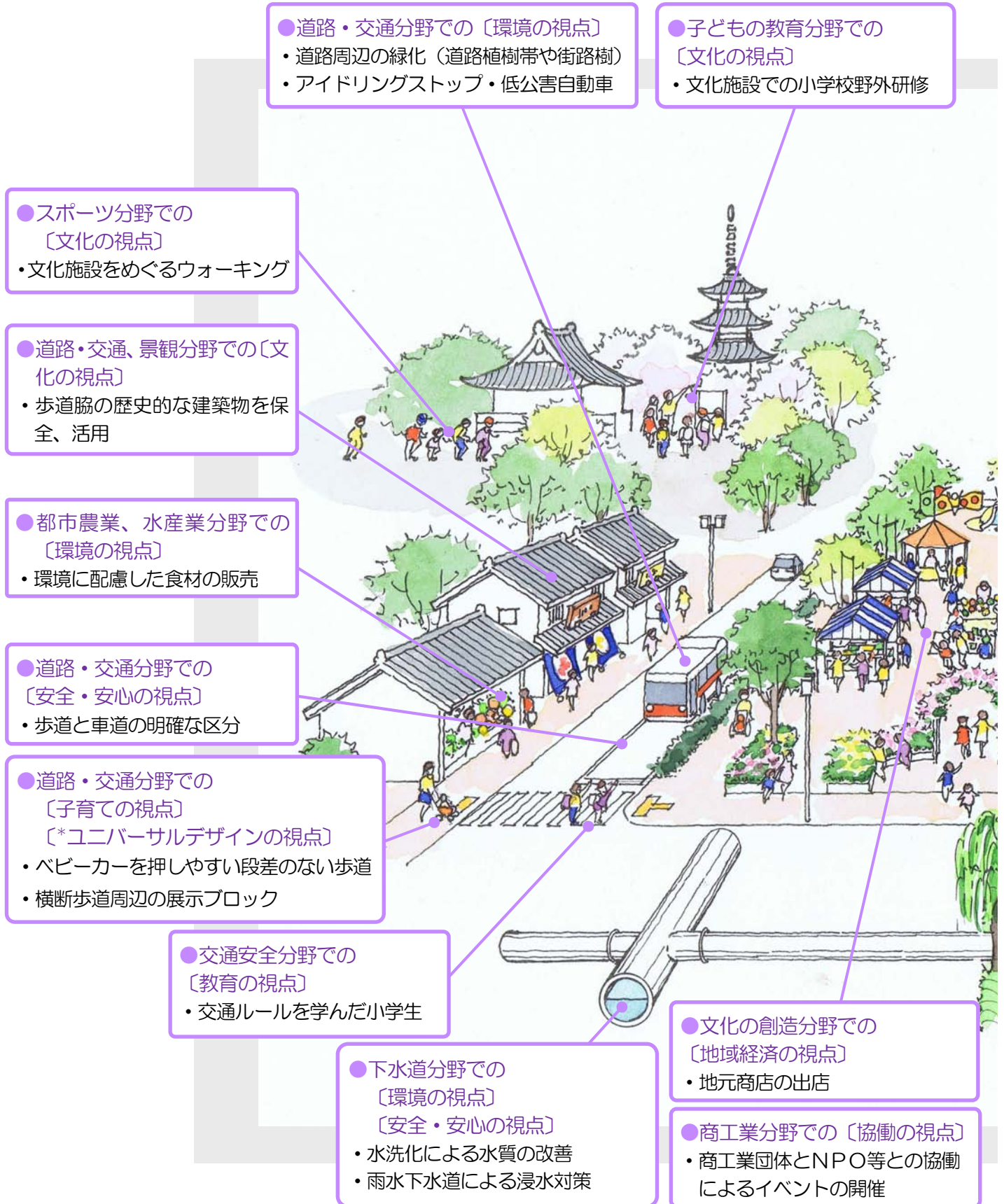
第二次基本計画では、「リーディングプラン」の 10 の視点を引き継ぎ、基本計画の 45 の施策分野それぞれに、10 の視点を意識した「いちかわらしい」施策展開を目指します。

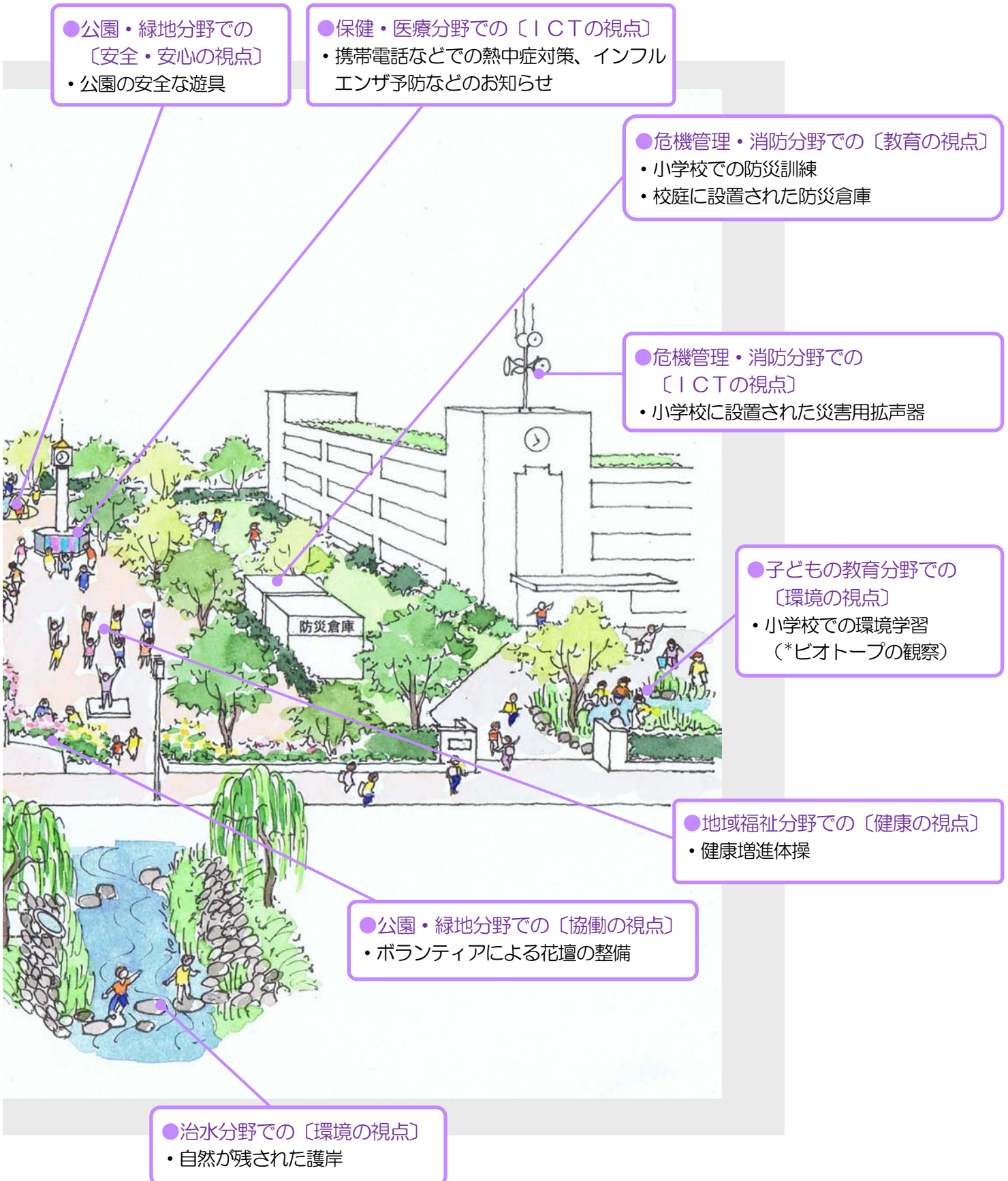
いちかわ いろどリアプローチの 10 の視点	
・ 環境の保全・創造の視点	・ 子育ての支援の視点
・ 安全・安心の向上の視点	・ 教育の振興の視点
・ *ユニバーサルデザインの推進の視点	・ 協働の推進の視点
・ 健康の増進の視点	・ 地域経済の活性化の視点
・ 文化の振興の視点	・ ICTの利活用の視点



*巻末用語解説を参照

② いちかわ いろいろアプローチのイメージ





③いちかわ いろどリアプローチの体系

すべての大分類において10の視点に配慮する
○印は計画策定時に既に関連があったものを示す

いちかわ いろどリアプローチ の10の視点	基本目標1 真の豊かさを感じるまち										基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち					
	保健・医療	子育て	地域福祉	障害者福祉	高齢者福祉	社会保障・住まい	スポーツ	子どもの教育	生涯学習	雇用・労働	消費生活	人権・男女共同参画	平和	芸術・文化	文化的資産	文化の創造
環境の保全・創造の視点	○	○				○	○	○	○						○	
安全・安心の向上の視点	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
*ユニバーサルデザインの推進の視点	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○
健康の増進の視点	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
文化の振興の視点	○				○		○	○	○			○		○	○	○
子育ての支援の視点	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○		
教育の振興の視点	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	
協働の推進の視点	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
地域経済の活性化の視点		○			○		○			○					○	○
I C Tの利活用の視点	○	○		○	○	○	○	○	○			○				

*巻末用語解説を参照

基本目標3 安全で快適な魅力あるまち												基本目標4 人と自然が 共生するまち					基本目標5 市民と行政が ともに築くまち												
危機管理・消防	治水	防犯	交通安全	*ユニバーサルデザイン	道路・交通	下水道	住宅・住環境	公共施設	土地利用	景観	商工業	都市農業	水産業	自然環境	公園・緑地	河川・水辺	地球環境	生活環境	資源循環型社会	協働・市民参加	情報の発信・提供	地域コミュニティ・市民活動	政策展開	行政体制	窓口・相談機能	財政運営	広域行政	情報化	
	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○			○	○		○	○	○	○
			○	○	○		○	○	○	○					○	○		○		○	○	○			○		○		○
				○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○									○	
				○	○		○	○		○					○	○												○	
○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
				○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○							○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○		○	○		○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

* 巻末用語解説を参照

4. 施策別計画

●計画の見方

○施策体系

その施策分野が「基本目標」から始まる施策体系のどこに位置するかを示しています。

○いちかわ いろどりアプローチ

その施策分野が、いちかわ いろどりアプローチの10の視点のうち、どのアプローチに関連しているかを示しています。

○施策分野を取り巻く現状と課題

その施策分野に関連する現状と今後の課題を示しています。

○施策分野のねらい

その施策分野が目指すねらいとその内容を示しています。

40 Ⅱ. 基本計画／4. 施策別計画

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) 保健・医療

いちかわ いろどり アプローチ

環境	安全安心	ユニバーサルデザイン	健康	文化	子育て	教育	協働	地域経済	ICT
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

保健・医療分野を取り巻く現状と課題

生活習慣病など健康に関する新たな問題に対しては、予防医療の観点から市民一人ひとりの健康意識の向上など、病気になるための取り組みが重要となってきています。

また、新型のインフルエンザなどの感染症、高齢化に伴う医療需要の増大、また心の健康にかかわる問題の増加などに対応するため、「保健・医療・福祉」の分野を超えた連携、普段からの健康増進と疾病予防に関する活動、そして、急性期から回復期、在宅医療までの一貫した医療サービス体制の整備が求められています。

近年、医療を取り巻く環境が厳しいものとなる中で、救急医療、*周産期医療、小児医療など、地域医療を支える医療提供体制の確保が課題となっています。



高親学級

保健・医療分野のねらい（中分類）

- 地域における医療環境の充実**
市民が安心して生活できるよう、*救急医療体制（1次、2次、2.5次）の整備を行うとともに、*保健医療圏内の自治体や医療機関との連携により、地域における医療環境の充実を図ります。
- 健康づくりの推進**
生涯にわたり安心して元気に暮らせるよう、心と体の両面から健康づくりを推進します。また、乳幼児のすこやかな成長のため、相談体制や健康診査等のさらなる充実を図ります。
その他、市民自らが食生活、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣を見直し、健康意識の向上が図れるよう、健康づくり事業を実施します。
- 公衆衛生の推進**
感染症についての正しい知識や予防接種の重要性について啓発し、感染症の予防に取り組みます。また、霊園の管理や整備に加え、社会状況の変化に対応した市営霊園のあり方についても検討していきます。

*巻末用語解説を参照

保健・医療分野の構成

(中分類)	(小分類)
1. 地域における医療環境の充実	地域に必要な医療の確保
2. 健康づくりの推進	疾病予防、健康管理の推進
	健康への習慣づくりの推進
	健康への悪影響の理解向上
3. 公衆衛生の推進	感染症の予防
	薬物の管理・整備

その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 健康に対する意識を持ち、自ら進んで健康づくりを実践します。 定期的に健康診査等を受診します。 質の高い医療サービスを提供します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談・情報提供を行います。 地域の健康づくり活動との連携を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に定期的な研修会等を通じて、啓発を行います。 健康づくり事業に協力します。
関係機関(県)	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制を確保します。

保健・医療分野の達成状況を見る指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の保健・医療の取り組みに満足している市民の割合	25.9%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 現在の医療に不安を感じている市民の割合	55.4%	↓
2. 健康だと感じている市民の割合	60.5%	↑
3. 健康のため食事に気をつけている市民の割合	77.9%	↑
4. 救急搬送患者のうち、市内医療機関に収容した割合	68.7%	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：保健スポーツ部
- 主な予算
：一般会計 衛生費／国民健康保険特別会計／病院事業会計

部門計画名

- 市川市健康増進計画(保健スポーツ部)
- 市川市食育推進計画(保健スポーツ部)
- 市川市自殺対策計画(保健スポーツ部)

○施策分野の構成

その施策分野の構成を示しています。

○その他の関係主体ごとの役割

「施策分野のねらい」を実現するため、それぞれの主体に期待される役割を示しています。

○分野の達成状況を見る指標

市民意識や事業実績など施策分野の達成状況を把握するための指標を示しました。

市民意識

：平成22年8月に実施した市民意向調査結果など

事業実績

：平成23年3月段階で把握可能な直近の数値

目標の見方

- ↑：上昇、増加、推進、向上など
- ：維持、確保など
- ↓：低減、減少、削減など

○部門計画名

その施策分野に関連する行政計画を示しています。

○実施部・予算

その施策分野の施策を主体として実施する部署と関連する部署を示しています。



真の豊かさを感じるまち 第1章

施策の方向	大分類	中分類
1. 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります	1. 保健・医療	1. 地域における医療環境の充実 2. 健康づくりの推進 3. 公衆衛生の推進
	2. 子育て	1. 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 2. 地域における子育て支援
	3. 地域福祉	1. 支え合い社会への意識変革 2. 地域への参加と交流の体制づくり 3. 地域の安心と信頼の向上
	4. 障害者福祉	1. 社会参加の促進 2. 生活支援の充実 3. 医療・リハビリテーションの支援 4. 地域の理解・支援の促進
	5. 高齢者福祉	1. 介護予防と生きがいづくりの充実 2. 介護サービス及び生活支援サービスの充実
	6. 社会保障・住まい	1. 安心して暮らせる社会保障の充実 2. 住まいの安心・安全への支援
	7. スポーツ	1. スポーツ環境の充実
2. 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます	1. 子どもの教育	1. 子どもの育成（子どもの姿） 2. 家庭・学校・地域の連携（家庭・学校・地域の姿） 3. 教育環境の整備・充実（市川の教育の姿）
3. 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります	1. 生涯学習	1. 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現
4. 誰もが安心して働くことができる環境をつくります	1. 雇用・労働	1. 就労の支援 2. 労働環境の向上
	2. 消費生活	1. 自立して、考え、行動する消費者の育成 2. 消費者被害の救済
5. 人権を尊重し、世界平和に貢献します	1. 人権・男女共同参画	1. 人権尊重社会の実現 2. 男女共同参画社会の実現
	2. 平和	1. 平和意識の高揚 2. 国際平和のための活動の促進と支援

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) 保健・医療



保健・医療分野を取り巻く現状と課題

生活習慣病など健康に関する新たな問題に対しては、予防医療の観点から市民一人ひとりの健康意識の向上など、病気になるための取り組みが重要となってきています。

また、新型のインフルエンザなどの感染症、高齢化に伴う医療需要の増大、また心の健康にかかわる問題の増加などに対応するため、「保健・医療・福祉」の分野を超えた連携、普段からの健康増進と疾病予防に関する活動、そして、急性期から回復期、在宅医療までの一貫した医療サービス体制の整備が求められています。

近年、医療を取り巻く環境が厳しいものとなる中で、救急医療、*周産期医療、小児医療など、地域医療を支える医療提供体制の確保が課題となっています。



両親学級

保健・医療分野のねらい（中分類）

1. 地域における医療環境の充実

市民が安心して生活できるよう、*救急医療体制（1次、2次、2.5次）の整備を行うとともに、*保健医療圏内の自治体や医療機関との連携により、地域における医療環境の充実を図ります。

2. 健康づくりの推進

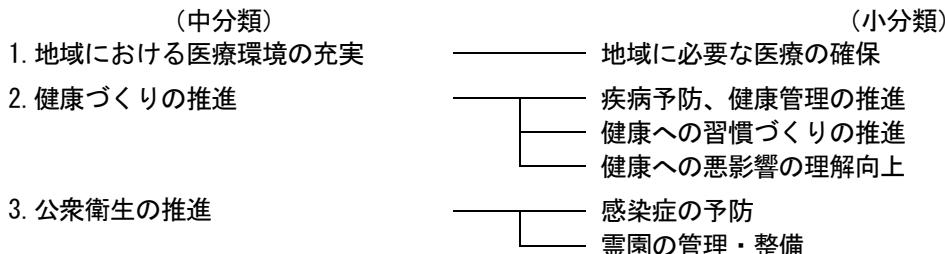
生涯にわたり安心して元気に暮らせるよう、心と体の両面から健康づくりを推進します。また、乳幼児のすこやかな成長のため、相談体制や健康診査等のさらなる充実を図ります。

その他、市民自らが食生活、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣を見直し、健康意識の向上が図れるよう、健康づくり事業を実施します。

3. 公衆衛生の推進

感染症についての正しい知識や予防接種の重要性について啓発し、感染症の予防に取り組みます。また、霊園の管理や整備に加え、社会状況の変化に対応した市営霊園のあり方についても検討していきます。

保健・医療分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民		<ul style="list-style-type: none"> 健康に対する意識を持ち、自ら進んで健康づくりを実践します。 定期的に健康診査等を受診します。
事業者	病院	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い医療サービスを提供します。 専門的な相談・情報提供を行います。 地域の健康づくり活動との連携を図ります。
	企業	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に定期的な研修会等を通じて、啓発を行います。 健康づくり事業に協力します。
関係機関（県）		<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制を確保します。

保健・医療分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の保健・医療の取り組みに満足している市民の割合	25.9%	↗

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 現在の医療に不安を感じている市民の割合	55.4%	↘
2. 健康だと感じている市民の割合	60.5%	↗
3. 健康のため食事に気をつけている市民の割合	77.9%	↗
4. 救急搬送患者のうち、市内医療機関に収容した割合	68.7%	↗

実施部・予算

○主な実施部

：保健スポーツ部

○主な予算

：一般会計 衛生費／国民健康保険特別会計／
病院事業会計

部門計画名

市川市健康増進計画（保健スポーツ部）

市川市食育推進計画（保健スポーツ部）

市川市自殺対策計画（保健スポーツ部）

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) 子育て

いちかわ
いんどり
アプローチ

環境

安全安心

エバーカル
デザイン

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



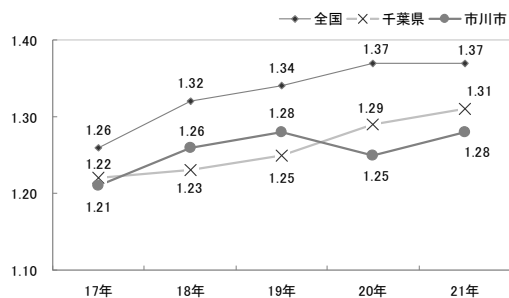
子育て分野を取り巻く現状と課題

本市の出生数は、昭和49年は6,787人でしたが、それ以降減少する傾向が続き、平成16年以降は年間4,800人前後で推移しており、平成22年には4,718人となっています。また、本市の*合計特殊出生率は、全国に比べて低く、少子化が進行しています。本市では、小さな子どもを持つ世帯の核家族化が県内でも特に進んでおり、隣近所など地域とかかわる機会が少なくなることで、子育てで家庭が孤立してしまう状況も発生しています。

このような中、特に虐待の急増は社会問題となっており、子どもの人権や生命を守るため、配慮を要する子どもや家庭への支援が必要となっています。

また、働く女性の増加やライフスタイルの多様化を受け、保育需要を満たす基盤整備だけでなく、様々なニーズに対応できるサービスの提供など、地域で子育てを支えていくための取り組みが求められています。

■ *合計特殊出生率



親子つどいの広場

子育て分野のねらい（中分類）

1. 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援

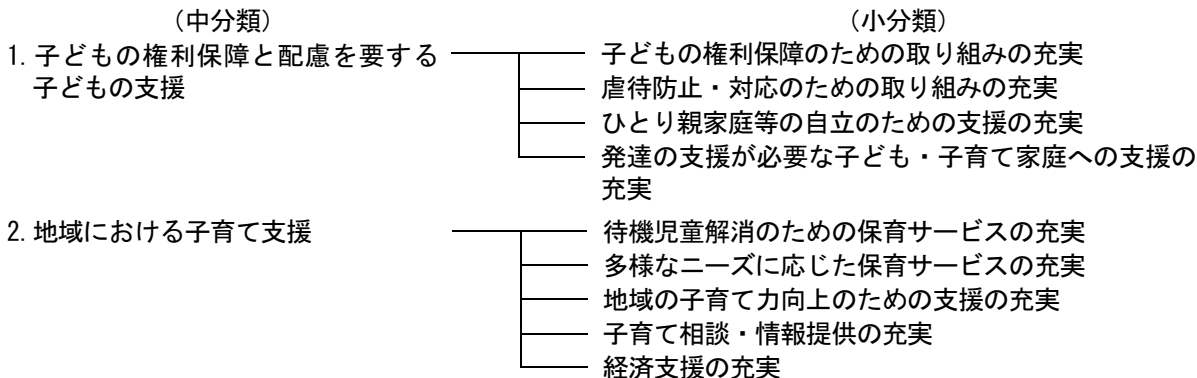
子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められている*子どもの権利条約の趣旨を最大限に尊重し、すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の防止や対応を充実します。

ひとり親家庭や発達への支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を充実し、また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参加できる社会を目指します。

2. 地域における子育て支援

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、待機児童の解消をはじめ、一時保育など多様な保育サービスの充実、妊娠から出産・育児のそれぞれの時期にわたる相談や情報の提供、子育てをする親同士の交流の場を提供するなど、きめ細やかな子育て支援を行います。

子育て分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを権利の主体として尊重します。 ・家庭は子どもの養育・発達に基本的な責任を有していることを認識します。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを権利の主体として尊重します。 ・子育て家庭が地域の中で孤立することのないよう見守るとともに、普段から助け合いや連携を深めます。 ・子どもが健やかに成長・発達できる地域社会をつくります。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・男女を問わず、子育てと仕事が両立できる職場環境をつくります。

子育て分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の子育ての取り組みに満足している市民の割合	9.5%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 地域との交流により支え合って子育てできていると感じる市民の割合	13.7%	↑
2. 子どもの発達にかかる相談・支援の体制について満足と感じる割合	47.4%	↑
3. 働きながら子育てしやすいと感じる割合	28.4%	↑
4. 保育園の待機児童数	432人	↓
5. 児童虐待の件数	247件	↓

実施部・予算

- 主な実施部
 - : こども部
- 主な予算
 - : 一般会計 民生費

部門計画名

- 市川市次世代育成支援行動計画 (こども部)
- 市川市保育計画 (こども部)

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) 地域福祉



地域福祉分野を取り巻く現状と課題

近年の家族形態や地域に対する意識の変化、価値観や生活様式の多様化が進む中で、地域福祉に欠かせない「近所付き合い」や助け合いの場面が少なくなってきました。このような中、現在の公的な福祉サービスだけですべてのニーズに対応することが困難になってきました。こうした環境のもと、地域の特性に応じて展開される地域福祉が、地域の課題を解決する視点として期待されています。地域福祉の推進は、個人（自助）、地域社会（共助）、行政（公助）がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力していくことで可能になります。かつて市川市のどこにでも見られた隣近所との付き合い、向こう三軒両隣といった関係を、新しい形で築いていくことが課題です。

■ 地域福祉の自助・共助・公助

一人ひとりが取り組む 自助	地域住民が力を合わせて実現する 共助	行政の責任として推進する 公助
-------------------------	------------------------------	---------------------------

地域福祉分野のねらい（中分類）

1. 支え合い社会への意識変革

すべての市民が、地域での交流と支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担ってもらうために、広報やWebサイト、講座等の機会を通じて支え合い社会に向けた周知と啓発を行います。地域のニーズに対応した行政運営を行うため、部門間連携の強化や職員意識の変革に取り組みます。

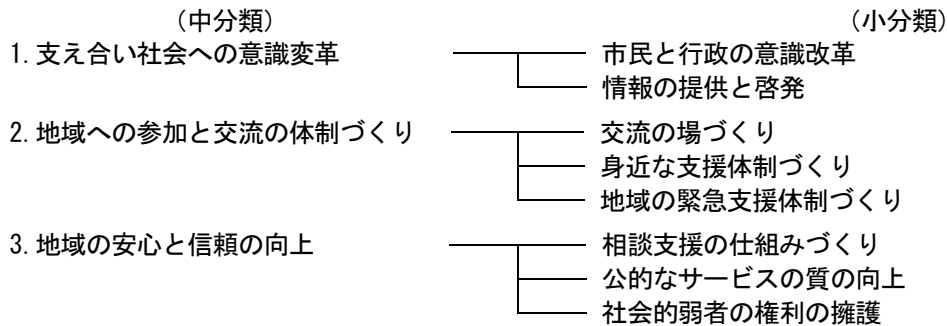
2. 地域への参加と交流の体制づくり

*地区社会福祉協議会やその活動を支える*市川市社会福祉協議会、自治会などは地域福祉の分野で重要な役割を担っています。これらの団体が地域で活動できる場づくりや、緊急時を含めた支援体制づくりを進めることにより、地域住民同士が相互に支え合い、助け合う「*福祉コミュニティ」の形成を目指します。

3. 地域の安心と信頼の向上

自助や共助による取り組みを促進する一方で、基本的な福祉ニーズには一定の基準のもと全市的かつ一律に実施できる「公的な福祉サービス（公助）」で対応します。また、これらすべての取り組みが、相互に連携・補完して様々な福祉ニーズにつながるよう、相談支援体制の整備を進めるとともに、サービスそのものが安心して利用できるよう質の向上を図ります。

地域福祉分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自助の取り組みとして地域活動に積極的に参加するとともに、地域とのコミュニケーションを積極的に図ります。 ・誰かに必要とされている実感を持てるよう、一人ひとりが地域の中でその人にふさわしい役割を持ちます。
	地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ・共助の取り組みとして、「*地区社会福祉協議会」が地域における共助分野のコーディネート機能を受け持ちます。 ・地域内の自治(町)会や各種団体、市民活動団体等は、互いの活動を理解し、積極的に交流・連携します。

地域福祉分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の地域福祉の取り組みに満足している市民の割合	11.4%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 地域の中で役割を持ち、誰かに必要とされている実感を持てたと思う市民の割合	12.9%	↑
2. 隣近所との付き合いが親密であると思う市民の割合	30.7%	↑
3. 相談支援体制に満足している市民の割合	8.5%	↑
4. 社会福祉協議会の会員加入率	30.45% (会員数/全世帯)	↑
5. 誰でも気軽に参加することのできる集まり(サロン)の数・開催数	54 サロン 1,248 回開催	↑
6. ボランティアセンターのボランティア登録数(個人・団体)	436人114グループ	↑

実施部・予算

○主な実施部

：福祉部

○主な予算

：一般会計 民生費/介護保険特別会計

部門計画名

市川市地域福祉計画(福祉部)

*巻末用語解説を参照

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) 障害者福祉

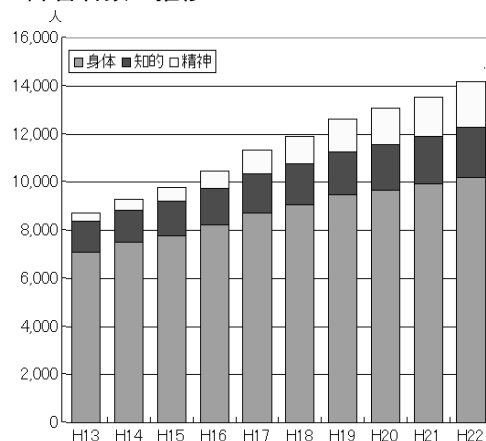


障害者福祉分野を取り巻く現状と課題

障害を持つ人の数は、平成22年現在約14,000人と、この10年間で約1.7倍となり、人口の伸びを上回る勢いで増えています。こうした状況に対応し、*ノーマライゼーション社会の実現を目指すため、全ての市民の人権が尊重され、地域社会でいきいきと暮らしていけるよう、「自立・参加・共生」を理念とした障害者計画に基づく取り組みを行っています。

今後、高齢化の進展等により障害者（児）のさらなる増加が予想されるとともに、障害者（児）の介護を担う家族の高齢化も深刻な課題となりつつあります。また、障害者施策は対象者やその家族だけのものではありません。障害のある人もない人も共に地域の中で安心して暮らせるような取り組みが求められています。

■障害者数の推移



■人口に占める割合

	H11	H22
身体	1.4%	2.2%
知的	0.3%	0.4%
精神	0.1%	0.4%
合計	1.8%	3.0%

障害者福祉分野のねらい（中分類）

1. 社会参加の促進

施設での日中活動や社会生活への訓練などの福祉的就労、自立のための一般就労などを充実させることにより、本人の意思に添った社会参加を促進します。

2. 生活支援の充実

地域での多様なライフスタイルに合わせ、障害福祉サービスの充実を図るとともに、社会生活の基本であるコミュニケーションや移動を支援する体制づくりに努めます。また、身近で気軽に相談ができ、障害福祉に関する情報も入手できるようにするとともに、障害者（児）が安心して地域の中で自立を目指せるよう、権利擁護の仕組みを整えます。

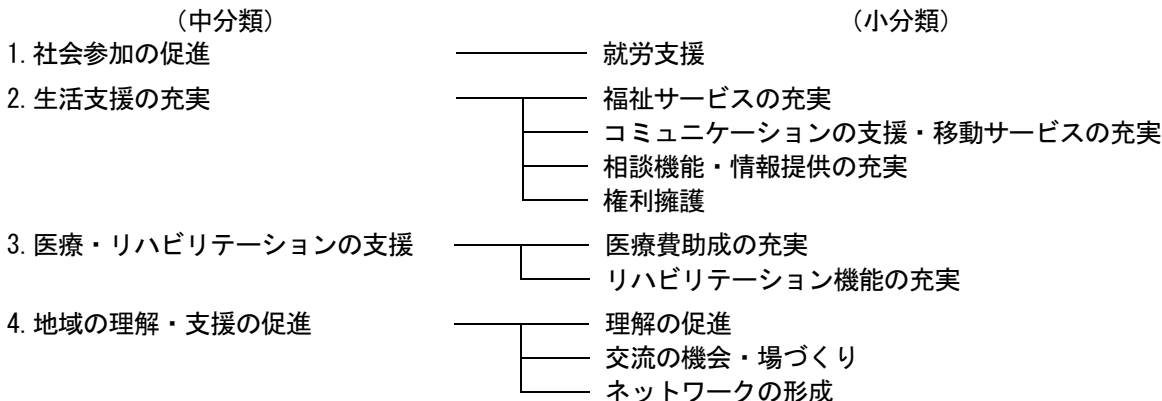
3. 医療・リハビリテーションの支援

障害者（児）の自立を支援するための各種の医療費の助成を行います。また、障害者（児）がリハビリ拠点への通所だけでなく、日常生活の場である家庭や施設などに訪問しリハビリテーションが行えるよう、環境整備に努めます。

4. 地域の理解・支援の促進

障害児や高齢の障害者など、様々な状況に置かれている障害者（児）の立場を理解し、地域の人々と交流できる機会や場を設けます。また、障害のある人もない人も、ともに地域の中で安心して暮らしていけるよう、障害者団体とその活動を支援する人や自治会などとのネットワークづくりを進めます。また学校において、障害者（児）に対する正しい理解を深める教育などを進めます。

障害者福祉分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児）に対する理解と協力を進めます。 ・ ボランティア活動などを通して障害者（児）の日常活動の支援に積極的に関わります。 ・ 障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らします。
	当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人との交流を深め、必要なサービスを受けながら自立を目指します。 ・ 共助に基づく地域社会の形成のため、一住民として地域社会の中で積極的な役割を担っていくとともに、自ら発信します。
事業者	企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が自立した生活を営めるよう、障害者の雇用の促進に努めます。 ・ 障害者に対する理解を深め、働きやすい環境の整備に努めます。 ・ 地域におけるボランティア活動などを展開します。
	サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立を支援する視点から当事者や家族のニーズを把握し、サービスを提供します。

障害者福祉分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の障害者（児）福祉の取り組みに満足している市民の割合	8.8%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 障害のある人もない人も同様に日常生活を送れる環境づくりが推進されていると思う市民の割合	9.3%	↑
2. 市や企業における障害者雇用率	1.18%	↑
3. 就労支援センターを利用して一般就職した障害者数	22名	↑
4. 福祉サービスを利用して施設から地域生活に移行した障害者数	3名	↑
5. 障害者（児）福祉サービスの利用者数	1,733名	↑
6. 障害者手帳所持者のうち、施設入所者の割合	1.65%	↓

実施部・予算

○主な実施部

：福祉部

○主な予算

：一般会計 民生費

部門計画名

市川市障害者計画（福祉部）

市川市障害福祉計画（福祉部）

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) 高齢者福祉

いちかわ
いそどり
アプローチ



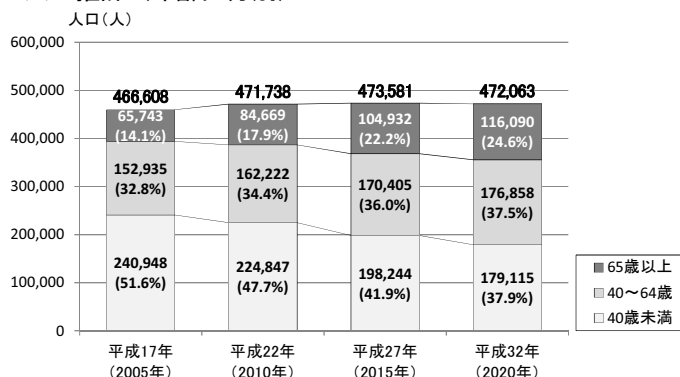
高齢者福祉分野を取り巻く現状と課題

少子高齢化の進展により、国の*高齢化率は、平成22年3月31日現在22.7%と、国民の約4.4人に1人が高齢者という超高齢社会に突入しています。本市では、平成22年3月31日現在の*高齢化率は16.6%と国と比較すると低くなっていますが、高度経済成長期に市内に移り住んできた人々の多くが高齢となることなどから、平成32年度には*高齢化率は24.6%、市民の4人に1人が高齢者になると予測されています。

また、要介護認定者の数も年々増加しており、施設介護サービスや居宅介護サービスの利用者も増え続けることが予想されています。このため、介護サービスの基盤整備を一層進めていくことが重要です。

高齢者が介護を必要とする状態にならないように、いつまでも健康で生きがいを感じ、充実した生活を送ることができるようにするために、介護予防への取り組みや、高齢者自らが健康づくりや生きがいづくりに取り組むことができる活動の場を充実させることが必要です。

■人口推計（年齢区分別）



注)平成17年(2005年)は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳を含みます

高齢者福祉分野のねらい（中分類）

1. 介護予防と生きがいづくりの充実

高齢者の介護予防に取り組み、健康で明るく元気に生活できるように健康維持・増進を支援します。

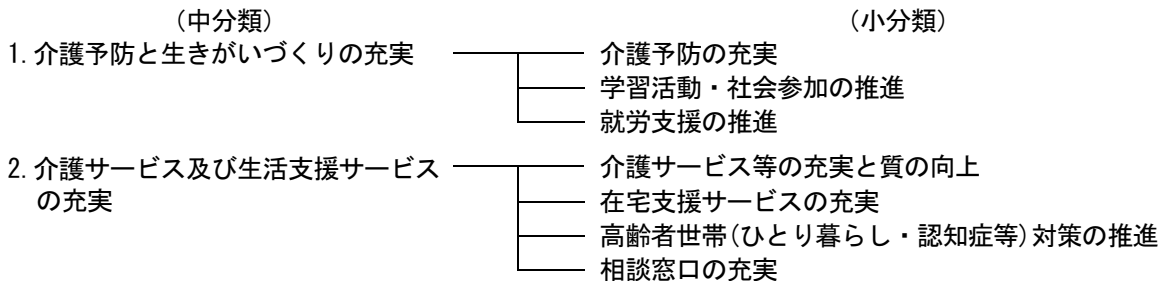
また、高齢者が生きがいを持って豊かな生活ができるよう、生涯学習の講座などを充実させるとともに、高齢者の方がこれまでに培ってきた知識や経験を活かし社会で活躍できる場を拡充するための取り組みを進めます。

2. 介護サービス及び生活支援サービスの充実

介護が必要な高齢者に対して、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、自分らしい生活を送ることができるよう在宅サービスのほか、介護老人保健施設「ゆうゆう」の運営や施設整備への支援などを通して、介護保険サービスの充実に努めます。

また、日常生活で支援を必要とする高齢者に対して、外出の機会を増やす取り組みを進めるなど生活に密着した生活支援サービスを提供します。

高齢者福祉分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら進んで健康管理を行います。 ・認知症等に対する正しい知識を身につけます。 ・自らの知識や技能を活かしながら社会参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自立を支援する視点から利用者や家族のニーズを的確に把握し、サービスを提供します。

高齢者福祉分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の高齢者福祉の取り組みに満足している市民の割合	9.2%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 高齢者が生きがいのある充実した生活を送れる環境づくりが推進されていると思う市民の割合	9.3%	↑
2. 介護を必要としない高齢者の割合	86.2%	↑
3. シルバー人材センター会員数	1,704人	↑
4. いきいき健康教室の参加者数	67,051人	↑
5. 特別養護老人ホームの定員	677人	↑

実施部・予算

○主な実施部

：福祉部／保健スポーツ部

○主な予算

：一般会計 民生費／介護保険特別会計／
介護老人保健施設特別会計

部門計画名

市川市老人福祉計画（福祉部）

市川市介護保険事業計画（福祉部）

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) 社会保障・住まい



社会保障・住まい分野を取り巻く現状と課題

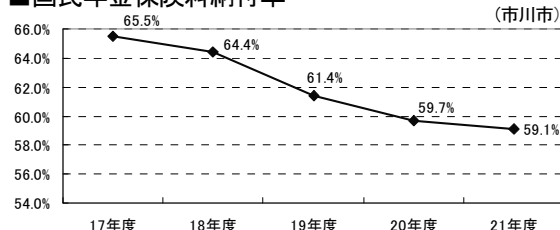
高齢社会の進展に伴い、老後の生活を保障する公的年金の役割がますます重要なものとなってきている中、国民年金への加入意識や納付率の低下が課題となっています。また、医療費の伸びや経済情勢の悪化による所得の落ち込みなどで、国民健康保険事業は厳しい財政状況となっています。

生活に困っている世帯に対して必要な援助を行う生活保護は、最低限度の生活を保障し、生活意欲の高揚や自立を促すことを目的としています。近年では景気の動向など社会経済の影響を受けて被保護世帯数は年々増加しており、受給者の自立に向けた取り組みの強化が求められています。

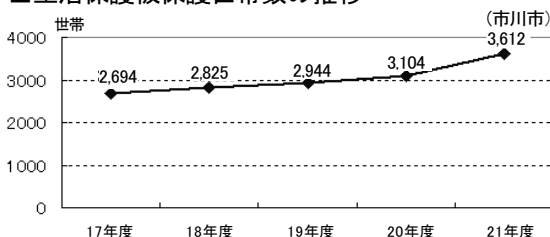
市営住宅は、平成22年4月1日現在、25団地50棟1,968戸あり、耐震改修やアスベスト対策を引き続き実施していく必要があります。

高齢社会において、高齢者の自立や介護に配慮した居住の確保・*バリアフリー化が課題となっています。また、障害者（児）に対しても、個々の障害にあった住宅の相談や情報提供を行い、*バリアフリー化を促進する必要があります。

■ 国民年金保険料納付率



■ 生活保護被保護世帯数の推移



社会保障・住まい分野のねらい（中分類）

1. 安心して暮らせる社会保障の充実

国民年金の加入意識や納付を向上させるため、広報等を通じて、国民年金制度の啓発を図ります。また、特定健康診査や特定保健指導等を実施し生活習慣病を予防することで、医療費の抑制を図り、国民健康保険の健全な運営を目指します。

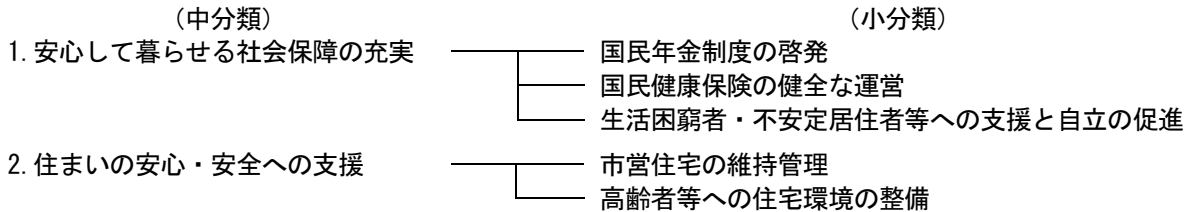
生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談・指導の充実に努めます。さらに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診等を支援するとともに、状況に応じた相談体制の充実に努めます。

2. 住まいの安心・安全への支援

市営住宅の老朽化が進んでいることから、市川市公営住宅等長寿命化計画により、計画的に耐震改修や*バリアフリー化などを進め、安全性、居住性の向上に努めます。

また、高齢者も障害者（児）も誰もが安心して生活ができるように、住宅に関する相談や情報提供を行うとともに、住宅改修をする場合の経済的な支援などを行います。

社会保障・住まい分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障制度を支えるために、適正な負担を担い、適正な給付を受けます。 ・ 定期的に健康診査や保健指導を受け、自らの健康保持に努めます。 ・ 医療費の一部が保険によって支払われていることを認識し、適正な受診に努めます。 ・ 安心して生活できるよう、自宅や身近な場所を点検、管理します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被雇用者の健康増進に努めます。

社会保障・住まい分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の社会保障・住まいの取り組みに満足している市民の割合	12.9%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 社会保障（国民年金や国民健康保険、生活保護制度）に不安がないと思う市民の割合	11.1%	↑
2. 特定健康診査の受診率	42.3%	↑
3. 民間賃貸住宅家賃等の助成件数	34件	↑
4. 路上生活者等のうち社会復帰した割合	24.7%	↑

実施部・予算

○主な実施部

：福祉部／保健スポーツ部

○主な予算

：一般会計 民生費／国民健康保険特別会計／
後期高齢者医療特別会計

部門計画名

市川市ホームレス自立支援実施計画（福祉部）

市川市公営住宅等長寿命化計画（福祉部）

市川市特定健康診査等実施計画（保健スポーツ部）

第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります (大分類) スポーツ



スポーツ分野を取り巻く現状と課題

心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあって、健康的な生活や生きがいを求めてスポーツをする人が増加しています。それに伴い、頂点を目指して記録や可能性に挑戦する競技スポーツに加え、レクリエーションや健康づくりなど、スポーツのあり方も多様化しています。

このようなことを受け、監督・コーチなどスポーツ指導者の需要も高まってきていることから、平成18年より、指導者の資質と指導力の向上を目指し、「市川市公認スポーツ指導者制度」を設け、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組んでいます。

さらに多くの人々がスポーツに親しめるように、体力づくりや各種スポーツのレベル向上のため、専門的知識や経験を持つスポーツ指導者の育成・確保が課題となっています。

市民がスポーツを行える場として、国府台スポーツセンター、塩浜市民体育館といった複合スポーツ施設のほか、野球場、テニスコート、屋外プールなどの公共スポーツ施設があります。これらの施設の中には、築年数が50年を超えるものもあることから、計画的な再整備が必要となっています。



国府台スポーツセンター



市川市公認スポーツ指導者養成講習会

スポーツ分野のねらい（中分類）

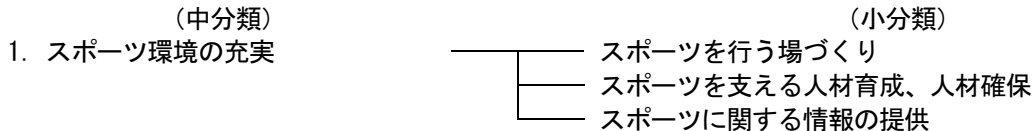
1. スポーツ環境の充実

市民が、安全で安心してスポーツができるよう、スポーツ施設の計画的な再整備を行います。また、*体育指導委員や*スポーツリーダーバンク、公認スポーツ指導者制度などにより、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組んでいきます。

より多くの人々がスポーツに親しめるよう、*総合型地域スポーツクラブの活動を支援するほか、Webサイトを利用した施設予約システムの運用など利便性を高める取り組みを進めます。

また、スポーツ関係団体の活動内容、スポーツ関連の行事予定、施設の利用状況など、スポーツに関する情報の提供を進めていきます。

スポーツ分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> スポーツの知識や経験を活かし、地域のために活動します。 スポーツに親しみ、自らの生きがいや健康づくりに役立てます。 スポーツ活動を通じて、地域社会との関わりを深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> スポーツイベントの開催や場所の提供などを通じて、市民のスポーツ活動を支援します。

スポーツ分野の達成状況を見る指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市のスポーツの取り組みに満足している市民の割合	14.3%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 趣味としてスポーツを行っている市民の割合	37.4%	↑
2. 競技としてスポーツを行っている市民の割合	5.2%	↑
3. 公共スポーツ施設の数	85箇所	↑
4. 市川市公認スポーツ指導者の数	166人	↑
5. *総合型地域スポーツクラブ数	2団体	↑

実施部・予算

- 主な実施部
: 保健スポーツ部
- 主な予算
: 一般会計 衛生費

部門計画名

市川市スポーツ振興基本計画 (保健スポーツ部)

*巻末用語解説を参照

第1章 真の豊かさを感じるまち

第2節 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます (大分類) 子どもの教育



子どもの教育分野を取り巻く現状と課題

高度情報化や国際化の進展、科学技術の進歩や価値観の多様化などといった社会の変化に伴って、教育を取り巻く状況は大きく変わってきています。

そうした中においても、子どもたちが、自分を大切に、他人を思いやる気持ちを育むことや、基礎的・基本的な知識及び技能、そしてそれらを活用する力を身につけること、さらには健康な体をつくることなどは、いつの時代にあっても、変わることはない教育課題と言えます。

一方、核家族化や少子高齢化が進み、人との関わりが以前よりも希薄になる中で、人間関係を形成する力と規範意識の低下、さらには命を軽んじる風潮などが一部の子どもたちの中に見られるようになってきたこと、子どもたちの安全・安心への不安が広がってきたことなどは、新たに生じてきた教育課題です。

このような現状にあって、子どもたちの生きる力を育むためには、子どもの学びや育ちの連続性を重視して、それぞれのライフステージに応じた教育が求められています。また、学校とともに、家庭や地域社会が教育の場としての機能を十分に発揮しつつ、一体となって進めることが、子どもの教育に係る課題となっています。

子どもの教育分野のねらい（中分類）

1. 子どもの育成（子どもの姿）

未来へ向かって成長し、未来を担う子どもたちに、これからの社会をよりよく生きていく力を育むことは、とても重要なことです。将来の予測が明確にならない現在の社会にあっては、自らの生涯を切り拓く力強さと、他人と協同してよりよい社会を築こうとする頼もしさが必要です。このため、強い意志をもって主体的に考え行動する力と、たがいに認め合い、他と協調しつつともに社会を支える力を育み、国際社会の中で心身共にたくましく生きていくことのできる子どもを育てます。

2. 家庭・学校・地域の連携（家庭・学校・地域の姿）

教育は家庭・学校・地域の相互の取り組みによって担われるものであり、子どもは社会全体で育まれます。市川市の進める教育を確かなものにするとともに、社会の中でたくましく生きていく子どもを育てるためには、より多くの人々が教育に参画することが必要です。このため、家庭や学校、地域が自らの役割と責任を果たし、十分に連携・協力をして、幅広い教育機能の活性化を図ります。

3. 教育環境の整備・充実（市川の教育の姿）

教育の質を高めるための条件整備は、教育の振興にとって不可欠なものです。社会全体の教育機能の活性化を図り、市川の教育の質を向上させていくには、幼児期からの充実した教育環境を整えていくことが必要です。このため、家庭や学校、地域における安全で安心できる教育環境の整備・充実を図るとともに、一人ひとりに応じた教育的支援を推進します。

子どもの教育分野の構成

(中分類)	(小分類)
1. 子どもの育成 (子どもの姿)	<ul style="list-style-type: none"> — 自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む — 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する — 健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する — 社会的な問題に関する認識を深め、意欲と実践力を育む — 日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む
2. 家庭・学校・地域の連携 (家庭・学校・地域の姿)	<ul style="list-style-type: none"> — 家族の心のつながりを大切にし、心身の成長を育む家庭の教育力の充実を目指す — 子どもと教職員とのつながりを大切にし、子ども一人ひとりの夢を育む学校の教育力の向上を目指す — 人とのつながりを大切にし、子どもの成長を支える地域の教育力の向上を目指す — 家庭・学校・地域のつながりを大切にし、市川の教育力の向上を目指す
3. 教育環境の整備・充実 (市川の教育の姿)	<ul style="list-style-type: none"> — 幼児期の教育を推進するための環境を整える — 一人ひとりに応じた教育的支援を推進する — 安全・安心で充実した教育環境を実現する — 責任ある教育行政を確立する

その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民	家庭	・子どもの成長に合わせて生活習慣や規範意識などを身につけさせ、人格を形成する場としての教育力を高めます。
	地域	・地域住民、企業、NPO、ボランティア団体などが連携して子どもの成長を支えます。
学校		・教職員の指導力向上に努めるとともに、教育環境や指導体制の整備を図り、学校全体の教育力を組織的に高めます。

子どもの教育分野の達成状況を見る指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の子どもの教育の取り組みに満足している市民の割合	18.5%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 学校教育が充実していると思う市民の割合	19.3%	↑
2. 友だちや動植物を大切にしている気持ちをもっている児童生徒の割合	95%	↑
3. 学習意欲の高い児童生徒の割合	70%	↑
4. 運動が好きな児童生徒の割合	75%	↑

実施部・予算

- 主な実施部
 - ：教育総務部／学校教育部／生涯学習部
- 主な予算
 - ：一般会計 教育費

部門計画名

- 市川市教育振興基本計画(教育委員会)
- 市川市教育振興基本計画実施計画(教育委員会)
- 市川市幼児教育振興プログラム(教育総務部)
- 市川の学校教育3カ年計画(学校教育部)
- 市川市生涯学習推進計画(生涯学習部)

第1章 真の豊かさを感じるまち

第3節 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります (大分類) 生涯学習



生涯学習分野を取り巻く現状と課題

情報通信技術の進展及び普及とともに、市民の価値観や嗜好、ライフスタイルが多様化しています。そのような中で、市民の学習活動も多様化、専門化してきており、高度な内容が求められています。

超高齢社会に突入したといわれる社会情勢の中、子どもから大人まで、一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて、自主的、主体的に活動できるように、多様な学習ニーズにも的確に応えられる体制づくりが必要です。

また、学んだ成果を地域社会に還元することができ、生きがいを持って社会・地域に貢献できるような体制づくりとさらなる指導者の育成に努め、層の厚い生涯学習環境を構築することで、地域の教育力の向上を図ることも大切です。

そのためには、市民の学習ニーズに合わせて社会教育施設を活用する必要があります。

さらに、市内に残る貴重な学習資源を保護していく必要があります。

生涯学習分野のねらい（中分類）

1. 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現

多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用することで、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図ります。

また、学びの成果を誰もが発揮できる活動の場を構築することで、生涯学習で得た知識や成果を積極的に地域社会に活かせる機会や仕組みづくりを進めていきます。

さらに、市内に残る貴重な自然・風土・歴史・文化的資産を保護し、次世代に引き継いで行くため、それらを学習資源として活用していきます。

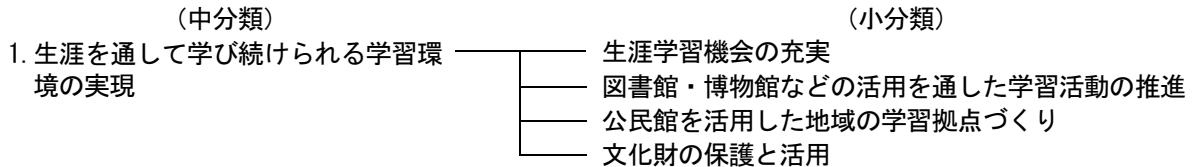


いちかわ市民アカデミー講座授業風景



親子で稲作体験活動

生涯学習分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民	家庭	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の教育力を増すために、親同士の情報交換、相互学習を進めます。 社会教育施設や大学・民間で実施している生涯学習の機会を積極的に活用します。
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ともに学び助け合える環境をつくります。 学んだ成果を地域で活かします。
学校		<ul style="list-style-type: none"> 図書館や博物館などの社会教育施設との連携を図りながら、それらの持つ様々な機能を活用した学習活動を推進し、子どもたちの生涯学習への基礎を培います。

生涯学習分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の生涯学習の取り組みに満足している市民の割合	11.1%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	12.9%	↑
2. 得た知識や経験を地域で活かしている市民の割合	8.0%	↑
3. 公民館の利用者数	1,250,227人	↑
4. 図書館の貸出者数	1,015,868人	↑
5. 考古・歴史博物館の来館者数	46,648人	↑
6. 自然博物館の来館者数	90,113人	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：生涯学習部
- 主な予算
：一般会計 教育費

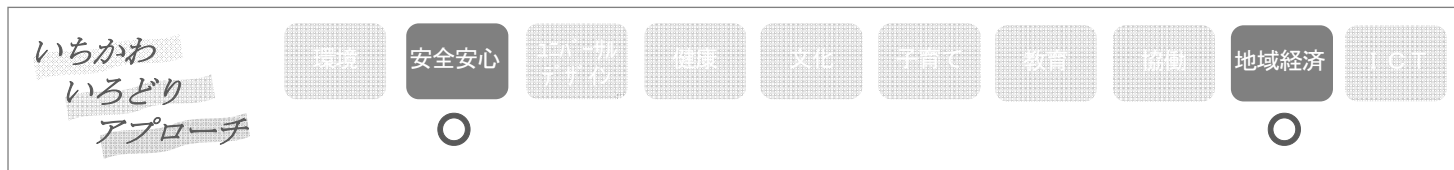
部門計画名

- 市川市教育振興基本計画（教育委員会）
市川市教育振興基本計画実施計画（教育委員会）
市川市生涯学習推進計画（生涯学習部）

第1章 真の豊かさを感じるまち

第4節 誰もが安心して働くことができる環境をつくります

(大分類) 雇用・労働



雇用・労働分野を取り巻く現状と課題

高齢者や女性の社会進出による就業構造の変化や成果主義などの賃金システムの変化、パート、アルバイト、派遣社員等の非正規労働者の増加に伴う就業形態の多様化など、勤労者を取り巻く労働・雇用環境は、大きく変化しています。

働きたくても仕事に就けない若年者、高齢者、女性などが多く存在する状況の中、安心して健康に働くことができるよう、就労の支援が求められています。

雇用機会を創出することは、地域経済を活性化するとともに、財政的な面からも重要な政策課題であり、雇用施策の情報提供、地域の実情にあった雇用施策の実施など、総合的に展開していく必要があります。

今後定年延長や産業構造の変化も見据え、的確な求人情報の提供やニーズに柔軟に対応できる支援体制の整備に向け、国・県・市・事業者がそれぞれの役割分担の中で公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と密接に連携することが重要です。

また、豊かでゆとりある労働環境づくりを促進するため、中小企業勤労者等の福祉向上を図るとともに、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）などを実現することが必要です。

雇用・労働分野のねらい（中分類）

1. 就労の支援

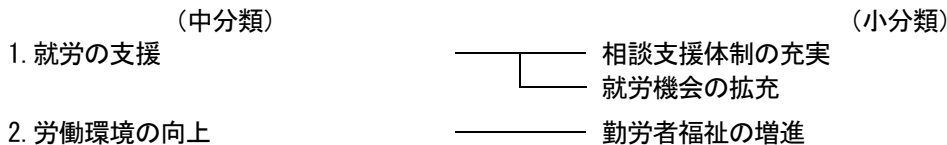
将来に不安を抱える人の就労相談や勤労者・中小企業経営者からの労働問題の相談など、相談支援体制を充実させます。

また、高齢者・障害者を含めた求職者に対して就労機会の拡充を図り、勤労者が安心して健康に働き、暮らすことが出来るよう就労を支援します。

2. 労働環境の向上

勤労者一人ひとりが、その持てる能力を十分に発揮でき、安心していきいきと働き続けることが出来るよう、中小企業等に従事する勤労者の福祉の増進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、豊かでゆとりある労働環境づくりを目指します。

雇用・労働分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件の整備を進めます。 ・ワーク・ライフ・バランスに配慮します。
関係機関 (国・県)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策を積極的に進めます。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組みます。

雇用・労働分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の雇用・労働の取り組みに満足している市民の割合	4.7%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市内で働きやすいと思う市民の割合	9.7%	↑
2. *有効求人倍率(市川公共職業安定所管内)	0.51倍	↑
3. *ジョブ・サポートいちかわにおける就職相談件数	101人	↓※
4. *雇用促進奨励金の交付人数	128人	↓※
5. 勤労福祉センターの利用者数	延187,718人	↑

※雇用労働問題の解消により減を目指します。

実施部・予算

○主な実施部

：経済部

○主な予算

：一般会計 労働費

部門計画名

第1章 真の豊かさを感じるまち

第4節 誰もが安心して働くことができる環境をつくります

(大分類) 消費生活

いちかわ
いそどり
アプローチ



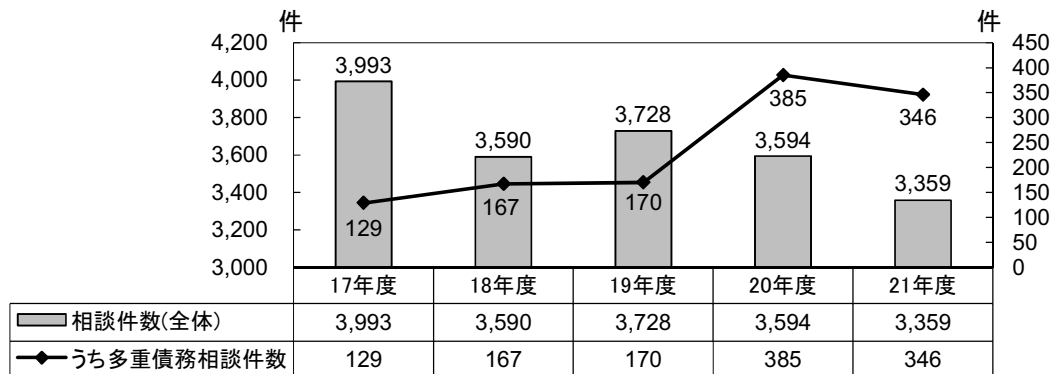
消費生活分野を取り巻く現状と課題

国際化、少子高齢化、情報化、さらに長引く景気の低迷など社会経済環境の急激な変化が進む中、消費者を取り巻く環境は一層複雑なものとなり、消費者トラブルに巻き込まれるケースが多くなっています。安全で安心した消費生活が送れるよう、市民が進んで知識や判断力を高め、正しい情報を選択し、自立して、考え、行動する消費者になることが求められています。

また、消費生活相談においても複雑化、高度化が進んでおり、携帯電話・インターネットを利用した不当請求、金融サービスに関連したトラブル、多重債務相談などが増加しています。

消費生活における様々な問題を解決するためには、高度で専門的な知識を有する人材が求められています。

■消費生活に関する相談件数



消費生活分野のねらい（中分類）

1. 自立して、考え、行動する消費者の育成

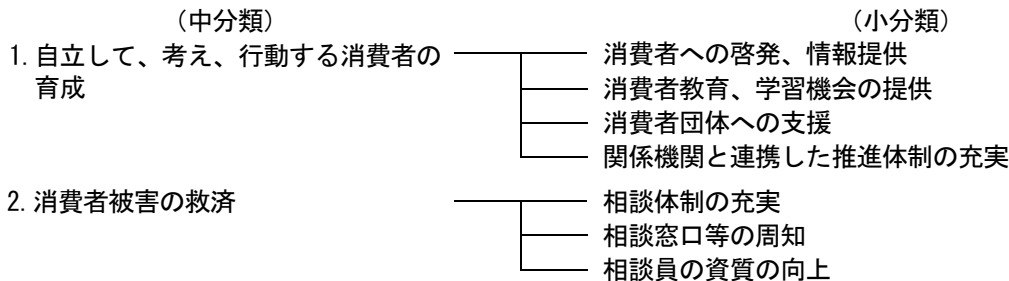
市民が安全で安心した消費生活を送るために、消費者への啓発や情報の提供とともに消費生活に関する学習機会の提供など消費者教育を充実させ、関係機関と連携した取り組みを進めることにより、自立して、考え、行動する消費者を育成します。

2. 消費者被害の救済

弁護士による多重債務専門の法律相談の実施など、相談体制を充実させるとともに、研修等を通じて相談員の資質向上を図ることなどにより、消費者被害に対し、迅速かつ的確な対応ができる支援体制を確立します。

また、専門的な知識を有する相談員を配置し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及び苦情の処理のためのあっせんを行います。

消費生活分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する必要な情報の収集、必要な知識の修得等を自ら進んで行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保します。 ・消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供します。 ・消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮します。 ・消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、苦情を適切に処理します。

消費生活分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の消費生活の取り組みに満足している市民の割合	8.1%	↗

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 安全で安心した消費生活を送っていると感じている市民の割合	43.0%	↗
2. 消費生活に関する相談件数	延 3,359 件	↘ ※
3. 消費生活講座の受講者数	延 221 人	↗
4. 出前消費者講座の受講者数	延 615 人	↗

※ 消費者被害を未然に防ぐことにより減を目指します。

実施部・予算

- 主な実施部
 - ：市民部
- 主な予算
 - ：一般会計 総務費

部門計画名

第1章 真の豊かさを感じるまち

第5節 人権を尊重し、世界平和に貢献します

(大分類) 人権・男女共同参画

いちかわ
いろどり
アプローチ



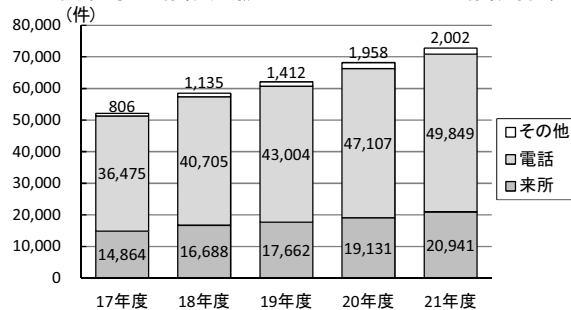
人権・男女共同参画分野を取り巻く現状と課題

人権を尊ぶ社会を築くために、また、男女共同参画社会の実現に向けて、市では啓発活動を行っています。

人権問題については、児童・高齢者・障害者(児)への虐待や、差別、偏見など、様々な人権に関わる課題がクローズアップされています。配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)も年々増加傾向にあり、さらに、インターネットの匿名性を利用した誹謗・中傷などの新たな問題も発生するなど、問題は多様化、複雑化してきています。

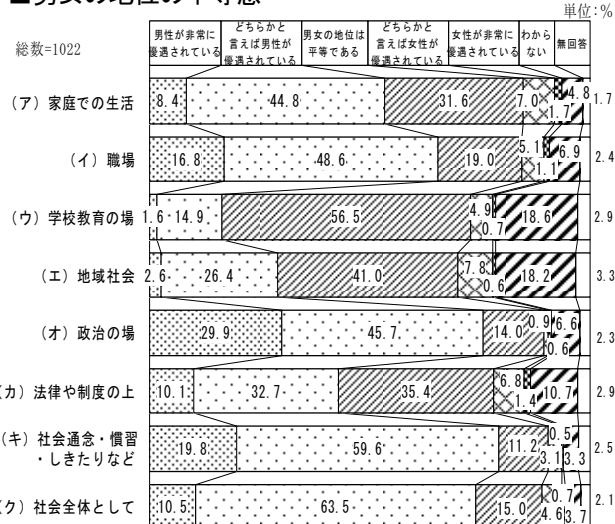
また、男女共同参画社会の実現に向けては、社会の多くの分野で指導的地位に占める女性の割合が低い現状に加えて、市民の意識も男女が平等であると考えている割合が低い状況にあります。

■配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(資料：内閣府 男女共同参画局)

■男女の地位の平等感



(資料：平成22年度市川市男女共同参画に関する市民意識調査)

人権・男女共同参画分野のねらい(中分類)

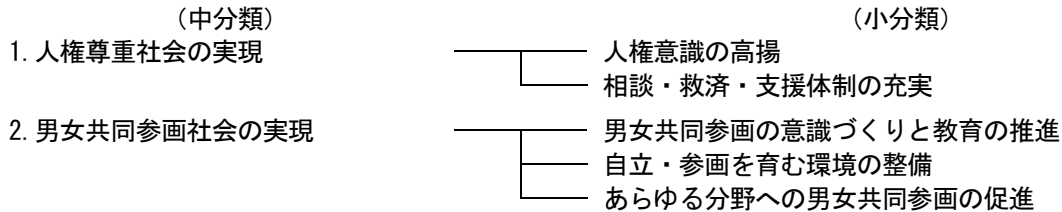
1. 人権尊重社会の実現

すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重し合えるよう、人権教育や啓発を行います。また、児童・高齢者・障害者(児)への虐待や配偶者からの暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者の救済・支援を充実させます。さらに、相談窓口の充実や関係機関との連携強化を進め、被害者の早期発見や迅速な対応がなされるよう体制を整備します。

2. 男女共同参画社会の実現

男女が社会の対等なパートナーとして、家庭や職場・地域社会などで活動できるように、男女共同参画の意識づくりに向けた教育や啓発活動を実施します。また、各種審議会への参画など、女性が政策・方針決定過程に参画できる環境を整備します。さらに、就業機会や職場における男女平等を推進するための社会環境の整備などワーク・ライフ・バランスの推進に関する取り組みなどを進めます。

人権・男女共同参画分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・人権の尊重と男女共同参画について理解を深め、これらの推進に努めます。
事業者	・一人ひとりが個性と能力を発揮することができる職場づくりを行います。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、様々な働き方への取り組みを行います。
学校	・人権の尊重と男女共同参画について、教育を行います。

人権・男女共同参画分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の人権・男女共同参画の取り組みに満足している市民の割合	17.1%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 男女の地位は平等であると思う市民の割合	15.0%	↑
2. 人権侵害はないと思う市民の割合	24.9%	↑
3. 審議会等委員に女性が占める割合	24.3%	↑
4. 地域行事等への男性の参加割合	30.0%	↑
5. 人権教室・人権講演会を受講した児童・生徒数	児童 5,439 人 生徒 640 名	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：総務部
- 主な予算
：一般会計 総務費

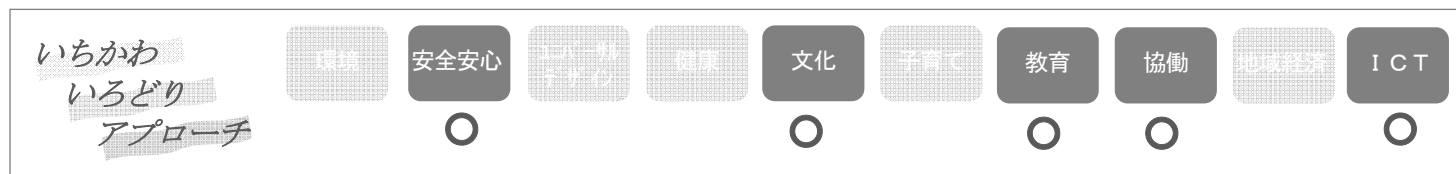
部門計画名

- 市川市男女共同参画基本計画（総務部）
市川市人権施策推進のための基本指針（総務部）

第1章 真の豊かさを感じるまち

第5節 人権を尊重し、世界平和に貢献します

(大分類) 平和



平和分野を取り巻く現状と課題

世界の恒久平和と安全は人類共通の願いであり、世界で唯一の被爆国である日本が、核兵器の廃絶と世界平和に積極的な役割を果たしていかなければなりません。

市川市では、1984年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶・生命の尊厳・恒久平和の確立を訴え、県内で初めての「平和基金」を設立しています。これまでも、様々な平和事業を通して平和の大切さを呼びかけていますが、市民の8割以上が戦後生まれの戦争を知らない世代となった今、引き続き継続的な取り組みが必要とされています。

本市は、世界の4都市と姉妹友好都市及びパートナーシティ交流を提携しており、平成13年に設立された市川市国際交流協会（I. I. A）とともに異文化交流事業や青少年代表団、市民代表団、公式行政訪問団の派遣及び受入事業を行っています。また、提携都市以外の海外都市とも行政の特定分野で交流を行うなど、互いの都市の活性化につながるような具体的な活動を行っています。

今後も、青少年交流、教育交流、文化交流など様々な交流により、互いの都市と相互理解を深め、世界平和に貢献していく必要があります。

平和分野のねらい（中分類）

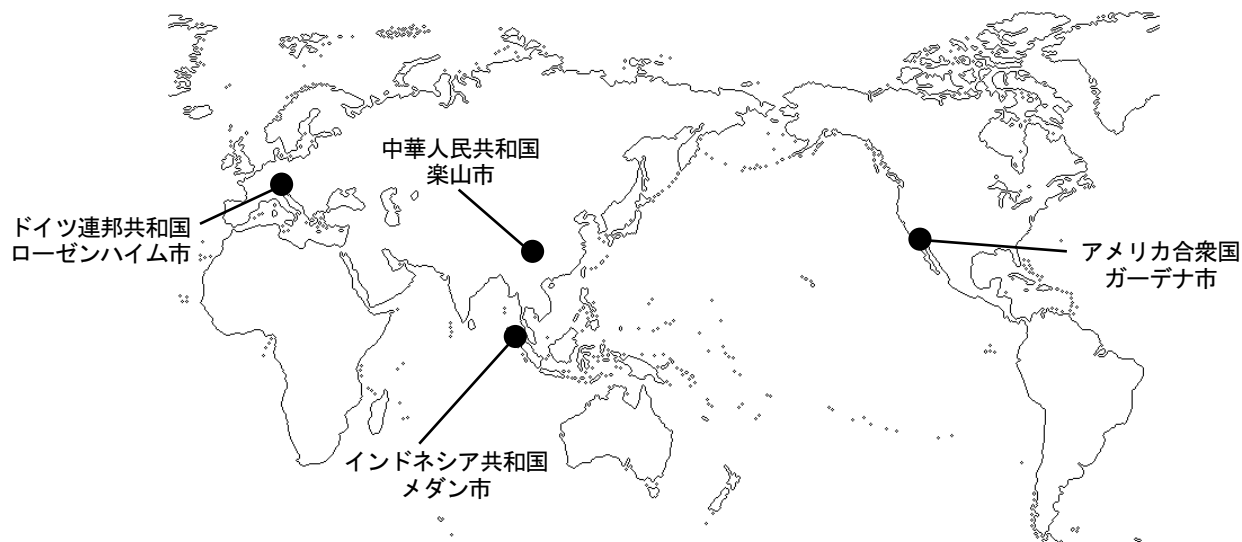
1. 平和意識の高揚

「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨にもとづき、恒久平和に対する市民意識の高揚と定着化を図るために、市民との協働のもと、作品募集や展示会などを通じて平和啓発活動を推進します。

2. 国際平和のための活動の促進と支援

ともに生きる地球市民として、互いに理解し、助け合えるよう、平和や国際交流・国際理解に関わる市民の活動を促進するとともに、積極的な支援を行います。

■ 姉妹友好都市及びパートナーシティ



平和分野の構成

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (中分類) | (小分類) |
| 1. 平和意識の高揚 | 平和啓発活動の推進 |
| 2. 国際平和のための活動の促進と支援 | 国際交流活動の促進、支援
市民活動の促進、支援 |

その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが平和についてできることを考えます。 ・平和の尊さを後世に伝えます。 ・相互の文化や人権を尊重し相互理解を深めます。

平和分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の平和の取り組みに満足している市民の割合	18.3%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 世界平和に関心がある市民の割合	84.1%	↑
2. 国際交流に関心がある市民の割合	70.2%	↑
3. 市民より寄せられる折り鶴、短冊の数	18万羽	→
4. 平和ビデオやパネルの貸出し申請件数	4件	↑
5. 平和事業への参加者数	2,493人	↑
6. 平和事業の実施回数	6回	↑

実施部・予算

○主な実施部

：総務部／文化国際部

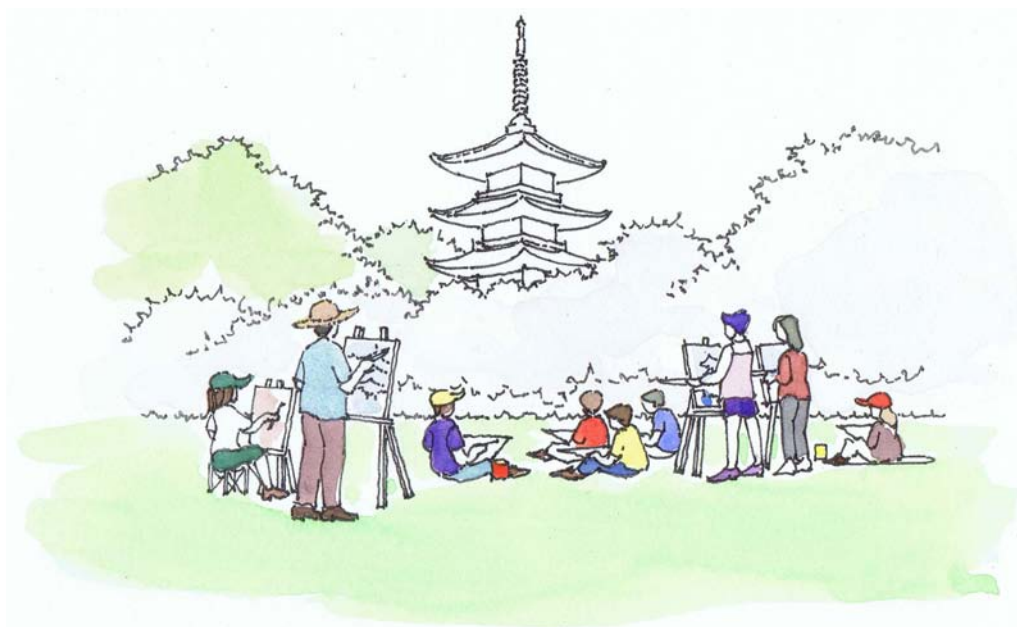
○主な予算

：一般会計 総務費

部門計画名



国際交流の様子



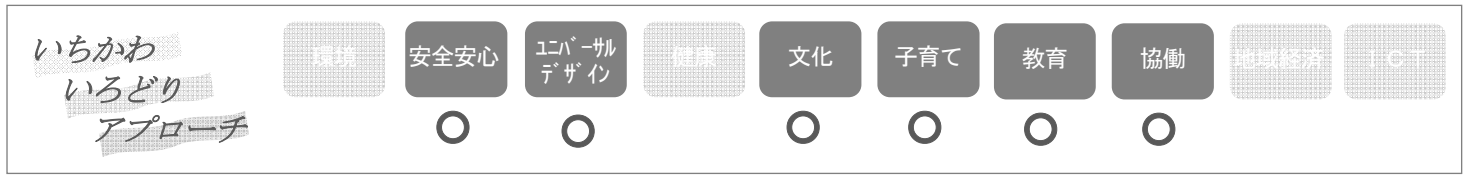
彩り豊かな文化と芸術を育むまち 第2章

施策の方向	大分類	中分類
1. 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります	1. 芸術・文化	1. 豊かな心を育む文化活動の支援
2. 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします	1. 文化的資産	1. 地域を彩る文化的資産の保全・活用
3. 暮らしの中で「まちの文化」を育みます	1. 文化の創造	1. 新たな「まちの文化」の構築 2. 新たな文化的資源の創出と情報発信 3. 多文化共生のまちづくり

第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

第1節 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります

(大分類) 芸術・文化



芸術・文化分野を取り巻く現状と課題

市川の文化は、この地に人々が暮らしはじめた原始、古代の時代から連綿と受け継がれ、歳月と人の流れとともに熟成、発展を遂げてきました。

私たちは、日本最古の歌集である万葉集に詠まれた手児奈の伝説など、市川の地形、人、歴史が幾重にも重なり形成された、全国にも誇るべく「市川固有の文化」を理解し、私たちの暮らす現在の市川にも生かしていくとともに、次代の市民にも着実に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、過去の歴史と文化によって育まれた芸術・文化事業の振興や施設の整備・充実を通して、すべての市民が豊かな心で身近に芸術・文化を享受できるよう努めていく必要があります。

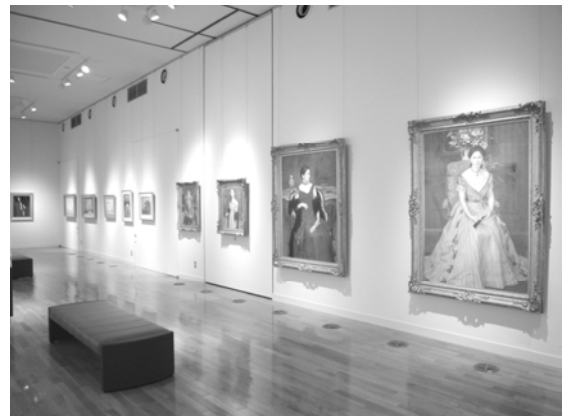
さらに、市民が自主的に芸術文化活動を行い、自らが芸術・文化を創造することができるよう、市民活動を支援していくことが重要です。

芸術・文化分野のねらい（中分類）

1. 豊かな心を育む文化活動の支援

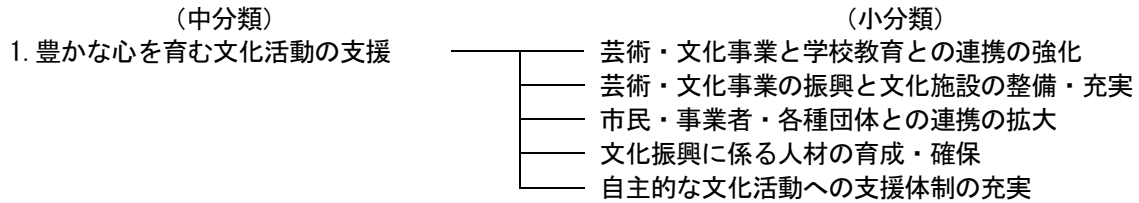
次代を担う子どもたちをはじめ、市民の誰もが芸術・文化に親しみ、活動に参加できるよう、芸術・文化事業の振興や施設の整備を図りながら、市民、事業者、教育機関、各種団体との連携の強化、芸術・文化に触れる機会の拡充を図り、豊かな心を育みます。

また、芸術文化活動を行う人材を育成することで、市民の自主的な活動を活性化していきます。



第12回市川の文化人展（至宝ふたたび）

芸術・文化分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・自主的に文化活動に参加し、芸術に親しみます。
事業者	・文化に関わる各種市民活動団体やNPO等における組織運営等の人材育成、活動支援を進めます。

芸術・文化分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の芸術・文化の取り組みに満足している市民の割合	25.4%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 文化活動が活発に行われていると思う市民の割合	33.4%	↑
2. 近隣市より歴史にもとづく芸術・文化が根付いていると感じる市民の割合	31.2%	↑
3. 文化施設への来館者数	延 651,043 人	↑
4. 文化施設の大規模リニューアル回数	0 回	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：文化国際部
- 主な予算
：一般会計 総務費

部門計画名

市川市文化振興ビジョン（文化国際部）

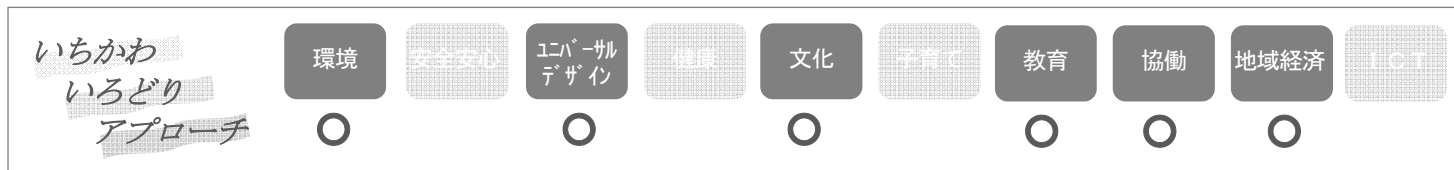


芸術祭・文化祭（手工芸公募展）

第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

第2節 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします

(大分類) 文化的資産



文化的資産分野を取り巻く現状と課題

歴史と文化に彩られた本市は、多くの有形・無形の文化財のほかにも、市民の生活文化に由来した歴史的・文化的資産に恵まれています。

高齢化による後継者不足などの課題がある中で、こうした歴史ある文化的資産を埋もれさせることなく、営々と現代の人々に親しまれるよう活用していくことが大切です。

そしてこのことが、本市の個性を明確化し、ひいては21世紀社会においても本市が活性化し続けていくためのひとつの魅力となるものです。

文化的資産や歴史的建造物を活用した街かどミュージアム事業やその他の文化事業の充実、伝統文化の保存と活用、近代文学や歴史に重きを置き、文化的資産と市民生活との係わりを一層深くしていくことが求められています。

また、自立した地域イベントを目指していくため、イベントに対する市の助成のあり方を再検討していく必要があります。



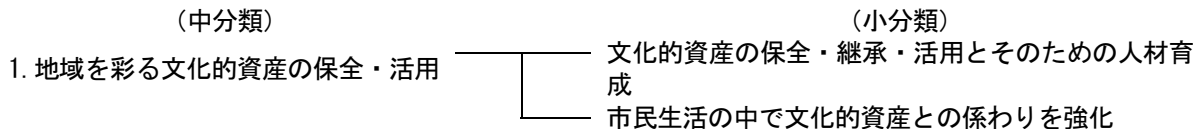
東山魁夷記念館

文化的資産分野のねらい（中分類）

1. 地域を彩る文化的資産の保全・活用

街回遊展や企画展を通じて、中山文化村などの街かどミュージアム施設、東山魁夷記念館、文学プラザの積極的PRと活用を図っていくとともに、文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かすための人材育成を行います。また、市民生活との係わりを一層深めるため、文化的資産や歴史的建造物を活用した事業を展開します。

文化的資産分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・地域に根付いた文化を大切に育て、保存・継承していきます。身近な文化資源に関心を持ちます。
事業者	・歴史的に価値の高い建築物等を保存します。 ・地域に根付いた文化を市民とともに育てます。

文化的資産分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の文化的資産の取り組みに満足している市民の割合	26.1%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 文化的資産は、保存、継承、活用されていると思う市民の割合	33.8%	↑
2. 文化的資産の名称、位置を知っている市民の割合	34.0%	↑
3. 東山魁夷記念館への来館者数	延 29,469 人	↑
4. 東山魁夷記念館の収蔵点数	6,817 点	↑

実施部・予算

○主な実施部

：文化国際部

○主な予算

：一般会計 総務費

部門計画名

市川市文化振興ビジョン（文化国際部）



芳澤ガーデンギャラリー



文学プラザ（市川ゆかりの作家展）

第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

第3節 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

(大分類) 文化の創造



文化の創造分野を取り巻く現状と課題

私たちが生活する市川市では、市民の日々の営みの中から特色ある「まちの文化」として市民納涼花火大会や市民まつりなど、年月を経て新たなまちの文化と呼べるものが誕生し、市民に親しまれています。

また、アイ・リンクタウン展望施設は、現在の市川を象徴する施設と言えます。

本市の発展のためには、こうした新たなまちの文化を将来にわたり、市川の風物詩やランドマークとして大切に育てていくとともに、本市の魅力ある観光資源として市内外に積極的にPRしていく必要があります。

また、国際化の進展に合わせ、様々な国の文化を理解するとともに、在留外国人に対しても、本市の文化を理解してもらい、人、情報の交流を通じて、市民と在留外国人の相互理解を進展させ、国際化時代に相応しい新たな文化を創造していくことが必要です。



花火大会

文化の創造分野のねらい（中分類）

1. 新たな「まちの文化」の構築

市民納涼花火大会や市民まつりなどをはじめとした、本市の魅力と個性を十分に引き出す「まちの文化」に、引き続き市民、事業者とともに協働で取り組み、地域に定着させていきます。また、新たな「まちの文化」を創出することで地域のつながりやにぎわい、まちの活性化につなげていきます。

2. 新たな文化的資源の創出と情報発信

本市にゆかりのある文化人やゆかりの場所、本市を特徴づけている景観や自然など多くの文化的資源を最大限に活用し、また、新たな街並みやイベントを通して文化資源を創出し、文化事業に有効につなげていきます。さらに、シティセールスや観光事業を通じて、市内外へ新たな本市の魅力と情報を発信します。

3. 多文化共生のまちづくり

国際化の進展に合わせ、本市の文化と数多くの海外における異文化について、市民と関係者が国際交流と国際理解の推進によりお互いに知り、理解することで共有し、多文化共生のまちづくりにつなげます。

文化の創造分野の構成

(中分類)	(小分類)
1. 新たな「まちの文化」の構築	市民納涼花火大会、市民まつりなどの継続と発展 市民参加の促進
2. 新たな文化的資源の創出と情報発信	事業活動を通じて新たな文化的資源の創出 PRの積極的展開
3. 多文化共生のまちづくり	国際交流事業の推進 異文化交流事業の推進

その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・文化に関する情報の収集に努めます。
事業者	・異文化交流イベントをサポートします。

文化の創造分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の文化の創造の取り組みに満足している市民の割合	16.9%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 新たな文化に親しみをもつ市民の割合	43.8%	↑
2. 市民納涼花火大会の観覧者数	約490,000人	→
3. 市民まつりの来場者数	約185,000人	→
4. 国際交流事業への参加者数	約3,000人	↑

実施部・予算

○主な実施部

：文化国際部／経済部

○主な予算

：一般会計 総務費／商工費

部門計画名

市川市文化振興ビジョン（文化国際部）

市川市産業振興基本条例（経済部）



展望施設からの眺望



安全で快適な魅力あるまち 第3章

施策の方向	大分類	中分類
1. 安全で安心して暮らせるまちをつくります	1. 危機管理・消防	1. 危機管理体制の強化 2. 消防力の強化
	2. 治水	1. 水害のないまち 2. 水害に対する意識の啓発
	3. 防犯	1. 防犯まちづくりの推進
	4. 交通安全	1. 道路の安全性の向上 2. 適切な自動車交通の誘導 3. 交通安全に関する意識啓発
2. 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	1. *ユニバーサルデザイン	1. まちの*ユニバーサルデザイン化 2. 公益施設の*ユニバーサルデザイン化
	2. 道路・交通	1. 環境負荷を軽減し都市機能を向上させる道路交通 2. 鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消 3. 快適な歩行者自転車空間づくり 4. 公共交通の充実 5. 道路の管理
	3. 下水道	1. 水環境の良好な保全と整備
	4. 住宅・住環境	1. 健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 2. 良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現
	5. 公共施設	1. 公共施設等の有効的、効率的な活用
3. 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	1. 土地利用	1. 都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成 2. 都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導 3. 地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり
	2. 景観	1. 「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成 2. まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成
4. 産業を振興し、活力あるまちをつくります	1. 商工業	1. 商工業の活性化 2. 適正な計量の推進 3. 食品流通の円滑化
	2. 都市農業	1. 環境に配慮した農業の推進 2. 活力に満ちた農業の推進 3. 市民に親しまれる農業の推進
	3. 水産業	1. 持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備 2. 市民と共存する都市型水産業の振興

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくります

(大分類) 危機管理・消防

いちかわ
いろどり
アプローチ

環境

安全安心

子育て

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



危機管理・消防分野を取り巻く現状と課題

将来必ず起きるといわれている首都圏直下型地震においては、本市も甚大な被害を受けることが想定されます。その他にも東海地震や地球規模の異常気象など、警戒しなければならない災害は数多くあります。これらの被害を軽減するためには、*自助・共助を基本とした地域防災力の向上と行政、関係機関、地域住民が協力して、総合的な減災対策を推進する必要があります。さらに、グローバル化に伴い、強毒性の新型のインフルエンザなど、新たな感染症やテロ災害など予測できない脅威が増しています。このような脅威に対処するための危機管理体制の強化が課題となっています。

また、火災のみならず地震や水害などをはじめとする様々な災害の被害を少しでも減らし、市民の生命・財産を守るため、より一層の消防機能の充実・強化を図る必要があります。



大型店舗消防総合訓練

危機管理・消防分野のねらい（中分類）

1. 危機管理体制の強化

災害発生時の被害を減らすには、平常時から自助・共助を基本とした地域防災力の向上や災害時要援護者支援など多分野にわたる減災対策を進めることが重要です。

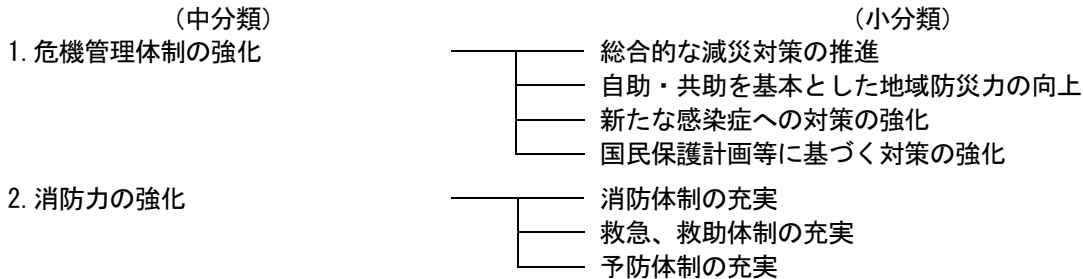
これらを推進するために、「減災」という明確な意思の下、行政、関係機関、地域住民の連携により、総合的に推進していきます。

また、現代社会は、自然災害のみならず、新たな感染症やテロ災害など予測できない脅威にさらされるおそれと不安が絶えずあります。これらの脅威からの確に市民を守るため、関係機関が密接な連携を図り危機管理体制の強化を目指します。

2. 消防力の強化

様々な災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防力を強化する必要があります。訓練や研修等により消防職員の技術の向上に努め、地域の安全を守る消防団員の確保・育成を図るとともに、消防施設や装備の充実、広域応援体制の連携強化を図ります。また、救急・救助の高度化や応急手当等の知識の普及といった救急・救助体制を充実するとともに、火災予防意識の啓発と査察体制の強化といった予防体制の充実などにより消防力の強化を目指します。

危機管理・消防分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等の防災活動や救命講習に積極的に参加します。 ・自分の身は自分で守るという意識を持ち、災害に備えます。 ・非常用の食料、水、備品等の最低限の備蓄、定期的な点検を行います。
	自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区ごと、または地域ごとに防災訓練を定期的に行います。 ・*自主防災組織の結成・運営を積極的に進めます。 ・自助、共助を基本とした地域の助け合い体制をつくります。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・従業員や施設利用者の安全を確保します。 ・地域や自治体が行う防災訓練等の防災活動に協力します。 ・救命講習への参加、AEDの設置を積極的に行います。
関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ・連携した支援ができるよう、広域的な応援体制を整備します。

危機管理・消防分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の危機管理・消防の取り組みに満足している市民の割合	29.5%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 災害に強いまちづくりが推進されていると感じる市民の割合	25.7%	↑
2. 消防・救急体制が充実していると思う市民の割合	35.6%	↑
3. 住宅用火災警報器の設置率	55.3%	↑
4. *自主防災組織団体数	184団体	↑
5. 訓練(防災、テロ、新型インフルエンザ対策)の開催回数	50回	↑
6. 防火安全パトロールの回数	4,679回	↑
7. 救命講習の受講者数	14,265人	↑
8. 救急救命士数	48名	↑

実施部・予算

○主な実施部

：総務部／消防局／保健スポーツ部

○主な予算

：一般会計 総務費／消防費／衛生費

部門計画名

市川市地域防災計画(総務部)

市川市国民保護計画(総務部)

市川市水防計画(総務部)

市川市消防計画(消防局)

*巻末用語解説を参照

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくります

(大分類) 治水

いちかわ
いんどり
アプローチ

環境

安全安心

こども・子育て

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



治水分野を取り巻く現状と課題

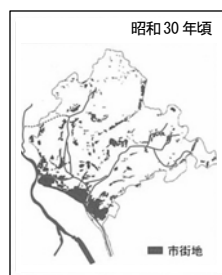
高度経済成長期に始まった急激な都市化により農地や山林が減少し、地表が建物やアスファルト舗装などに覆われた結果、真間川流域における保水・遊水機能が低下し雨水の河川への流入量が増大し、たびたび浸水被害に見舞われてきました。

これまでの総合的な治水対策などにより、真間川流域における治水安全度は大幅に向上しました。今後も総合的な治水対策を充実させるため、大柏川上流部、春木川、国分川・春木川調節池の整備や雨水排水施設の整備による浸水対策を進める必要があります。

また、短時間に多量の雨が降るゲリラ豪雨などに対しても浸水被害を最小限に食い止めるため、流域対策事業としての雨水の*貯留浸透施設の設置を進め、保水・遊水機能の維持・回復対策、さらに、これらを水辺環境の保全・創造と合わせて行っていく必要があります。

市街化で一気に雨水が川に集中

流域の市街化は特に昭和40年代から著しくなり、現在ではおおよそ68%が市街地に変わりました。これによって、地中にしみ込んでいた雨水が、表面水となり、短時間そして多量に真間川に流れ込み洪水を引き起こすようになりました。



《市街化が進む前》

雨水のほとんどが地下にしみ込んだり、水田やため池にたまるため、川へ流れ込む量が少なくて保たれていた。



《市街化が進んだ後》

地表が建物やアスファルト舗装等に覆われたり、森林や水田・ため池が少なくなったため、雨水が短時間で多量に川に流れ込むようになり、洪水がおこりやすくなった。



(資料提供) 真間川改修事務所

治水分野のねらい (中分類)

1. 水害のないまち

河川の改修や雨水排水施設の整備を進めるなど、保水・遊水・貯留浸透機能を向上させることにより、時間雨量50ミリの大雨時にも浸水や溢水をすることがないまちづくりを進めるとともに、短時間に多量の雨が降るゲリラ豪雨についても対策を進めます。

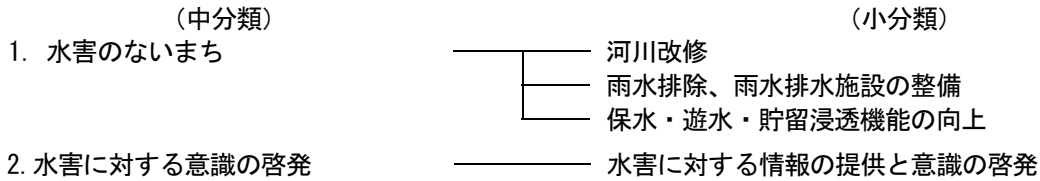
また、浸水が予想される際には、迅速に水防体制を組織し、さらに江戸川堤防の決壊など大規模な水害となる際には、災害対策本部体制へ移行して市内の保全と市民の生命や財産を守ります。

2. 水害に対する意識の啓発

洪水が発生した場合の危険性を「ハザードマップ」などにより市民にお知らせすることなどにより、一人ひとりが日頃から水害に対する備えを行えるよう意識啓発を図ります。

また、市内の雨の状況や河川の水位などの気象情報や気象警報等をWebサイトやメールでお知らせするなど、水害に対する情報の提供を行います。

治水分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・雨水小型貯留槽や雨水浸透施設の設置により、河川への流出量を減らします。
事業者	・雨水貯留槽や雨水浸透施設の設置により、河川への流出量を減らします。

治水分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の治水の取り組みに満足している市民の割合	33.8%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 水害に対する不安を感じる市民の割合	43.6%	↓
2. 過去10年間に床上浸水をした件数(累計)	26件	↓
3. 排水機場の整備済み排水量	63,965 m ³ /s	↑
4. 水路改良工事を行った延長	133,053m	↑
5. 調整池等における貯留量	152,348 m ³	↑
6. 市民あま水条例による雨水浸透ますの設置件数	6,926基	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：水と緑の部／総務部
- 主な予算
：一般会計 土木費

部門計画名

- 市川市地域防災計画(総務部)
- 市川市水防計画(総務部)
- 市川市公共下水道計画(水と緑の部)
- 市川市雨水排水基本計画(水と緑の部)

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくります

(大分類) 防犯

いちかわ
いろどり
アプローチ

環境

安全安心

こども
子育て

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT

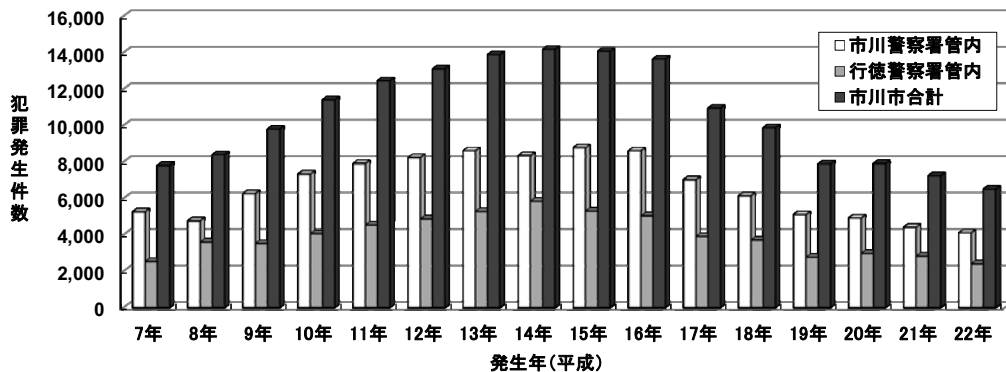


防犯分野を取り巻く現状と課題

都市への人口流動が加速する中、核家族化の進行による地域社会の希薄化、国際化による価値観や文化の多様化等といった社会環境の変遷により、犯罪の形態や特性が複雑化・多様化し、今まで考えられなかった凶悪な事件が発生するなど、社会不安が高まっています。市民が安心して暮らしていけるためには、市民、自治会、事業者、警察、市などが協働で犯罪発生防止及び体感治安の改善を目指した防犯まちづくりを推進していく必要があります。

また、近年は、総合的な防犯対策の展開により犯罪発生件数は、減少傾向にあるものの、ひったくり、空き巣などは増加傾向にあります。市民の財産を脅かす身近な犯罪の発生防止や体感治安の改善が進まない現状を踏まえ、地域力による地域の特性にあった防犯活動の重要性を認識するとともに、市民、自治会、事業者、警察、市などの役割を明確にして、的確な施策を展開していく必要があります。

■市川市犯罪件数の推移

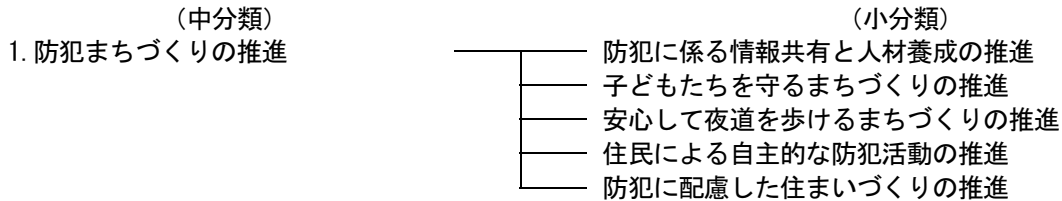


防犯分野のねらい（中分類）

1. 防犯まちづくりの推進

市民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、犯罪発生情報の共有化、地域における自主的な防犯活動を促進させます。また、防犯カメラの維持管理コストなど費用対効果の検証を行うとともに、地域による防犯の重要性を認識し、防犯灯の適正配置や周囲からの見通し確保等といった防犯に配慮したまちづくりを行うことで、犯罪被害の予防、犯罪遭遇の不安感の減少、地域の魅力の向上と活力の増進を目指します。

防犯分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体		期待される役割
市民	市民	<ul style="list-style-type: none"> 防犯意識を高め、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努めます。 地域における防犯まちづくりに積極的に取り組みます。
	自治会	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、学校、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力します。 地域への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及などへ取り組みます。 地域住民で進める防犯まちづくりを積極的に推進します。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めます。 市、市民、学校、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力します。
学校		<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民、市、警察などと連携して、子どもの安全・安心の確保に努めます。 地域の一員として地域住民が進める防犯まちづくりを積極的に支援します。
関係機関 (警察・防犯協会)		<ul style="list-style-type: none"> 犯罪抑止活動を強化します。 犯罪防止に関して、市、市民、事業者、学校等に必要な情報を提供し、防犯まちづくりの取り組みを積極的に支援します。

防犯分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の防犯の取り組みに満足している市民の割合	19.6%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 犯罪に関してまちが安全になったと感じる市民の割合	13.4%	↑
2. 犯罪(認知)件数	6,508件	↓
3. 防犯講話の参加者数	1,686名	↑
4. 自主防犯パトロール実施自治会	159団体	↑
5. 民間青色防犯パトロール協力団体数	24団体	↑
6. ボランティアパトロールの人数	2,331名	↑
7. 防犯灯の設置台数	24,536灯	↑

実施部・予算

○主な実施部

：総務部

○主な予算

：一般会計 総務費

部門計画名

市川市防犯まちづくり基本計画及び指針(総務部)

市川市防犯まちづくり行動計画(総務部)

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくります

(大分類) 交通安全

いちかわ
いどころ
アプローチ

環境

安全安心

エバーカル
デザイン

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT

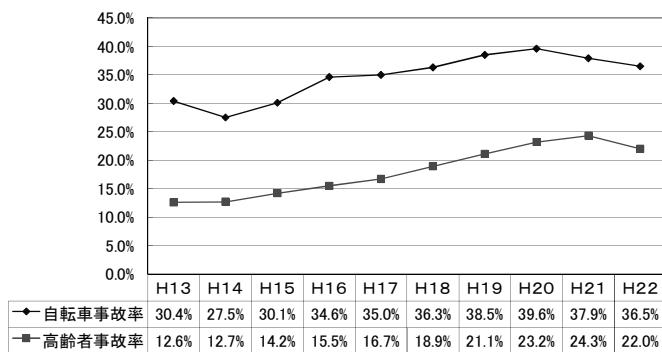
交通安全分野を取り巻く現状と課題

交通の安全を確保するため昭和45年に制定された交通安全対策基本法に基づき、関係機関・団体と協力して交通安全対策を実施するとともに、これまでカーブミラー2,600基、道路照明灯8,200基、警戒標識1,500基を設置するなど、市民の安全性を高めるための施設整備を進めてきました。

こうした取り組みに加え、シートベルト着用率の向上など、市民の交通マナーが向上してきたこともあり、市内の交通事故件数は平成16年の2,376件をピークに減少しています。

しかし、高齢者や自転車が関係する事故の割合は、依然として高い傾向を示しております。また、自動車用ナビゲーションシステムの普及などにより、狭あい道路へ自動車が入り込んでくることも多くなってきたことから、これまで以上に高齢者や自転車の安全確保や、生活道路における安全対策が求められます。

■市内の自転車事故、高齢者事故の割合



交通安全分野のねらい（中分類）

1. 道路の安全性の向上

道路施設や交通安全施設の安全性を維持するとともに、道路上の不法看板を撤去するなど、道路の安全性の向上に努めます。

また、狭あい道路においても自動車が安全に走行し歩行者の安全が確保できるようにするために、自動車のすれ違いスペース（*まごころゾーン）を確保するなどの道路安全対策を進めます。

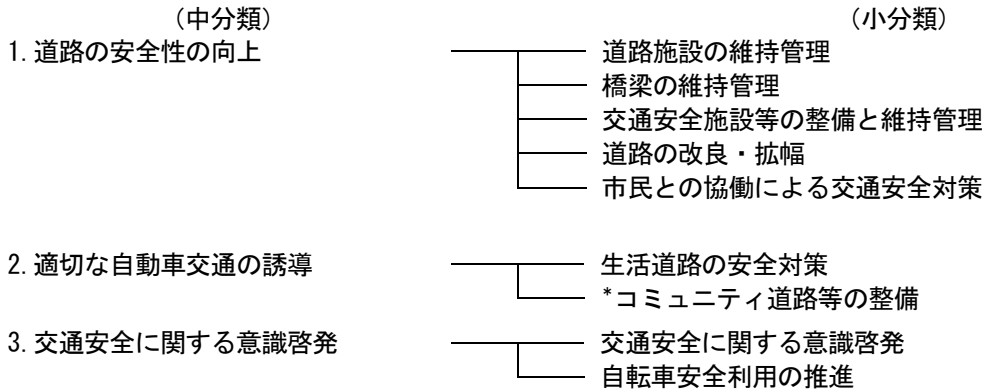
2. 適切な自動車交通の誘導

生活道路において歩行者の安全が確保されるよう、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。また、歴史的資産がある地域、歩行者の生活空間を重視している地域など、地域における道路の特性を活かした道路づくりを進めます。

3. 交通安全に関する意識啓発

児童交通安全教室を実施し、児童が交通事故に巻き込まれないよう、安全教育を実施します。また、自転車の安全利用に関する条例に基づき、自転車利用者による危険な運転を防止し、自転車の安全利用に関する普及啓発をすすめるなど、交通安全に関する意識啓発を行っていきます。

交通安全分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通ルールを遵守します。 ・ マナーを守って乗り物を運転し、走行します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通ルールを遵守します。 ・ マナーを守って乗り物を運転し、走行します。 ・ 出入り口におけるカーブミラー等の設置を進めます。

交通安全分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の交通安全の取り組みに満足している市民の割合	17.3%	↗

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 道路の安全対策が進んできていると感じる市民の割合	21.5%	↗
2. 交通事故死傷者数	1,727人	↘
3. 道路改良を行った延長	2,443m	↗
4. 道路を補修した件数	13箇所	↗
5. *まごころゾーンの数	2箇所	↗
6. 交通安全に関する意識啓発活動の回数	120回	↗

実施部・予算

- 主な実施部
： 道路交通部
- 主な予算
： 一般会計 総務費／土木費

部門計画名

- 市川市総合交通計画 (道路交通部)
- 市川市交通安全計画 (道路交通部)

* 巻末用語解説を参照

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます (大分類) *ユニバーサルデザイン

いちかわ
いそどり
アプローチ

環境

安全安心

ユニバーサル
デザイン

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



*ユニバーサルデザイン分野を取り巻く現状と課題

快適なまちを目指すには、高齢者、障害者、妊婦、子ども、外国人などすべての人が自由に使いやすくという、*ユニバーサルデザインの視点が求められています。

本市では、平成13年に「人にやさしいまちづくり基本方針」を、また、平成15年には「市川市交通*バリアフリー基本構想」を策定し、市内の主要な鉄道駅におけるエレベーター設置や、歩道内の段差解消、視覚障害者のための誘導ブロックの設置など、*バリアフリー化を進めてきました。

今後は、バリアの解消に加え、障害の有無や年齢、性別、国籍、個人の能力といった個々の特性に捉われない、*ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりが必要です。



*バリアフリー化された歩道



視覚障害者・高齢者の歩行の疑似体験会

*ユニバーサルデザイン分野のねらい(中分類)

1. まちの*ユニバーサルデザイン化

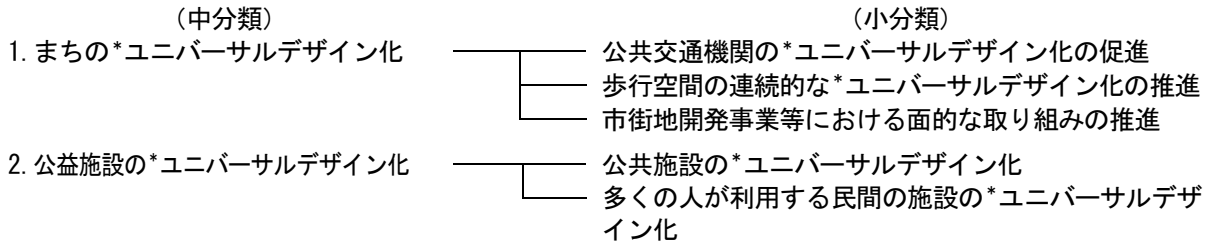
すべての人が社会活動に参加し、自己実現をすることができるよう、段差がなく広い歩行空間を確保した歩道の整備や分かりやすい案内掲示板の設置など、まち全体に連続的な*ユニバーサルデザインを取り入れます。特に利用者の多い駅から、高齢者や障害者等がよく利用する施設までの経路について、優先的に*ユニバーサルデザインを取り入れていきます。

2. 公益施設の*ユニバーサルデザイン化

公共施設を利用するすべての人が、自由にかつ公平に利用できることを目指し、公園、公民館などに、*多機能トイレや多言語による案内板などの*ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めていきます。

また、商業施設などの民間の施設においても*ユニバーサルデザインを取り入れるよう協力を求めています。

*ユニバーサルデザイン分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・高齢者、障害者、妊婦などに対して手を差しのべるなど、移動に困難を伴う人へ、思いやりの心をもって接します。
事業者	・多言語表記の活用や多機能トイレの設置など、施設に*ユニバーサルデザインを取り入れます。

*ユニバーサルデザイン分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の*ユニバーサルデザインの取り組みに満足している市民の割合	10.4%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 移動が困難と感じたことがある市民の割合	34.9%	↓
2. 公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合	29.7%	↑
3. 移動が困難な人に手助けをしたことがある市民の割合	46.0%	↑
4. エレベーター等設置済み鉄道駅の数	11 駅	↑
5. *バリアフリー化された道路の延長	2.26 k m	↑
6. *バリアフリー化された建築物の数	14 箇所	↑
7. *バリアフリー化された公園の数	32 箇所	↑
8. *バリアフリー化された駐車場の数	6 箇所	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：管財部／道路交通部／企画部

- 主な予算
：一般会計 総務費／土木費

部門計画名

市川市道路特定事業計画（道路交通部）

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます (大分類) 道路・交通

いちかわ
いそどり
アプローチ

環境

安全安心

エバーカル
デザイン

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



道路・交通分野を取り巻く現状と課題

市内には、京葉道路、国道14号、湾岸道路などの東西方向に走る複数の幹線道路がありますが、既存の南北道路はいずれも国道14号に丁字で接続する交差点となっています。また、京成本線との踏切交差や江戸川、旧江戸川の渡河部も交通の*ボトルネックとなっており、慢性的な交通渋滞の原因となっています。

幹線道路等の整備には長い年月と多くの費用がかかることから、鉄道やバスといった公共交通の利用促進や、自転車の有効活用など、総合的な見地から各交通機関を一体的に捉え、将来を見据えた交通施策を推進しなければなりません。

駅周辺の放置自転車対策は通勤・通学者用の自転車駐輪場の整備が図られてきたことに伴い減少してきている状況ではありますが、買い物客の一時的な駐輪や、自動二輪車の駐車が課題となっています。



都市計画道路3・4・18号
(市川IC入口交差点付近)

道路・交通分野のねらい（中分類）

1. 環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通

都市計画道路を整備することにより、避難経路、延焼遮断帯などの防火機能、供給処理施設の収容といった空間機能など、都市機能の向上を図ります。また、円滑な交通処理の実現のため、道路の整備や交差点の改良を進めるとともに、*交通需要マネジメントを実施することにより、自動車利用からの転換を図ります。

2. 鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消

鉄道との踏切交差や、河川の渡河部付近における交通の円滑化を図るため、京成本線の立体化等を推進するとともに、新たな橋の建設を検討するなど、交通混雑を解消する取り組みを進めます。

3. 快適な歩行者自転車空間づくり

電柱のない景観に配慮した歩行空間を整備するなど、徒歩や自転車交通の安全性と快適性の向上を目指します。また、買い物客用の駐輪スペースの確保に配慮しつつ、放置自転車対策や自動二輪車の駐車対策を進めていきます。

4. 公共交通の充実

公共交通の利便性を高めるため、鉄道やバスなどの公共交通網の充実化を検討します。

また、自動車から公共交通へと交通手段の転換を促すための取り組みを進めます。

5. 道路の管理

私有地と道路用地の境界を明確にするため地籍調査を行います。また、路線の認定・改廃とともに、道路台帳の整備を進めるなど、道路の適切な管理を行います。

道路・交通分野の構成

(中分類)	(小分類)
1. 環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通	道路整備・改良による自動車交通の円滑化 *交通需要マネジメントの実施 都市計画道路の整備
2. 鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消	京成本線立体化等の推進 架橋の整備
3. 快適な歩行者自転車空間づくり	自転車走行ネットワークの検討 放置自転車対策の推進 歩行者ネットワークの形成 電柱のない景観に配慮した歩行空間の形成 自動二輪車の駐車対策
4. 公共交通の充実	鉄道網の充実化の検討 公共交通の利用促進 交通結節点の充実
5. 道路の管理	道路境界の確認と道路管理 路線の認定、改廃、道路台帳の管理

その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルールを遵守します。 マナーを守って乗り物を運転し、走行します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルールを遵守します。 マナーを守って乗り物を運転し、走行します。 出入口におけるカーブミラー等の設置を進めます。

道路・交通分野の達成状況を見る指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の道路・交通の取り組みに満足している市民の割合	10.4%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 道路が整備されていると感じる市民の割合	20.4%	↑
2. 都市計画道路の整備率	42.3%	↑
3. 市道延長	727,985m	↑
4. 無電柱化された道路の延長	1,000m	↑
5. 放置自転車の台数	1,442台	↓
6. 不法看板撤去件数	23,863枚	↓

実施部・予算

- 主な実施部
： 道路交通部

- 主な予算
： 一般会計 総務費／土木費

部門計画名

市川市総合交通計画（道路交通部）

* 巻末用語解説を参照

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます (大分類) 下水道

いちかわ
いそどり
アプローチ

環境

安全安心

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



下水道分野を取り巻く現状と課題

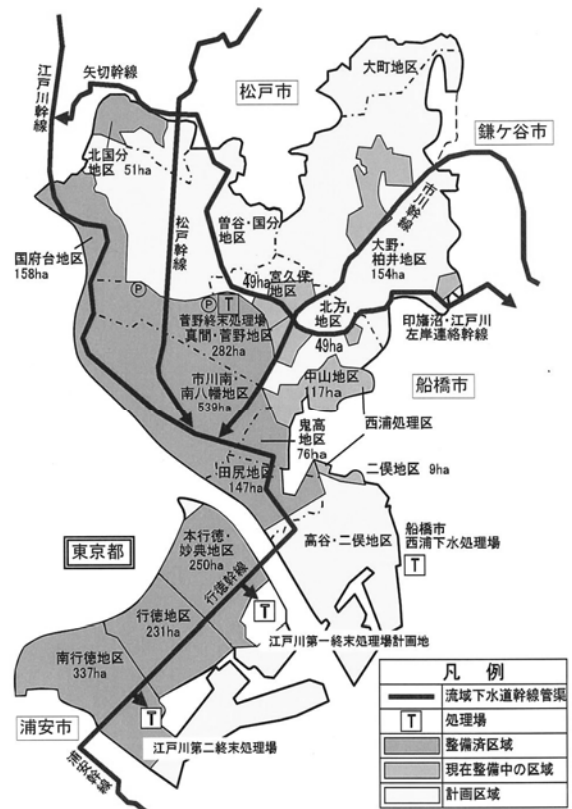
本市では、昭和47年4月に菅野終末処理場の一部完成により公共下水道の供用を開始しました。また広域的な水質保全を図ることを目的として、千葉県による江戸川左岸流域下水道事業が始まったことを受け、本市も流域関連下水道事業に着手し、整備地区を順次拡大しています。

平成21年度末現在、下水道普及率は66.3%であり、早期の完成を期待されている北部地域の公共下水道（污水）整備は、外環道路及び都市計画道路の整備に併せて進める計画となっており、それらの事業進捗に大きく左右される状況となっています。

浸水被害を防ぐため、外環道路の進捗に併せ、市川南・南八幡・高谷・田尻地区等の公共下水道（雨水）を整備して水害のない街づくりを進める必要があります。

引き続き、新規整備区域を拡大するとともに、真間・菅野地区の整備後約50年を経過し老朽化した公共下水道管などの改築・更新が必要です。

■下水道計画



下水道分野のねらい（中分類）

1. 水環境の良好な保全と整備

市街地を中心に効率的かつ計画的な投資により整備区域を拡大し、より多くの人々に下水道を利用してもらおうとともに、市域の雨水を効率的に排除できるよう、下水道の普及率の向上と老朽化した公共下水道施設の更新を図ります。

また、下水処理施設における適切な水質浄化と公共用水域の水質汚濁防止のため、悪質下水の規制を行うとともに、下水道事業の維持のため料金の適正な徴収を行います。

下水道分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道料金を確実に納付します。 ・ 公共下水道整備区域において、下水道へ接続します。 ・ 公共下水道未整備区域において、合併処理浄化槽を設置します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道料金を確実に納付します。 ・ 公共下水道整備区域において、下水道へ接続します。 ・ 公共下水道未整備区域において、合併処理浄化槽を設置します。

下水道分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の下水道の取り組みに満足している市民の割合	35.2%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 河川がきれいになったと感じている市民の割合	31.8%	↑
2. 衛生的な街と感じる市民の割合	34.8%	↑
3. 下水道普及率	66.3%	↑
4. 下水道処理区域面積	2,139ha	↑
5. 下水道接続人口の割合	90.7%	↑
6. 下水道接続人口数	286,100人	↑

実施部・予算

○主な実施部

: 水と緑の部

○主な予算

: 一般会計 土木費/下水道事業特別会計

部門計画名

市川市公共下水道基本計画 (水と緑の部)

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます (大分類) 住宅・住環境

いちかわ
いろどり
アプローチ

環境

安全安心

エバーカル
デザイン

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



住宅・住環境分野を取り巻く現状と課題

本市では、大正初期の京成電車開通に伴い都市化が始まり、以来、都心近郊の住宅都市として発展してきました。

市内の住宅ストックは、平成20年現在、23万470戸であり、北部は低層の戸建て住宅、中部や南部では戸建てと中高層の共同住宅が混在しているなど、地域ごとに特徴ある住環境が形成されています。

近年では、高齢化の進行に伴い、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみの住宅も増加する傾向がみられます。

また、市内の約4割の分譲マンションが昭和56年の新耐震基準設定前に建設されたものであり、適切な維持管理が求められると共に、今後建て替えなどの問題が生じることが予想されます。

こうした中、平成18年に施行された「住生活基本法」では、これまでの住宅建設の促進という視点から、既存住宅を活用した住環境の向上に重点を置くことになりました。

本市においても、既存の住宅ストックを活かしつつ住環境の向上を図り、すべての世代が暮らしやすい住宅施策を進める必要があります。



北部の戸建て住宅地



南部のマンション群

住宅・住環境分野のねらい（中分類）

1. 健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現

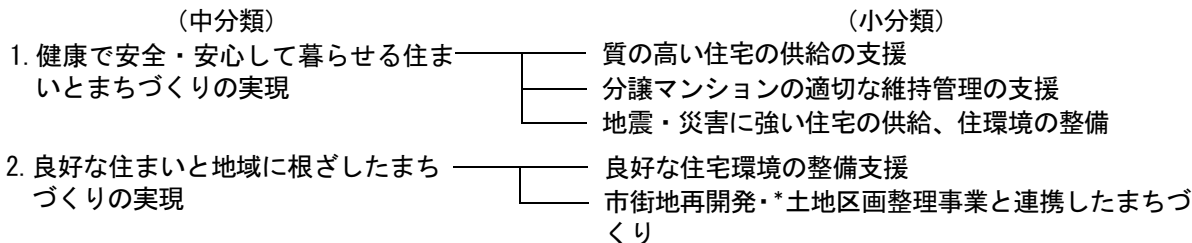
市民が良質な住宅を取得できるようにするとともに、市内の居住形態として定着している分譲マンションの適切な維持管理を支援するなどし、だれもが健やかに暮らせる、質の高い住宅の供給を推進します。また、地震などの災害に対して不安なく暮らしていけるよう、地震に強い安全な住宅の供給や住環境の整備を支援します。

2. 良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現

市民のライフスタイルや居住ニーズに対応した良質で多様な住まいづくりを支援します。

また地域に根ざした魅力あるまちづくりを進めるため、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるとともに、市街地再開発事業や*土地区画整理事業と連携した住宅・住環境の形成を図ります。

住宅・住環境分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に適した居住の場が確保できるよう、住まいに対する幅広い知識を身につけます。 ・住まいは地域の街並みを形成する社会的な資産であるとの認識をもち、積極的にまちづくりに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅の供給・良好な住宅環境の形成を行います。

住宅・住環境分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の住宅・住環境の取り組みに満足している市民の割合	28.4%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 自分の住まいが安全だと思う市民の割合	43.8%	↑
2. 住環境がよいと思う市民の割合	57.0%	↑
3. 買物、通勤、通学など、日常生活の利便性が高いと思う市民の割合	67.1%	↑
4. 住宅の広さ	1世帯あたり：67.4㎡ 1人あたり：29.7㎡	↑
5. マンション長期修繕計画策定率	83.3%	↑
6. 耐震住宅の割合	85%	↑

実施部・予算

○主な実施部

：街づくり部

○主な予算

：一般会計 総務費／民生費／土木費／

市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計

部門計画名

市川市住宅マスタープラン（街づくり部）

*巻末用語解説を参照

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます (大分類) 公共施設

いちかわ
いそどり
アプローチ

環境

安全安心

エバーカル
デザイン

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



公共施設分野を取り巻く現状と課題

本市には、平成22年4月1日現在で、285の公共施設があります。これらの多くは高度経済成長期に建設されたものであり、適切な保全計画に基づく維持や補修・改修が必要な時期にきています。このため、厳しい財政状況や人口減少といった社会経済状況を勘案して、施設の統廃合を含め、経営的な視点による企画・管理・活用・処分等を定めた総合的な施設計画の策定と、この計画に基づく一元的な維持管理を進めていくことが必要です。

また、市民の安全を最優先する観点から各施設の耐震化計画を策定し、年次計画に沿った耐震改修工事を進めているところです。この中で、本庁舎については、市民の安全と防災拠点機能を確保するための対応が必要ですが、耐震改修工事では庁舎としての機能維持が極めて難しいことから、一部または全部建て替え、代替地への移転といった様々な方策を検証して整備方針を決定し、具体的な対策を進めていく必要があります。

公共施設については、利用する市民の安心安全の確保と少子高齢化といった社会状況への対応、さらに市民ニーズに即した施設の提供が求められています。



本庁舎の耐震補強工事

公共施設分野のねらい（中分類）

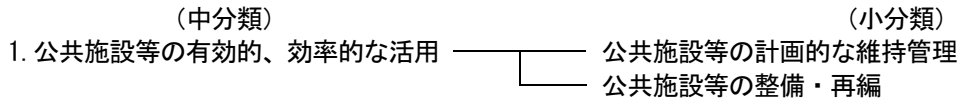
1. 公共施設等の有効的、効率的な活用

総合的な計画に基づいて公共施設の適切な状態を保持し、さらに施設の企画・管理・活用・処分等を一元的に管理することにより、公共施設の統廃合を含めた有効的・効率的な活用を行います。

またWebサイトにて施設の空き状況を確認できるようにするとともに予約システムを一元化するなど、既存施設を有効に利用するための取り組みを進めます。

また、市が保有する公共施設について、計画に沿った耐震改修工事を進め、利用者の安全を確保するとともに、災害時の拠点機能を充実させます。また本庁舎については、利用者の安全と防災拠点機能の確保、さらにはより質の高い市民サービスを提供するため、整備方針を決定し具体的な対策に着手していきます。これらの取り組みにより、市民の貴重な資産である公共施設の長期保全を図り、世代を超えてより多くの市民に愛され、利用される施設としていきます。

公共施設分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を積極的に利用します。 ・公共施設を大切に使います。

公共施設分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の公共施設の取り組みに満足している市民の割合	25.3%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 公共施設を利用したいと感じる市民の割合	68.5%	↑
2. 公共施設の改修工事の件数	316件	↑
3. 公民館の利用者数	979,635名	↑

実施部・予算

○主な実施部

：管財部

○主な予算

：一般会計 総務費 諸支出金

部門計画名

市川市市有建築物耐震化整備プログラム（管財部）

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第3節 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります (大分類) 土地利用

いちかわ
いそどり
アプローチ

環境

安全安心

エバーカル
デザイン

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



土地利用分野を取り巻く現状と課題

本市は、多くの自然が残るなかで、良好な住宅地や優良な工業・業務地など様々な用途の土地利用がなされています。今後も東京に隣接するという地理的条件や広域幹線道路整備の進捗から、土地開発が進むと考えられます。

また、人口減少や社会経済情勢の変化への対応、さらには地球環境問題への対応が求められます。

このようなことから、土地利用については、自然との調和を図りつつ、効率的・効果的な都市の運営が行えるような適切な誘導が必要となります。



市川駅周辺の市街地

土地利用分野のねらい（中分類）

1. 都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成

災害に強いまちづくりを進めるとともに、楽しく、便利で、安心して暮らせるまちを目指し、質の高い土地利用を進めます。

また、市民・事業者・行政がまちの将来像を共有し、それぞれの役割のもと、ともに考え、行動する、協働によるまちづくりを進めます。

2. 都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導

優良農地、流通業務に適した広域幹線道路、7路線16駅の鉄道網などの地域の特性を活かすため、都市経営の観点で適切な土地利用を誘導します。

3. 地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり

北部地域の優良農地や樹林地など、地域における貴重な緑の資源を健全に保つことで、環境への負荷の少ない地域づくりを進めます。

また、三番瀬の海辺や行徳近郊緑地といった自然環境、利便性の高い広域交通機能などの地域特性を活かしながら、自然環境と調和した地域づくりを進めます。

土地利用分野の構成

(中分類)	(小分類)
1. 都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成	既成市街地の計画的な再整備 市民・事業者・行政が一体となったまちづくり
2. 都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導	住工混在への課題対応 市街化調整区域における適切な土地利用
3. 地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり	北部地域の土地利用 行徳臨海部のまちづくり

その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住みよいまちづくりに関する理解を深めます。 ・ 地域住民間で連携を図り、自らできることに積極的に取り組みます。 ・ 市が実施する良好な土地利用に関する施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域と調和した良好な土地利用に努めます。 ・ 地域住民や行政と連携、協力し、地域の活性化に努めます。 ・ 市が実施する良好な土地利用に関する施策に協力します。

土地利用分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の土地利用の取り組みに満足している市民の割合	24.9%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 住みよい街づくりが進められていると思う市民の割合	30.2%	↑
2. *地区計画の決定数	15件	↑
3. 既成市街地の再整備率	7.2%	↑
4. 未利用地の割合	7.2%	↓

実施部・予算

○主な実施部

: 街づくり部/行徳支所

○主な予算

: 一般会計 総務費/土木費

部門計画名

市川市都市計画マスタープラン(街づくり部)

市川市住宅マスタープラン(街づくり部)

市川市行徳臨海部基本構想(行徳支所)

塩浜地区まちづくり基本計画(行徳支所)

* 巻末用語解説を参照

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第3節 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります (大分類) 景観



景観分野を取り巻く現状と課題

人々の生活の中で、心の豊かさや精神的なゆとりが重視されるようになり、景観に対する関心や期待が高まってきたことを受け、国は平成16年6月に「景観法」を公布しました。

本市では、平成16年5月に「景観基本計画」を策定し、17年1月には法に定める「景観行政団体」になり、これまで「市川市景観条例」および「市川市景観計画」の策定、「景観賞」の創設、「いちかわ景観100選マップ」の作成など、景観づくりのための取り組みを進めてきました。

引き続き、良好な景観を形成していくためには、市内に残された自然や歴史を活かしつつ、市街地の開発や屋外広告、放置自転車など、景観を損なう可能性のある課題について、一つ一つ対処していく必要があります。



まちの個性を生かした景観づくり

景観分野のねらい（中分類）

1. 「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成

現存する良好な自然景観を大切にし、それらを結ぶ景観ネットワークづくりを進めることで、人々が交流し、水と緑にふれあえる場をつくるとともに、そこに住む生き物が生息する環境を大切にすような景観の形成を進めます。

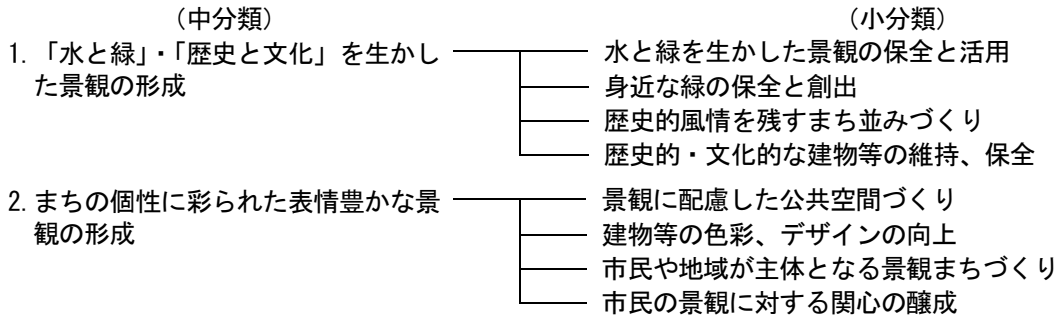
また、寺社や文化施設などを中心とした風情ある個性的な街並み景観を保全するとともに、これらを物語性のあるネットワークで結び、歴史や文化を伝え、感じられるまちづくりを進めます。

2. まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成

まちの顔にふさわしい駅前や駅前の景観形成、景観に配慮した公共施設や公共空間づくりなど、地域の成り立ちや特徴を大切に景観づくりを進めます。

また、市民や地域が主体となり快適性と安全性を高めるまちづくりを進めるとともに、人々の日々の暮らしと調和する景観が形成されるよう、黒松が残る住宅地の保全や、建物等の色彩やデザインの向上などに取り組み、人の心に残るような景観づくりを進めます。

景観分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観の形成に関する理解を深めます。 ・ 良好な景観がつくられるよう、身近なところから行動を起こしていきます。 ・ 市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます。 ・ 地域住民や行政と連携、協力し、地域の景観づくりに努めます。 ・ 市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

景観分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の景観の取り組みに満足している市民の割合	31.9%	↗

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市内に愛着ある景色をもっている市民の割合	54.8%	↗
2. 景観計画特定区域・景観協定区域等の件数	1件	↗
3. 助成の対象となる景観活動団体の登録件数	2件	↗
4. 景観シンポジウムの参加者数	66人	↗

実施部・予算

- 主な実施部
： 街づくり部
- 主な予算
： 一般会計 土木費

部門計画名

市川市景観基本計画（街づくり部）

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります

(大分類) 商工業



商工業分野を取り巻く現状と課題

消費者の生活様式の変化、消費ニーズの多様化などにより、商業を取り巻く環境は大きく変化しています。事業者の高齢化・後継者不足などを背景に商店が減少し、商店街の活力が低下している中で、大型店舗との共存を図りながら活性化に向けた様々な取り組みが必要です。

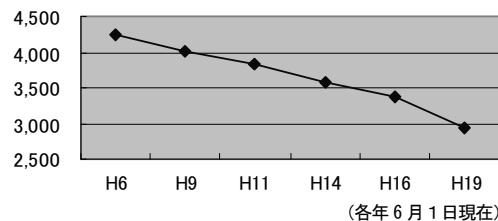
また、経済の*グローバル化による国際競争の中、生産拠点の移転など、工業を取り巻く環境も大きく変化しており、企業の特性を活かした連携の強化や企業誘致などの取り組みが必要です。

商工業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、産業振興を図るためには、企業が求めるニーズに的確に対応した支援と中小企業などの成長を促す取り組みが求められます。

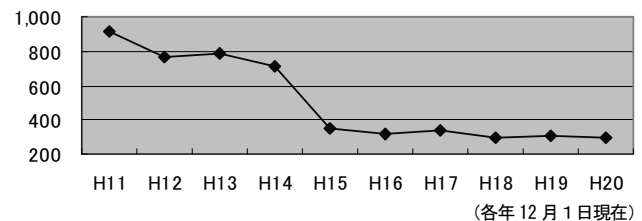
活力あるまちづくりには、事業者、経済団体と行政の連携に加え、市民の理解と協力がが必要です。

商店や工場などで使用されているはかりの定期的な検査などを行う計量業務や食品流通の円滑化に向けた地方卸売市場の運営には、産業と地域の消費者とをつなぐ重要な役割があります。

■市内事業所数の推移（商業統計）



■市内事業所数の推移（工業統計）



商工業分野のねらい（中分類）

1. 商工業の活性化

魅力ある商店街づくりのため、商店街への支援、中小企業者の経営基盤強化に向けた支援、起業の促進などを通して、商業の活性化を図ります。

また、既存企業の経営基盤強化に向けた支援、企業間連携、起業や企業誘致の促進などを行うことにより、地域工業の活性化を図ります。

さらに、産業間の連携を図ることで、地域経済の活性化につなげます。

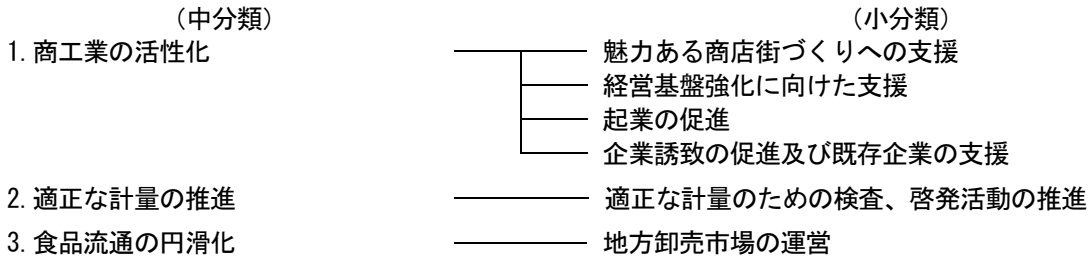
2. 適正な計量の推進

適正な計量は、商工業のみならず、消費者である市民の生活にも関わる市の重要な基本的業務であるため、確実に業務を遂行します。

3. 食品流通の円滑化

地方卸売市場の適切な運営により、地域の青果物等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ります。

商工業分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の商店街で買い物をします。 ・ 産業振興に関するイベントに参加します。 ・ 地元の商店街の良さを多くの人に伝えます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が安心して買い物ができる商店街にします。 ・ 商店街を活用したイベント等を開催し、多くの人に商店街を知ってもらいます。 ・ 新たな商品開発に取り組みます。 ・ 経営基盤の安定、人材の育成、従業員の福利厚生の実施に努めます。 ・ 活力のある企業を目指し、地域雇用の促進に努めます。 ・ 周辺的生活環境との調和と市民の安全確保に配慮します。

商工業分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の商工業の取り組みに満足している市民の割合	18.4%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 地元の商店街でよく買い物をする市民の割合	64.3%	↑
2. 市川市における製造業の従業者数	7,731人	↑
3. 市川市における製造品出荷額	3,624億9,088万円	↑
4. *中小企業融資制度の貸付金額	1,454,012,000円	↓
5. 地方卸売市場の青果物取扱高	42,003t	↑

実施部・予算

○主な実施部

：経済部

○主な予算

：一般会計 商工費／

地方卸売市場事業特別会計

部門計画名

*巻末用語解説を参照

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります

(大分類) 都市農業

いちかわ
いどころ
アプローチ

環境



安全安心

こころ
アソビ

健康



文化

子育て

教育



協働

地域経済



ICT

都市農業分野を取り巻く現状と課題

本市では、千葉県下でも有数の産出額を誇る梨の栽培やネギなどの露地物の栽培、花やトマトなどの施設栽培が盛んに行われています。都市農業は、地元でとれた新鮮な農産物を市民に提供する地産地消とともに、農地の緑が都市空間に潤いを与える機能を果たしています。

梨は「市川の梨」としての地域ブランド化により商品価値の向上を目指し、ハウスなどの施設を利用して栽培された花はその多くが首都圏に出荷されています。

しかし、都市化の進展により農業生産環境が悪化したことや、農業従事者の高齢化や後継者不足など、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、そのことが耕作放棄地の増加などの問題を深刻化させています。

都市農業の振興を図るためには、生産物の高付加価値化等を通じて市川の農業の魅力を高めること、そして消費者でもある市民が農業への理解を深め、地場産物の購買等を通じて市川の農業を応援してもらうことも必要です。

そのためにも、消費者の食に対する安全・安心志向が高まっていることから、環境にやさしい農業への取り組みと消費者のニーズに合った農産物の提供が求められています。



都市農業の様子

都市農業分野のねらい（中分類）

1. 環境に配慮した農業の推進

安全で安心な農作物を提供するため、減農薬・減化学肥料等による持続性の高い農業生産方式と農薬の飛散防止など環境に配慮した農業を推進していきます。

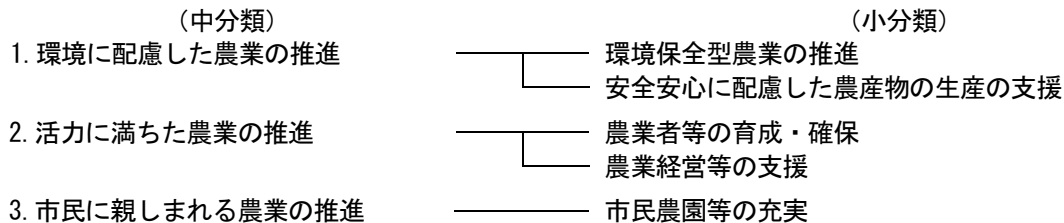
2. 活気に満ちた農業の推進

安定的な経営が確立できるよう、都市農業における果樹・野菜・花き栽培の振興支援、農業者等の育成・確保や農業経営の支援を図るとともに、地域ブランドを活用した地元農産物のPRなどに努め、活気に満ちた農業を推進します。

3. 市民に親しまれる農業の推進

市民の食に対する意識を高め、農業に対する理解を深めてもらうため、市民農園の運営を通して、農業を身近に感じられるような取り組みを推進します。

都市農業分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の大切さを認識し、その理解に努めます。 ・地元農産物の購入を心がけ、地産地消を応援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮で安全・安心な農産物を提供します。 ・農産物の販売力強化に取り組みます。 ・後継者を育成し、技術を継承していきます。

都市農業分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の都市農業の取り組みに満足している市民の割合	12.7%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市川市の農業を身近に感じる市民の割合	31.6%	↑
2. 農業従事者数(販売農家)	1,352人	→
3. 経営耕地面積(販売農家)	416ha	→
4. *エコファーマー登録者数	66人	↑
5. *認定農業者数	52人	↑
6. 市民農園等の設置数	12箇所	↑

実施部・予算

○主な実施部

：経済部

○主な予算

：一般会計 農林水産業費

部門計画名

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります

(大分類) 水産業



水産業分野を取り巻く現状と課題

市川の海は、埋め立て等により現在の形となり漁場環境が悪化してしまったことから、水揚げ量は減少する傾向となっていますが、漁場の整備などにより、かつてのような豊かな海となる可能性を持っています。

漁業活動の拠点である市川漁港は、市川二期埋立計画を前提に暫定的に整備された狭隘な施設であり、十分な漁業施設用地もなく、整備後約40年が経過した現在では施設の老朽化が進んでおり、漁業活動に不便をきたしています。

また、漁業従事者の高齢化と後継者不足が進んでいるほか、流通・加工業等の関連産業が未成熟であるという課題も抱えています。

一方、市民にとっても海は貴重な親水空間の場であり、関連する施設の整備・開放を進め、漁場見学などを通じて、市川の水産業の理解を深めてもらい、市民に支援される地場産業としていくことが必要です。



漁業の様子（ノリ収穫）



漁業の様子（アサリ漁）

水産業分野のねらい（中分類）

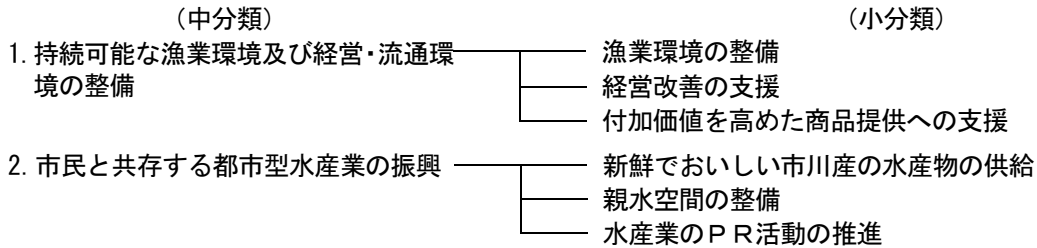
1. 持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備

ノリやアサリの生育環境の確保や稚貝の放流など、漁業協同組合が行う取り組みを支援するとともに、安定した生産量をあげ、安心して漁業が継続できるよう、漁場環境の改善や漁港等の漁業基盤の整備を図ります。また、経営改善、品質の良い市川産の水産物のブランド化へ向けた支援などを通して、経営・流通環境の整備を図ります。

2. 市民と共存する都市型水産業の振興

市民に新鮮でおいしい市川産の水産物を供給するとともに、水産業と一体となった親水空間を整備し、水産業への市民の理解を深めることにより、市民と共存する都市型水産業の振興を図ります。

水産業分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業の大切さを認識し、その理解に努めます。 ・ 地元水産物の購入を心がけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新鮮でおいしい水産物を提供します。 ・ 水産物のブランド化を図ります。 ・ 後継者を育成し、技術を継承していきます。

水産業分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の水産業の取り組みに満足している市民の割合	4.1%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市川市の水産業を知っている市民の割合	11.7%	↑
2. 水揚げ金額	175,701千円	↑
3. 漁業従事戸数	87戸	↑
4. 水揚げ量(貝類)	454.3t	↑
5. 水揚げ量(ノリ)	333.4t	↑

実施部・予算

- 主な実施部
： 行徳支所
- 主な予算
： 一般会計 農林水産業費

部門計画名

市川市水産業振興ビジョン(行徳支所)



人と自然が共生するまち 第4章

施策の方向	大分類	中分類
1. 自然を大切に、やすらぎと潤いのあるまちをつくります	1. 自然環境	1. 生物多様性の確保 2. 自然とふれあえる機会づくり
	2. 公園・緑地	1. 地域の緑の保全と活用 2. 魅力ある公園の提供 3. 花と緑が豊かなまちづくり 4. 水と緑のネットワークの形成
	3. 河川・水辺	1. 水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全 2. 親しみのある水辺空間の創造
2. 環境への負荷の少ないまちをつくります	1. 地球環境	1. 地球環境問題への理解と意識の醸成 2. 地球温暖化への対応
	2. 生活環境	1. 身近な環境の保全 2. 市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持
3. 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります	1. 資源循環型社会	1. 3Rの推進 2. 廃棄物の適正処理の推進

第4章 人と自然が共生するまち

第1節 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります (大分類) 自然環境

いちかわ
いろどり
アプローチ

環境

安全安心

こども
未来

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



自然環境分野を取り巻く現状と課題

本市の自然環境は、北部の下総台地とそこに切れ込んだ谷津から、南部の東京湾に面した干潟・浅海域に至るまで、変化に富んでいるのが特徴です。

残された貴重な自然環境を、確実に未来に引き継いでいくためには、多くの人々が自然環境の本来の姿を知り、その保全に取り組もうという思いが生まれることが必要です。

本市では、自然環境を様々な生物の生息環境として捉え、公共事業等における自然への配慮事項を示すため、平成13年度から3ヶ年をかけて市内の自然環境実態調査を実施し、その結果を基に全国に先駆け、平成18年3月に「市川市自然環境保全再生指針」を策定しました。

平成20年には、生物の多様性は人類の存続の基盤であるとの認識から「生物多様性基本法」が制定されるなど、国や県の施策が進展してきたことから、本市でも新たな展開を行う必要が生じてきました。

自然に関する市民の考え方は様々で、多種多様な要望が寄せられています。そこで、市民の自然環境保全意識を醸成するとともに、事業者の事業計画や市の施策に生物多様性の考え方を反映させていくことが求められます。



大町自然観察園の緑と水辺



行徳近郊緑地の野鳥

自然環境分野のねらい（中分類）

1. 生物多様性の確保

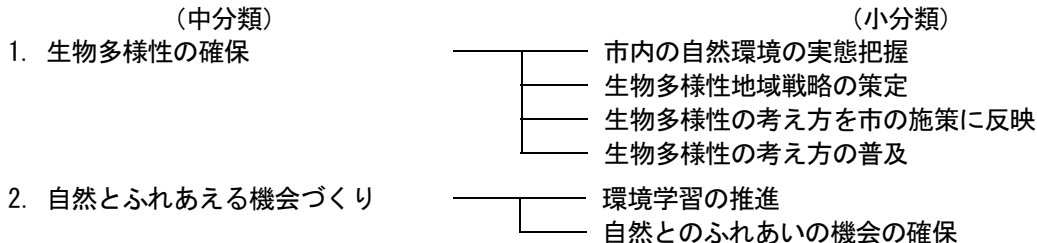
生き物たちの生息の場であるとともに、市民の財産でもある市内の自然を守り育てるため、「市川市自然環境保全再生指針」を見直し、「生物多様性国家戦略」及び「生物多様性ちば県戦略」と整合を図りながら、生物多様性地域戦略の策定を図ります。

また、生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体による新たな行動につながるよう市民、事業者、市のそれぞれに関する施策に生物多様性の考え方を浸透させます。

2. 自然とふれあえる機会づくり

地域の自然環境、生物多様性を確保していくためには、市民やNPO、民間事業者などとの関わりが欠かせないことから、広く地域の自然環境への関心と理解を高めるため、自然環境に関する情報提供や環境学習の機会づくりを進めます。また、市の各部門が連携し、公園、緑地、河川・水辺などにおいて環境学習の取り組みを推進します。

自然環境分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性についての知識を深めます。 ・ 生物多様性保全活動への参加に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性に配慮した事業活動の推進に努めます。 ・ 社会貢献の一環として生物多様性保全事業の実施に努めます。

自然環境分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の自然環境の取り組みに満足している市民の割合	27.1%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市内には多くの種類の生物が生息できる場所があると思う市民の割合	46.6%	↑
2. 自然観察会や自然環境講座の開催数	10回実施	→
3. 自然環境モニタリング調査結果における生息種類	78種	→

実施部・予算

- 主な実施部
：環境清掃部
- 主な予算
：一般会計 衛生費

部門計画名

- 市川市環境基本計画（環境清掃部）
- 市川市自然環境保全再生指針（環境清掃部）
- 市川市地球温暖化対策推進プラン（環境清掃部）

第4章 人と自然が共生するまち

第1節 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります (大分類) 公園・緑地

いちかわ
いるどり
アプローチ

環境



安全安心

ユニバーサル
デザイン

健康



文化



子育て



教育



協働



地域経済



ICT

公園・緑地分野を取り巻く現状と課題

公園は、人々の憩いの場となるだけでなく、災害時における一時避難場所と救援機能や輸送等の中継拠点としての機能を担います。平成22年3月末現在、市内には377箇所141.96ヘクタールの公園・緑地がありますが、これを市民一人あたりの面積とすると、都市公園法に定められた標準面積に達していない状況であり、特に市の中央部には公園が少ないのが現状です。

特色ある公園として、動物に直接触れることのできる動植物園をはじめ、鑑賞植物園、自然博物館、自然観察園などからなる大町公園や、災害時に備え備蓄倉庫や防火水槽などの防災機能を有する公園として、大洲防災公園、広尾防災公園があります。

また、貴重な緑地を保全し、市街地の緑化を進めるため、緑地の取得も進めています。平成22年3月末現在、市内約122.4ヘクタールの樹林地のうち約56ヘクタールを取得しています。



里見公園

公園・緑地分野のねらい（中分類）

1. 地域の緑の保全と活用

黒松や巨木など、これまで多くの市民に親しまれてきた景観や緑地を保全するため、保全協定締結による補助の実施や緑地の取得を進めることにより、良好な都市環境の形成を図ります。

2. 魅力ある公園の提供

歩いていける距離に人々が遊び場や安らぎの場を持てるよう、既存の公園の有効活用を図るとともに、適切な都市公園の配置を行います。また、動植物園や防災公園など、それぞれの公園の特色を活かし、*ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な公園整備をすすめることなどにより、都市公園の魅力を高めていきます。

3. 花と緑が豊かなまちづくり

「健康都市いちかわ」を実現するための具体的な取り組みとして、花と緑が豊かなまちづくりを進めます。

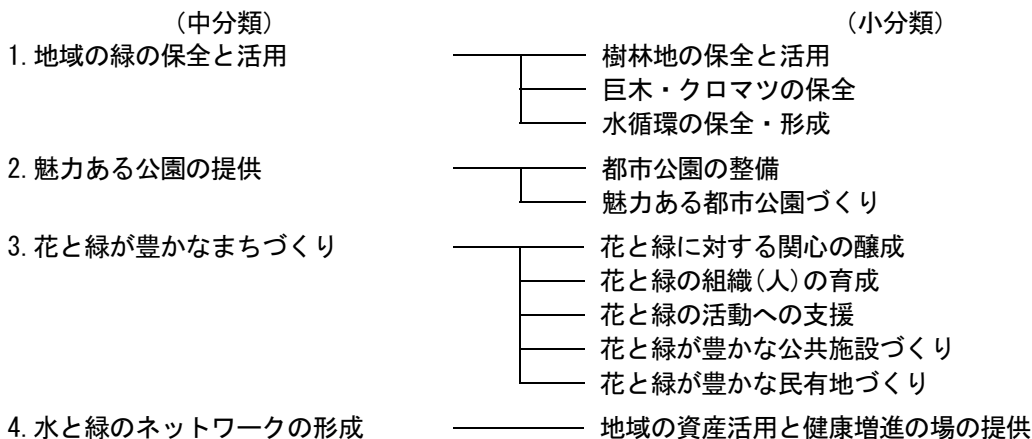
市民・事業者・行政など多様な主体との協働によるガーデニング活動を推進するとともに、公共施設や民有地においては、公園・緑地の整備、屋上緑化、壁面緑化、生垣等の緑化の推進、民有林や社寺林の保全等を図り、生活に潤いや親しみをもたらすまちづくりを進めていきます。

4. 水と緑のネットワークの形成

地域のシンボルとなる緑地や公園、歴史的、文化的資産を結ぶルートを設定して、案内サイン等の整備などにより、水と緑の回廊の取り組みを推進し、ウォーキングなど市民の心身の健康づくりの場を提供します。

*巻末用語解説を参照

公園・緑地分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・マナーを守って公園や緑地を利用します。 ・市と協働して公園の管理をします。 ・土地所有者による適切な緑地管理を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等に土地を積極的に提供します。

公園・緑地分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の公園・緑地の取り組みに満足している市民の割合	26.4%	↗

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 公園緑地の広さや設備に満足している市民の割合	29.4%	↗
2. 都市公園の数	377箇所	↗
3. 都市公園の面積	141.96ha	↗
4. 市有緑地の数	38箇所	↗
5. 市有緑地の面積	56.04ha	↗
6. 市民一人あたりの公園・緑地面積	2.99 m ²	↗

実施部・予算

- 主な実施部
 - : 水と緑の部／企画部
- 主な予算
 - : 一般会計 土木費／総務費

部門計画名

- 市川市みどりの基本計画 (水と緑の部)
- 市川市景観基本計画 (街づくり部)
- 市川市都市計画マスタープラン (街づくり部)

第4章 人と自然が共生するまち

第1節 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります (大分類) 河川・水辺

いちかわ
いどころ
アプローチ

環境

安全

ユニバー
サル

健康

文化

子育て

教育

協働

地域経済

ICT



河川・水辺分野を取り巻く現状と課題

都市部の河川は、流域の雨水排水を担うだけでなく、都市部の貴重なオープンスペースとして、人々に潤いや安らぎをもたらす水辺空間としての役割があることから、河川護岸の緑化、親水テラスやポケットパークの設置、桜の植栽、デザインに工夫した橋の整備など特色のある河川整備を行ってきました。また、平成19年度には、降雨時の雨水貯留機能に加え、市民の潤いや憩いの場、水辺の生態など環境学習の場となるよう、「大柏川第一調節池」を開設しました。自然豊かな水辺づくりなど多くの人々に親しまれる水辺環境整備が望まれていることから、引き続き豊かな水辺環境を保全・創出することを目指した多自然川づくりに基づいた河川改修事業を進めていく必要があります。

三番瀬については、埋め立てによる潮流の変化や地盤沈下などにより、自然環境や漁場環境が悪化し、さらには市民にとって身近に海がありながら海に触れ合えないなどの状況にあります。今後は、かつての自然豊かな三番瀬の再生に向けた多方面からの事業を展開するとともに、市民が親しめる海辺づくりを進めていく必要があります。



河川整備前



河川整備後

河川・水辺分野のねらい（中分類）

1. 水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全

生態系に配慮した自然豊かな水辺づくりとなる多自然川づくりに基づいた河川整備により、自然環境や景観を保全します。

また、稚魚・アサリなどの海の生物を育む三番瀬については、漁場環境の改善や自然環境の再生・保全を目指し、かつての三番瀬の原風景である干潟を取り戻すための取り組みを進めます。

2. 親しみのある水辺空間の創造

河川や三番瀬について、水辺に近づくことができるような空間を創造するなど、市民が身近に自然と触れ合い憩いと安らぎが得られる場の確保に努めます。

河川・水辺分野の構成

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (中分類) | (小分類) |
| 1. 水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全 | 多自然の河川の整備、三番瀬の干潟化の推進 |
| 2. 親しみのある水辺空間の創造 | 河川や三番瀬の水辺における自然と触れ合える場の創造 |

その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・市と協働してより良い河川・水辺づくりを進めます。
事業者	・市と協働してより良い河川・水辺づくりを進めます。

河川・水辺分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の河川・水辺の取り組みに満足している市民の割合	22.7%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市川の水辺に親しみを感じる市民の割合	45.2%	↑
2. 多自然川づくりで整備されている河川数	1 河川	↑
3. 大柏川第一調節池緑地ビクターセンター来館者数	28,722 人	↑

実施部・予算

○主な実施部

：水と緑の部／行徳支所

○主な予算

：一般会計 土木費

部門計画名

市川市みどりの基本計画（水と緑の部）

市川市行徳臨海部基本構想（行徳支所）

塩浜地区まちづくり基本計画（行徳支所）



三番瀬での干潟体験

第4章 人と自然が共生するまち

第2節 環境への負荷の少ないまちをつくります

(大分類) 地球環境



地球環境分野を取り巻く現状と課題

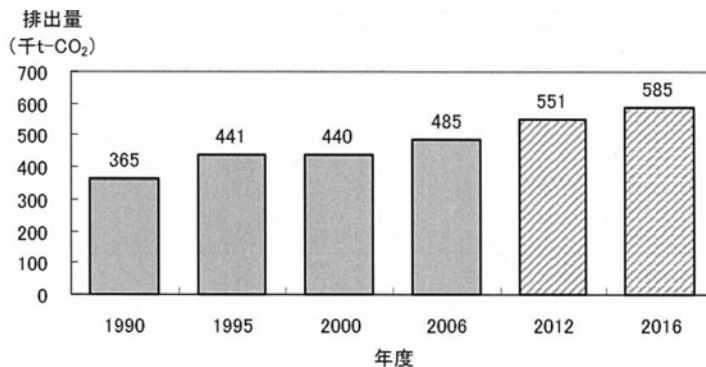
近年、地球温暖化、酸性雨、ごみ問題など、地球規模の環境問題が深刻化しており、中でも地球温暖化による気候変動の影響は、既に世界各地で顕在化しています。

しかし、温暖化の問題は他の環境問題と異なり、その影響を客観的に評価することが難しく、また、あらゆる主体がその原因者とされることから、対策を実施する際の合意形成が難しいといわれています。

こうした温暖化をはじめとする地球レベルの環境問題に対応するためには、私たちの生活が限られた資源により支えられていることや生活により発生した環境への負荷が地球環境にまで影響を及ぼしていることなどを認識し、行動することが重要です。

そこで、市民・事業者・市が協働して省資源・省エネルギーを推進し、環境への負荷を低減していくことが求められています。

■ 民生家庭部門の排出量の推移



地球環境分野のねらい（中分類）

1. 地球環境問題への理解と意識の醸成

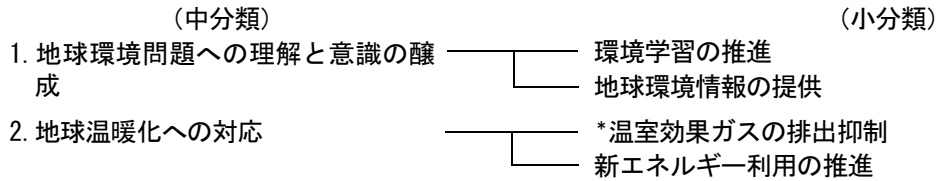
地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、市民生活や事業活動と密接に関連していることから、市民・事業者・市がこの問題に関する理解を深め、具体的行動に結びつくような意識の醸成を図ります。また、地球環境に関する情報を積極的に収集し、提供していきます。

2. 地球温暖化への対応

地球温暖化問題に対応するために、市民生活や事業活動からの*温室効果ガス排出量の削減に結びつく様々な事業を推進します。また、市民や事業者が自主的に地球温暖化対策に取り組む機会を提供するとともに、協働できる仕組みを整備します。

*巻末用語解説を参照

地球環境分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 生活と地球温暖化の密接な関係について理解を深めます。 生活における省エネ・省資源などに取り組みます。 地域での地球温暖化防止活動に参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動と地球温暖化の密接な関係について理解を深めます。 事業活動における省エネ・省資源に取り組めます。 地域での地球温暖化防止活動に参加・協力します。

地球環境分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の地球環境の取り組みに満足している市民の割合	7.8%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 地球環境問題を自らの問題と捉えている市民の割合	65.3%	↑
2. エコライフを実践している市民の割合	52.2%	↑
3. 市全体での二酸化炭素排出量	4,511千t-CO2	↓
4. 太陽光発電システムの設置補助実績	220件	↑
5. エコライフ推進員の活動回数	36回 2,968人	→
6. 地球環境に関連する環境講座の開催数	10件	→
7. いちかわ環境フェアの参加者数	約5,500人	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：環境清掃部
- 主な予算
：一般会計 衛生費

部門計画名

- 市川市環境基本計画（環境清掃部）
- 市川市地球温暖化対策推進プラン（環境清掃部）
- 市川市地球温暖化対策実行計画（環境清掃部）

*巻末用語解説を参照

第1章 真の豊かさを感ずるまち
第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
第3章 安全で快適な魅力あるまち
第4章 人と自然が共生するまち
第5章 市民と行政がともに築くまち

第4章 人と自然が共生するまち

第2節 環境への負荷の少ないまちをつくります

(大分類) 生活環境



生活環境分野を取り巻く現状と課題

生活排水による河川の汚濁や自動車排出ガス等による大気汚染といった都市生活型の環境問題に加え、近年では化学物質などによる環境への影響も懸念されています。こうした環境問題に取り組むには、私たちの生活に身近な生活環境から、地球温暖化をはじめとする地球レベルの課題まで様々な課題に同時に取り組むことが求められています。

市内の環境に目を向けると、大気や河川の環境は改善する傾向にあります。音、においについては、一層の改善が必要であり、また、土壌や地下水汚染を防止するために有害物質についても監視の目を向けて行く必要があります。

また、地域環境美化の観点からは、歩きながらの喫煙や吸い殻、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふんの放置など、これまでマナーの問題として捉えられてきたことを市民一人ひとりのルールとして確立し、*路上禁煙・美化推進地区の指定や公共の場所における禁止行為を定めることにより、健康で安全かつ清潔な都市の実現を目指してきました。

今後も市民への生活環境の保持に関する意識の啓発に努めていくことが重要です。



大気常時監視測定局舎



マナー条例啓発活動

生活環境分野のねらい（中分類）

1. 身近な環境の保全

大気環境や水環境等の現況を把握し環境施策に反映することにより、生活環境を保全し、市民の健康増進が図られるように努めます。

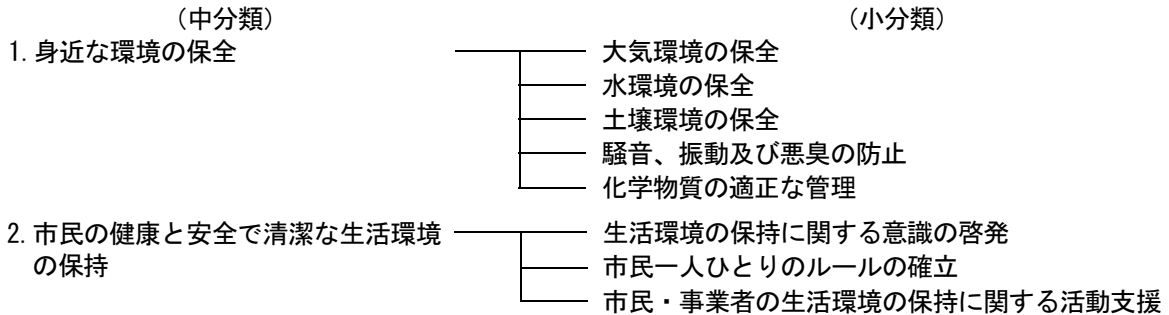
また、工場・事業場への規制、指導、活動の支援を行うほか、市民への環境情報の提供や啓発活動を推進することにより、快適で住みよい環境の実現を目指します。

2. 市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持

市民、事業者等と協力して、歩きたばこやポイ捨ての禁止など、生活環境の保持に関する意識の啓発を積極的に進め、市民一人ひとりのルールを確立し、市民マナーの向上を図ります。

また、地域の生活環境の保持に関する市民や事業者の活動を支援し、健康で安全かつ清潔な都市の実現を目指します。

生活環境分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・快適で住みよい環境の実現に向け、市や事業者と協力します。 ・家庭でできる生活排水対策の実践に努めます。 ・公共の場所で、歩きタバコやポイ捨てなどをしないようにします。 ・人に迷惑をかけないよう犬等の愛がん動物を飼養します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に配慮し、環境への負荷の少ない事業活動に努めます。 ・快適で住みよい環境の実現に向け市や市民と協力します。 ・事業活動にあたって、生活環境の保持に関する意識の啓発に努めます。 ・地域環境美化のため、自動販売機等の周辺に回収容器を設置し、適正に管理します。

生活環境分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の生活環境の取り組みに満足している市民の割合	25.7%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 身近な環境を快適と感じている市民の割合	46.2%	↑
2. まちがきれいになったと感じる市民の割合	36.8%	↑
3. 環境基準の達成状況	ほぼ達成	↑
4. 市民等への啓発活動実績	48回 4,485人	→
5. 工場・事業場へ指導等を行った割合	8.0%	↓
6. 苦情対応件数	156件	↓
7. *路上禁煙・美化推進地区の吸い殻の数	185本 ※	↓
8. マナー条例に違反して過料を科した人の数	2,017人	↓

※JR 本八幡駅周辺の定点観測による。

実施部・予算

○主な実施部

：環境清掃部／市民部

○主な予算

：一般会計 総務費／衛生費

部門計画名

市川市環境基本計画（環境清掃部）

市川市生活排水対策推進計画（環境清掃部）

*巻末用語解説を参照

第4章 人と自然が共生するまち

第3節 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります (大分類) 資源循環型社会



資源循環型社会分野を取り巻く現状と課題

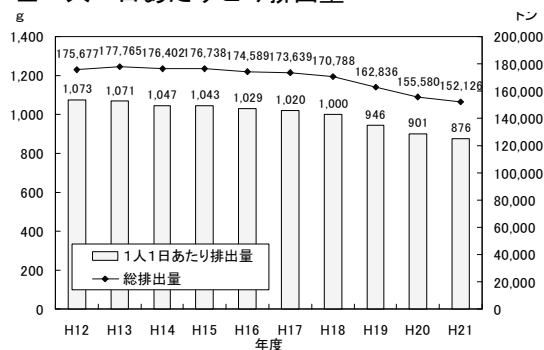
従来の廃棄物行政は生活環境の保全や公衆衛生の向上を目指すものでしたが、近年では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムがもたらす地球規模での環境負荷の増大や資源の枯渇への懸念が問題化する中で、循環型社会の形成に重点が置かれるようになってきました。

本市では「資源循環型都市いちかわ」を目指して、家庭ごみの12分別収集の導入、*マイバッグ運動の展開、クリーンSPA市川（余熱利用施設）の整備などの取り組みを進め、ごみの減量と再資源化を推進してきました。その結果、ごみの排出量は減少傾向にあります。資源化率の上昇の停滞、ごみ焼却灰の市外への埋立て処分への依存などの課題があります。

また、し尿処理については、公共下水道が整備されていない地域等において浄化槽設置やし尿汲み取りによる処理が行われており、引き続き、衛生的な処理を確保していく必要があります。

今後は、環境にやさしいライフスタイルや事業活動への変革を促進し、より一層の廃棄物の減量と循環的な利用を図るとともに、環境への負荷の少ない効率的な廃棄物処理体制を構築し、適正処理を進めていくことが求められています。

■ 一人一日あたりごみ排出量



資源循環型社会分野のねらい（中分類）

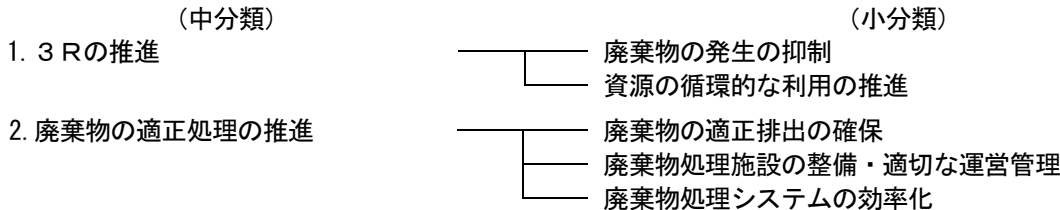
1. 3Rの推進

循環型社会形成に向けた取り組みの優先順位に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を適切に分担して、3R（リデュース＝廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組むことで、限りある地球の天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物処理に伴う環境への負荷を低減し、持続可能な社会の構築に貢献していきます。

2. 廃棄物の適正処理の推進

ごみの排出ルールが守られるよう各家庭や事業所への周知・啓発を行い、不適正排出や不法投棄を防止するとともに、クリーンセンター等の廃棄物処理施設の計画的な整備と維持管理、廃棄物処理システムの効率化を図ることで、環境への負荷の少ない廃棄物処理を安定的に進めます。また、浄化槽汚泥と汲み取りし尿の衛生的な処理を確保するとともに、衛生処理場の適切な施設運営を行い、公衆衛生の向上と水環境の保全を図っていきます。

資源循環型社会分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生の少ないライフスタイルを実践します。 ごみの排出ルールを遵守します。 資源物とごみの分別排出に協力します。 廃棄物処理の現状への関心を高めます。 普及啓発活動・環境学習・地域清掃活動に参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 排出者責任に基づく事業系ごみの減量・資源化・適正処理を図ります。 資源物や適正処理困難物の回収・資源化・処分を進めます。 環境負荷の少ない商品・サービスを提供します。 普及啓発活動・環境学習・地域清掃活動に参加・協力します。 民間事業者による廃棄物処理事業への参加を進めます。

資源循環型社会分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の資源循環型社会の取り組みに満足している市民の割合	24.6%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 廃棄物の発生が抑制され、資源化が図られていると思う市民の割合	23.7%	↑
2. 日常生活において、ごみの減量やリサイクルに対する意識を持って行動している市民の割合	75.4%	→
3. 一人一日あたりごみ排出量	876g	↓
4. 原材料などの資源としてリサイクルしたごみの割合	18.7%	↑
5. クリーンセンターで焼却したごみの量	121,693t	↓
6. 最終処分場に埋め立てたごみの焼却灰などの量	16,984t	↓

実施部・予算

- 主な実施部
：環境清掃部
- 主な予算
：一般会計 衛生費

部門計画名

- 市川市環境基本計画（環境清掃部）
- いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）
（環境清掃部）

第1章 真の豊かさを感じるまち
 第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
 第3章 安全で快適な魅力あるまち
 第4章 人と自然が共生するまち
 第5章 市民と行政がともに築くまち



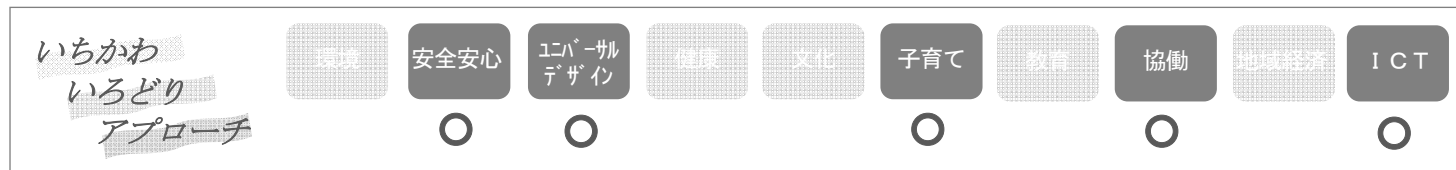
市民と行政がともに築くまち 第5章

施策の方向	大分類	中分類
1. 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります	1. 協働・市民参加	1. 協働によるまちづくりの推進 2. 市民参加の推進
	2. 情報の発信・提供	1. 市民と行政の情報の共有化 2. 公文書の正確、迅速な取り扱い 3. 情報公開の一層の推進
2. まちづくりのための新しいコミュニティをつくります	1. 地域コミュニティ・市民活動	1. 地域コミュニティの活性化 2. 市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生
3. 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します	1. 政策展開	1. 情報の収集と整備 2. 法務能力の向上 3. 施策の評価と反映
	2. 行政体制	1. 適正な人事管理 2. 定員の適正化 3. 民間活力の活用 4. 公正性、効率性の確保
	3. 窓口・相談機能	1. 市民相談機能の充実 2. 窓口サービスの充実
	4. 財政運営	1. 財政健全化の推進 2. 自主財源の充実・確保
	5. 広域行政	1. 広域行政の推進
4. 情報通信技術を市民生活の向上に活かします	1. 情報化	1. 電子行政サービスの刷新と拡充 2. ICTを活かした行政事務の効率化の推進 3. 情報システムの安全性の強化

第5章 市民と行政がともに築くまち

第1節 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります

(大分類) 協働・市民参加



協働・市民参加分野を取り巻く現状と課題

少子高齢化などの社会状況の変化や地域課題、市民ニーズの多様化・複雑化に対応するため、環境、教育、福祉など様々な分野において、市民や自治会、NPO等と連携をしたまちづくりが求められるようになってきました。

市では、平成18年度に地域の身近な課題について市民や自治会、NPOの提案をもとに協働で地域の課題を解決していく*協働事業提案制度を立ち上げたほか、市内の大学と包括協定を締結し、文化、環境、まちづくりなど様々な分野での連携を深めてきました。

また、市民と行政とのパートナーシップをより確かなものとするため、政策などを立案、決定する意思形成から、実施・評価のそれぞれの段階で、市民が様々な形で主体的に市政にかかわり、行動していくことが求められます。

市民参加をさらに推進するためには、*e-モニター制度や*パブリックコメントの実施など、市民参加の手法を広く市民に知っていただくとともに、市政の情報を積極的に提供することにより、市民の市政への関心を高め、市民が市政へ参加するための機会を提供していくことが重要です。



*協働事業提案制度（大学生による地域清掃活動）

協働・市民参加分野のねらい（中分類）

1. 協働によるまちづくりの推進

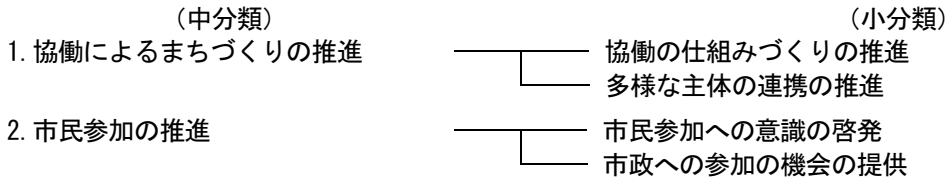
協働の仕組みづくりを推進し、市民、自治会、NPO、企業、大学等との積極的な連携を図るとともに、市民の知識や経験を活かしたまちづくりを進めます。

また、多様な主体間での連携を推進することによって、地域課題に速やかに対応し、協働によるまちづくりを実現します。

2. 市民参加の推進

市民と行政が協力して、魅力的なまちづくりを進めるため、市民の市政への関心を高め、市民が積極的に市政に参加できるよう、政策の形成段階から実行、評価に至るまで様々なツールを提供し、市民参加を推進します。また、市民からの提案や意見等を一元的に管理して、整理・分析し、政策決定に活用していくことにより、市民の目線に立った市民本位の行政経営を実現します。

協働・市民参加分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちでできることを考え、地域課題に取り組みます。 市政に関心を持ち、市政に積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市民・行政等と連携してまちづくりに参加します。

協働・市民参加分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の協働・市民参加の取り組みに満足している市民の割合	10.0%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 協働による行政運営が推進されていると思う市民の割合	8.6%	↑
2. 市政への市民参加が進んだと感じる市民の割合	11.2%	↑
3. 大学と市が連携して実施した事業の数	64 事業	↑
4. *協働事業提案制度の提案件数	4 件	↑
5. *パブリックコメント1件あたりの意見件数	20.5 件	↑
6. 市の審議会等における市民委員の割合	3.2%	↑

実施部・予算

○主な実施部

：企画部

○主な予算

：一般会計 総務費

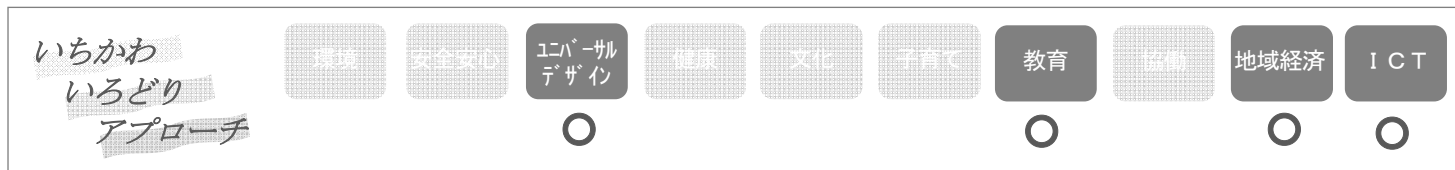
部門計画名

*巻末用語解説を参照

第5章 市民と行政がともに築くまち

第1節 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります

(大分類) 情報の発信・提供



情報の発信・提供分野を取り巻く現状と課題

開かれた市政を推進するため、行政が保有する情報を広く市民に提供して行くことは大変重要です。市ではこれまで「広報いちかわ」を定期的に発行するほか、「いちかわ便利帳」、市内案内図「いちかわガイド」、「市政ガイドブック」などの多様な刊行物を発行してきました。また、ケーブルテレビの市広報番組「マイタウンいちかわ」では、市の施策・話題・イベント・お知らせなど、新鮮でタイムリーな情報を提供するとともに、市公式Webサイト上にインターネット放送局を設置し、市広報番組のバックナンバーや市議会本会議の生中継、市川市の紹介映像など、広範で多岐にわたる内容を映像配信しています。

今後は、市民のみならず、より多くの人々に本市の魅力を知っていただくため、積極的に情報発信していくことが求められています。

また、個人情報の保護に配慮しつつ、公文書公開制度を適正に運用するとともに、市政情報センター等において積極的に市政情報を提供していく必要があります。



広報紙等のイメージ

情報の発信・提供分野のねらい（中分類）

1. 市民と行政の情報の共有化

市政運営に対する市民の関心が高まっており、様々な場面で「市政の見える化」が求められています。広報紙、テレビ、市公式Webサイトなど、様々な手法により市の行政活動を市民に説明することで、市民と行政の情報の共有化を推進するとともに、本市の魅力を全国に発信する取り組みを進めます。

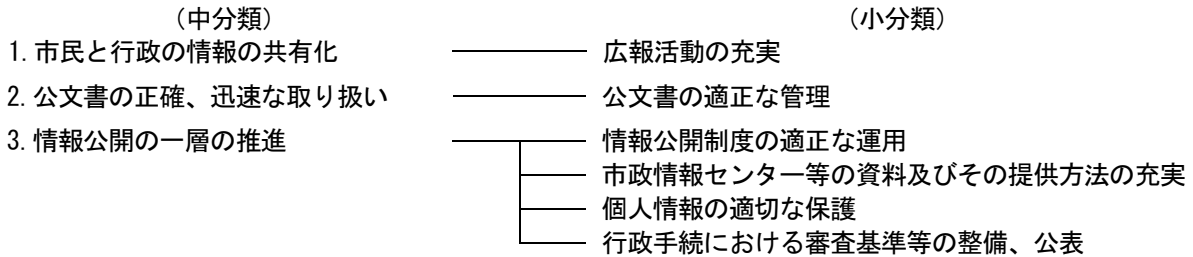
2. 公文書の正確、迅速な取り扱い

文書事務を正確かつ迅速に行い、公文書の所在を明らかにするために整理し、必要なときは速やかに取り出せるように管理することで、事務の効率化を推進します。

3. 情報公開の一層の推進

市の行政活動の説明責任を果たすため、公文書公開制度を適正に運用するとともに、市政情報センター等において情報提供を一層充実させるなどにより、情報公開を推進します。併せて、個人情報の適切な保護を図ります。

情報の発信・提供分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手として、情報発信や提供の方法について、必要に応じて要望します。 行政から受け取った情報を活用して、積極的に市政へ参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手として、情報発信や提供の方法について、必要に応じて要望します。 行政から受け取った情報を活用して、積極的に市政へ参加します。

情報の発信・提供分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の情報の発信・提供の取り組みに満足している市民の割合	18.3%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市からのお知らせの方法や内容に満足している市民の割合	37.3%	↑
2. 市は市政情報を公開していると思う市民の割合	27.3%	↑
3. 市公式Webサイト(トップページ)へのアクセス件数	3,269,793件	↑
4. インターネット放送の番組へのアクセス数	39,573件	↑
5. 市の広報番組の放送回数	1,456回	↑
6. 公文書公開請求件数	95件	↑
7. 市政情報センターの資料点数	4,697種類	↑

実施部・予算

○主な実施部

：企画部／総務部

○主な予算

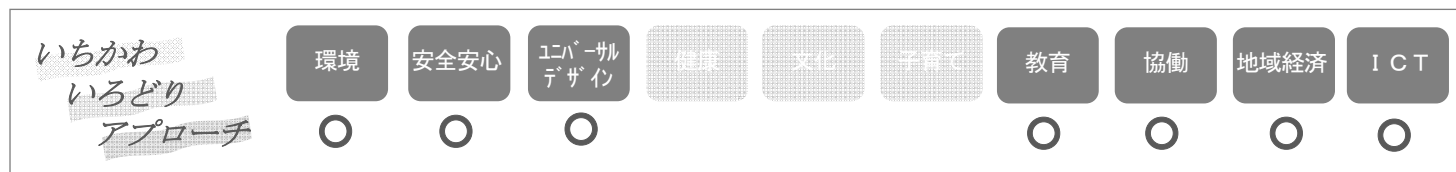
：一般会計 総務費

部門計画名

第5章 市民と行政がともに築くまち

第2節 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

(大分類) 地域コミュニティ・市民活動



地域コミュニティ・市民活動分野を取り巻く現状と課題

地域社会の連帯感が弱くなる一方で、地域の防犯、防災、福祉、環境など、地域の中で解決すべき問題が増えています。自治会には、こうした問題に包括的、積極的に取り組むことが期待されていますが、加入率の低下や役員の高齢化、後継者の確保などの課題を抱えています。

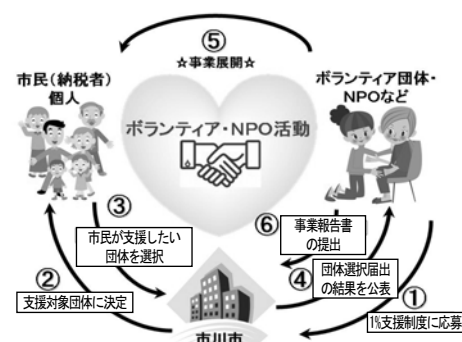
また、東京外郭環状道路の建設などを踏まえ、コミュニティの再編を含めた地域の活性化が求められています。

一方、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体が、保健、医療、福祉、環境の保全、子どもの健全育成など様々な分野で活発に活動しており、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。市では平成17年度から、全国に先駆けて個人市民税の1%相当額をNPOなどの活動に支援できる「1%支援制度」を実施しています。スタートから6年目となる平成22年度においては、130を超える団体が制度に応募し、活動を展開するなど、団体の活動が活性化してきています。この流れをより確かなものとするため、団体の自立性を確保するなどの取り組みが必要です。

地域が抱える様々な課題を市民自らが解決していこうとする活動が活発になっていく中で、引き続き市民が参加しやすく、市民活動団体がより活動しやすい環境づくりが必要です。そして、NPOなどのテーマ型コミュニティと自治会や*地区社会福祉協議会などの地縁型コミュニティが、各々の役割分担のもとで連携し、協力して共通の地域の課題に取り組む協働が重要です。



草取り・清掃のボランティア



1%支援制度の仕組み

地域コミュニティ・市民活動分野のねらい（中分類）

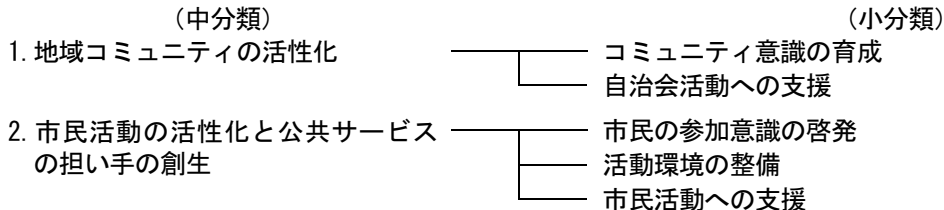
1. 地域コミュニティの活性化

地域社会の連帯感を深めるため、地域活動に対する市民の関心を高め、活動を担う人材を育成し、自治会活動や*地区社会福祉協議会などへの支援等を通じて、地域コミュニティを活性化します。

2. 市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生

市民が市民活動に気軽に参加できるようにするとともに、市民活動団体の活動の場を確保し、「1%支援制度」などによる支援を充実させることにより、市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生を目指します。また、今後テーマ型コミュニティと地縁型コミュニティが地域課題の解決にあたり、補完し合い、発展していくことを支援していきます。

地域コミュニティ・市民活動分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動や市民活動に積極的に参加します。 ・地域住民同士の交流を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一員として、地域コミュニティ活動や市民活動を応援します。 ・地域を良くするため、社会貢献活動を積極的に行います。

地域コミュニティ・市民活動分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の地域コミュニティ・市民活動の取り組みに満足している市民の割合	16.1%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 地域コミュニティ活動が活発になったと思う市民の割合	22.0%	↑
2. ボランティアやNPOなどの市民活動が活発になったと思う市民の割合	24.5%	↑
3. 自治会加入世帯数(加入率)	138,228世帯 (63.0%)	↑
4. 市内に事務所を置くNPO数	105法人	↑
5. ボランティア・NPO活動センターの利用者数	12,357人	↑
6. 1%支援制度の有効届出数	8,893人	↑

実施部・予算

○主な実施部

：市民部／企画部

○主な予算

：一般会計 総務費

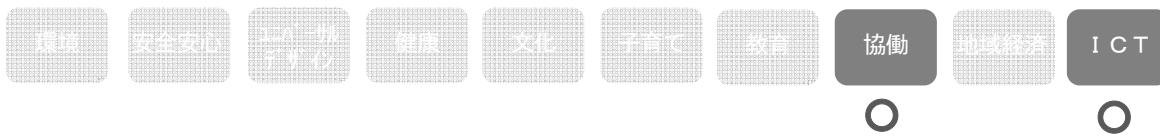
部門計画名

第5章 市民と行政がともに築くまち

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

(大分類) 政策展開

いちかわ
いそどり
アプローチ



政策展開分野を取り巻く現状と課題

豊かな未来を築き、市民満足度の高いまちづくりを進めるため、*移動市長室の開催や*市長目安箱の設置などの市長が市民の声を直接聴く仕組みづくりや、ICT技術を活かした市民ニーズシステム、*e-モニター制度の構築など、広聴機能を充実させる取り組みを進めてきました。これにより寄せられた多くの提案、意見、要望などを分析し、それを政策に反映させる仕組みづくりが必要です。また、変化の激しい諸情勢に対して、着実に施策を推進していくためには、正しい現状把握と的確な将来予測が不可欠であり、統計のもつ役割は、ますます重要になってきています。

平成11年に地方分権一括法が制定され、地方自治体には、地域の実情に合わせた施策展開が求められるようになってきました。本市ではこれまで、市民本位の行政運営を行うための行政改革と職員の意識改革を進めてきましたが、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応していけるよう、法律の知識を高め、それを政策形成に活かすなど、職員の能力をさらに向上させる必要があります。

政策の運用面では、社会における様々な問題を解決するため、政策の目的を明確にし、それを実現するため総合的・体系的に施策や事業を展開することが求められています。施策や事業の結果を政策の目的の面から適切に評価し、次の取り組みに活かしていくための仕組みを確立することが必要です。

政策展開分野のねらい（中分類）

1. 情報の収集と整備

メールや手紙などに加え、*移動市長室の開催や*市長目安箱の設置により、積極的に市政運営に関する市民の提案、意見、要望を聴く機会を設けるとともに、寄せられた意見などを分析することで市民のニーズを政策に反映させる仕組みを強化していきます。また、各部門が保有している統計資料を収集・集約し、政策立案などの行政活動や市民活動、企業活動において活用できるよう、整備に努めます。

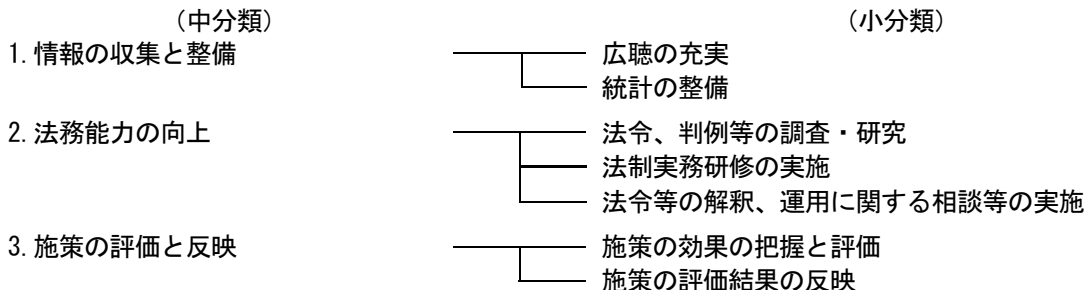
2. 法務能力の向上

法令、判例等の調査・研究や法制実務研修の実施などにより、職員の法務能力を向上させ、政策課題を解決できるようにするとともに、地域の個性や特性を活かした政策の実現を図ります。

3. 施策の評価と反映

政策・施策・事業を結びつけることで、行政活動の目的を明確にし、実施した施策の効果を把握します。また、これを基礎として、行政、市民等が各施策ごとに評価し、その評価の結果を翌年度以降の施策に反映させるとともに、必要に応じて事業の改善を図ります。

政策展開分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・ 市政に対して関心を持ち、必要に応じて提言・要望します。
事業者	・ 市政に対して関心を持ち、必要に応じて提言・要望します。

政策展開分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の政策展開の取り組みに満足している市民の割合	10.5%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市民の声が市政に反映されていると感じる市民の割合	8.6%	↑
2. * e-モニター登録者数	4,774人	↑
3. * 市長目安箱への意見の数	258件	↑
4. * 移動市長室の開催回数	4回	↑
5. 法制実務研修の受講者数	28人	↑
6. 市民意向調査の回答率	41.5%	↑

実施部・予算

○主な実施部

：企画部／総務部／情報政策部

○主な予算

：一般会計 総務費

部門計画名



法制実務研修の様子

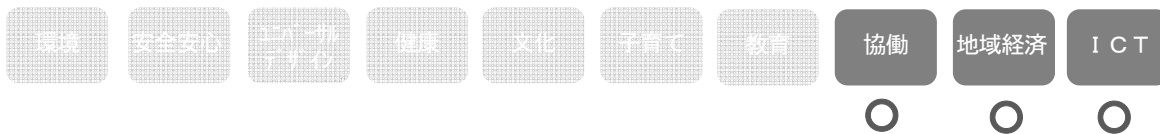
* 巻末用語解説を参照

第5章 市民と行政がともに築くまち

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

(大分類) 行政体制

いちかわ
いそどり
アプローチ



行政体制分野を取り巻く現状と課題

地方分権の進展に伴い、市民の行政に対する意識にも変化がおきています。従来の「行政サービス」の受け手という意識にとどまらず、主権者、納税者としての意識が高まり、「行政活動の適切な運用」に対して厳しい目が注がれています。こうした市民意識の変化に加え、少子高齢社会の到来など、社会、経済状況や市場環境の急激な変化の中で、市民が期待する公共サービスは質量ともに拡大しつつあります。限られた行政資源の中で責任を持ってサービスを提供するためには、簡素で効率的な行政運営が求められています。

本市では、効率的な行政運営を図るため、常勤の職員に加え、非常勤職員、再任用職員、専門員などの多様な雇用形態の活用、管理職昇任選考試験や勤務評定制を実施するなど適正な人事管理に努めています。

今後、これまで行政組織で中核的な役割を果たしてきた職員が大量に退職する時期を迎えることから、多様化・複雑化する行政課題に対応できる職員を育成していくことが求められます。また簡素な行政運営を図るため職員数や給与水準を適正化するとともに、真に必要な行政サービスの選定や、民間企業や市民活動団体などの力を活かすなど、最少の経費で最大の効果を得る行政体制を構築する必要があります。

行政体制分野のねらい（中分類）

1. 適正な人事管理

多様化・複雑化する行政課題に対応できる職員を育成していくとともに、人事管理制度の充実及び給与水準の改善を図り、職員の能力や勤務実績に基づいた適正な人事管理を推進します。

2. 定員の適正化

人材・財源など限られた行政資源を有効に活用するため、大量退職時代を背景にその活躍が期待される再任用職員などの多様な雇用形態や、アウトソーシングなどを効果的に活用し、市民サービスの維持向上を図りながら適正な定員管理を行います。

3. 民間活力の活用

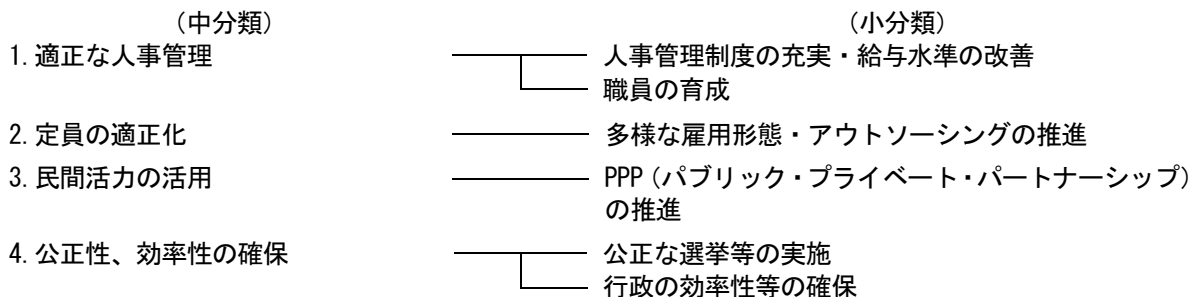
簡素で効率的な行政運営を推進するために、行政が行うべき業務を取捨選択するとともに、事業の実施にあたっては、民間企業や市民活動団体が持つノウハウ、人材、資金などを活用し、民間の創意工夫を引き出す手法を最大限に活用します。

4. 公正性、効率性の確保

地方自治の本旨に基づき、公正な選挙による市長、市議会議員の選出を実施するとともに、住民監査請求（住民訴訟など）及び直接請求（イニシアチブ（住民発案）、リコール）など、住民自治を支える市民の権利を尊重した行政活動を行います。

また、行政サービスの向上と行政内部のスリム化・効率化を図るとともに、監査委員により市の行政の適法性、効率性及び妥当性について市長から独立した立場で監査します。

行政体制分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
事業者	・行政とともに、自身が持つ技術、知識、情報等を最大限に発揮して社会貢献を行います。

行政体制分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の行政体制の取り組みに満足している市民の割合	7.3%	↗

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市民サービスが向上したと思う市民の割合	19.8%	↗
2. *ラスパイレス指数	104.0	↘
3. 職員一人あたりの人口	150.7人	↗

実施部・予算

○主な実施部

：総務部／企画部／選挙管理委員会事務局／
監査委員事務局

○主な予算

：一般会計 総務費

部門計画名

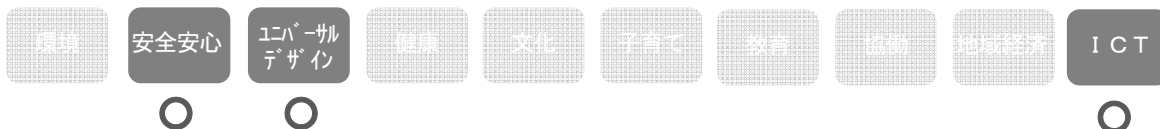
市川市人材育成基本方針（総務部）
定員適正化計画（企画部）

第5章 市民と行政がともに築くまち

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

(大分類) 窓口・相談機能

いちかわ
いそどり
アプローチ



窓口・相談機能分野を取り巻く現状と課題

行政手続や市民の相談を受ける各種窓口は行政と市民が接する場であり、窓口を訪れた人が気持ちよく目的を達成できるような対応を心がける必要があります。

市民の価値観やライフスタイルが変化する中で複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、市はこれまで相談窓口の機能を充実させてきました。

さらに質の高い相談窓口を目指していくためには、市民の意見・要望・相談内容等を適切に把握するとともに、その内容を分析し、対応していく必要があります。

各種窓口サービスは、行政サービスの根幹であるため、その対応においては関係法令を十分に理解するとともに、分かりやすく丁寧な対応が求められます。また、手続きの簡素化や迅速化を進め、利便性の向上を図るなど、市民の視点に立ったよりよい窓口サービスの提供が求められています。



窓口サービスの様子

窓口・相談機能分野のねらい（中分類）

1. 市民相談機能の充実

市民からの様々な相談に対して市民の目線に立った対応を図り、軽易な問題には市民自らが対応することができるようサポートするとともに、プライバシーに配慮し、誰もが安心して相談ができるよう相談窓口機能の充実を図ります。

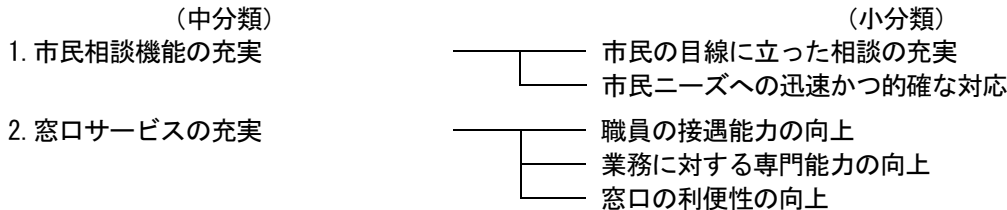
また、市民の安心・安全等に対する要望に対して迅速、的確に対応し、市民満足度を向上させます。

2. 窓口サービスの充実

市民にとって最も身近である窓口においては、市民への的確な応対が重要であることから、職員は常に市民の視点に立ち、一人ひとりの接遇能力と業務に対する専門能力の向上に努めるとともに、創意工夫により職場全体のレベルアップを図っていきます。

また、ICT（情報通信技術）の活用などによる手続きの簡素化や迅速化、業務の改善などを通して、窓口サービスの利便性の向上を図ります。

窓口・相談機能分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・市民が自らできることを考え、実行します。
事業者	・市の行政情報の提供などに協力します。

窓口・相談機能分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の窓口・相談機能の取り組みに満足している市民の割合	33.6%	↗

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 市民相談室があって安心だと思う市民の割合	49.2%	↗
2. 窓口サービスに満足している市民の割合	34.5%	↗
3. 市民相談の件数	13,927 件	↘
4. まちの相談直行便の対応回数	2,038 件	↘
5. 窓口対応等に関する職場研修の回数	33 回	↗
6. 住民基本台帳カードの発行枚数(累計)	80,478 枚	↗

※「市民相談室」とは、市民の日常生活における様々な問題についての相談を受けるため、市が本庁と行徳支所に設置したものです。

実施部・予算

○主な実施部

：市民部／総務部／行徳支所等

○主な予算

：一般会計 総務費

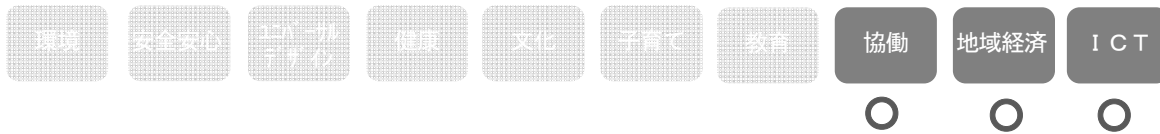
部門計画名

第5章 市民と行政がともに築くまち

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

(大分類) 財政運営

いちかわ
いろどり
アプローチ



財政運営分野を取り巻く現状と課題

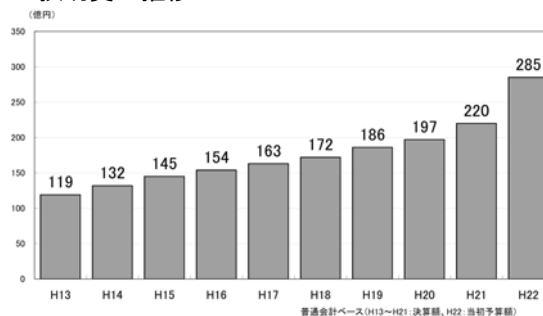
本市財政の基盤である歳入の構成は6割近くを市税が占めており、その市税のうち、約半分は個人で納めていただく市民税となっています。このことは、本市の財政が市民一人ひとりによって支えられていると言っても過言ではありません。これまで本市の財政は、債務残高を累増させない*市債の発行と、国の三位一体の改革に伴う税源移譲等による税収の堅調な伸びに支えられて、健全といえる財政運営を維持し、併せて、永らく普通交付税の不交付団体となっています。

しかし、平成21年度に市税収入が前年度より大きく落ち込み、さらに歳出において、生活保護費等の*社会保障関係費が増加しました。また、近年、子育て支援に関わる予算も伸びつつあることから、年度を増すごとに義務的に支出しなければならない経費が膨らみ財政の硬直化が進んできているのが現状です。

今後は、人口の減少や高齢化の進展などにより人口構造が大きく変わり、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の低迷と、医療や介護などの社会保障にかかる社会的な負担の増加が同時に進むこととなり、市の予算の歳入、歳出の構成に大きな影響を及ぼすことが予測されます。また、現有資産である本市の公共施設は、高度成長期に建設されたものが多いことから、改修や建て替え、用途の変更などを検討しつつ、さらなる資産の有効的な活用を図る必要もあるなど、様々な課題が山積みであると言えます。

特にこれからは、自律した財政運営が求められます。そのためには、従来の財政分析に加え、新公会計制度の財務諸表の作成と分析を行うことが重要となります。

■ * 扶助費の推移



財政運営分野のねらい（中分類）

1. 財政健全化の推進

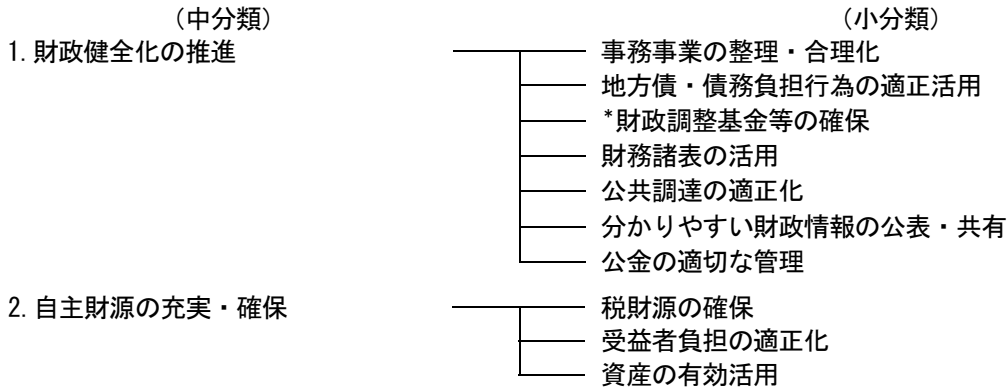
財政の健全化を図るため、事務事業の整理・合理化や経常的経費の節減などにより、歳出の抑制に努めるとともに、引き続き公共事業の適切な発注を行ない、適正な予算の管理執行を行います。

また、将来にわたり、計画的で持続可能な財政運営とするため、基金への積み立てを行なうとともに、債務を累増させないよう、*市債の適正な発行を行ないます。さらに、公金の適正な支出と確実かつ有利な管理・運営に努めるとともに、市民に分かりやすく財政情報を開示するなど、本市の財政運営の可視化を進めます。

2. 自主財源の充実・確保

充実した市民サービスの提供と自律した財政運営のため、安定した税財源を確保できる体制を整備するとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化を図ります。また、本市が保有する動産、不動産について処分が可能なものは、貸付や売却を進めるなど、資産の有効活用に努めます。

財政運営分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・税の意義を理解し、資力に応じた納税を行い、その使い道に関心を持ちます。
企業	・税の意義を理解し、資力に応じた納税を行い、その使い道に関心を持ちます。

財政運営分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の財政運営の取り組みに満足している市民の割合	8.5%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 財政が健全に運営されていると思う市民の割合	9.6%	↑
2. 経常収支比率	88.9%	↓
3. *財政調整基金保有額	5,415,473 千円	↑
4. 地方債残高	72,720,976 千円	↓
5. 市税徴収率	91.7%	↑

実施部・予算

○主な実施部

： 財政部／管財部／会計管理者

○主な予算

： 一般会計 総務費／*公債費

部門計画名

* 巻末用語解説を参照

第5章 市民と行政がともに築くまち

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

(大分類) 広域行政

いちかわ
いろどり
アプローチ

環境



安全安心



福祉



健康



文化



子育て



教育



協働



地域経済



ICT



広域行政分野を取り巻く現状と課題

交通や情報通信手段の発達により、通勤・通学、買い物やレジャーなどにおける人々の活動圏が拡大しており、それに伴い行政に求められる役割や解決すべき課題が広域化・複雑化しています。

また、少子高齢化、高度情報化、国際化などにより、市民ニーズは高度化・多様化しており、環境問題や防犯・防災対策など、広域的な対応が求められているものや、本市だけでは課題に対応、処理することが困難な事例も増えています。さらに、人口減少社会への突入や、右肩上がりの経済成長が見込めない時代となり、市の財政はこれまでにない厳しい状況下にあります。

地方分権の推進により、自治体は、住民の福祉の増進を図るために行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。これからは、効率的で効果的な行政運営を行うことができるかどうか、地域の特性を活かした、独自性を発揮した行政運営を行うことができるかが、地域の発展につながる「鍵」となります。地域を取り巻く環境の変化を敏感に捉え、広域的な対応を視野に入れ、何にどのような形で取り組むのか戦略を練り、近隣自治体等との連携のもと柔軟に対応していく必要があります。

■ 広域地図（市川市）

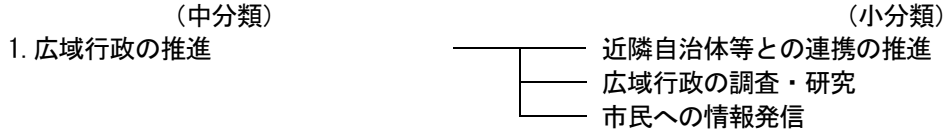


広域行政分野のねらい（中分類）

1. 広域行政の推進

共通の課題を持つ近隣自治体等と連携を図り、情報交換をはじめ、共通課題への解決に向けた研究や取り組みを通して、相互の発展を図っていきます。必要に応じて国や県への働きかけを行っていくほか、広域行政のあり方などについて調査・研究を行い、情報を分かりやすく市民に発信します。

広域行政分野の構成



その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・まちづくりに興味と関心を持ち、広域行政のあり方について共に考えます。

広域行政分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の広域行政の取り組みに満足している市民の割合	10.6%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. 近隣自治体との連携が図られていると思う市民の割合	9.4%	↑
2. 近隣自治体と連携して県へ要望した件数	延29件	※→

※ 県への働きかけを近隣自治体と連携して継続的に行うという観点から現状維持としています。

実施部・予算

○主な実施部

：企画部

○主な予算

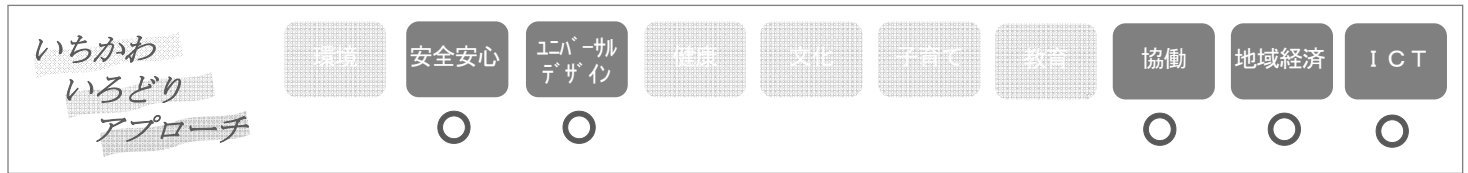
：一般会計 総務費

部門計画名

第5章 市民と行政がともに築くまち

第4節 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

(大分類) 情報化



情報化分野を取り巻く現状と課題

* ICT（情報通信技術）は、パソコン、携帯電話、自動車用ナビゲーションシステムなど様々なメディアを通して市民生活に浸透し、今や日常生活に欠かすことのできない道具となり、その活用範囲は日々広がっています。

本市においても、急速に進展するICTを市民や地域団体、企業などが日常生活で効率的に活用できるよう、各種電子行政サービスの推進、インターネットを活用した学習支援の充実などに取り組んできました。

一方、電子行政サービスについては、利用できるサービスの種類が限られている、利用方法が分からない、利用者登録が面倒などの意見が寄せられており、利用する市民の人数は全体から見るとまだまだ少ないのが現状です。

今後、市民が真に必要とする便利で簡単、効率的な電子行政サービスの実現を目指し、費用対効果を見極めつつ利便性の高い電子行政サービスの充実が求められています。



コンビニ交付サービス



証明書自動交付機

情報化分野のねらい（中分類）

1. 電子行政サービスの刷新と拡充

住基カードなどICカードの業務拡大、利用率の向上、窓口の*ワンストップ化、行政手続きの省略や添付書類の提出を最小限に減らす窓口の簡素化など、窓口業務の刷新を図るとともに、行政間及び民間との連携を強化することにより、真に市民が便利と思える電子行政サービスを提供します。

2. ICTを活かした行政事務の効率化の推進

ICTの効果的な活用を追求し、情報システムの最適化や調達の適正化を図ることで、行政のさらなるコスト削減と市民満足度の向上を両立させ、効率的な行政運営の実現を目指します。

3. 情報システムの安全性の強化

市民サービスの利便性の向上と併せ、市民に不利益が生じることのないよう情報システムの安全な管理運営を確保するなど、情報セキュリティマネジメントのさらなる強化を目指します。

情報化分野の構成

- | | | |
|------------------------|--------|--------------------------------|
| (中分類) | | (小分類) |
| 1. 電子行政サービスの刷新と拡充 | └──┬── | 行政手続きの簡素化・効率化
行政間及び民間との連携強化 |
| 2. ICTを活かした行政事務の効率化の推進 | └──┬── | 情報システムの最適化の推進
情報システムの調達適正化 |
| 3. 情報システムの安全性の強化 | └──┬── | 情報セキュリティマネジメントシステムの強化 |

その他の関係主体ごとの役割

主体	期待される役割
市民	・正しいICTの利用知識を身につけると同時に、ICTサービスを生活に活用します。
事業者（産・学）	・行政と連携しながら、自ら持つ*インフラ、システム、人材を地域の活性化に役立てます。
関係機関 （国、県ほか市町村）	・関係法令の整備や制度改正、業務の標準化に取り組み、ICTの共同利用を実現させ、自治体や民間における連携を強化します。

情報化分野の達成状況をみる指標

【市民満足度】

指標	現状	目標(平成32年)
市の情報化の取り組みに満足している市民の割合	21.1%	↑

【代表的な指標】

指標	現状	目標(平成32年)
1. ICTが市民生活の向上のために適正に活用されていると思う市民の割合	23.3%	↑
2. 証明書自動交付機、コンビニ交付サービスの利用率	11.6%	↑
3. 公共施設予約のオンライン利用率	57.5%	↑

実施部・予算

- 主な実施部
：情報政策部
- 主な予算
：一般会計 総務費

部門計画名

*巻末用語解説を参照

Ⅲ. 基本計画 の評価

Ⅲ. 基本計画の評価

基本計画に含まれる多くの取り組みを、効果的に見直していくためには、市民の目線に立った評価活動が求められます。多種多様な取り組みについて評価するためには、市がどのような取り組みを行っているのか、十分な情報提供を行い、取り組みの内容を知ったうえで評価していただく必要があります。

基本計画の評価においては、以下のようなステップにより、定期的に評価を実施し、取り組みの見直しを行うことで、より良い市民生活の実現を目指します。

ステップ1 行政による「施策評価レポート」の発行 ～各施策分野の取り組み報告～

基本計画における45の「施策の大分類」ごとに、以下の項目を含んだレポートを定期的に取りまとめ、市民に公開します。

- ・施策をとりまく環境の変化
- ・主要な施策の実績
- ・設定した目標値に対する現状の数値
- ・「いちかわ いろどりアプローチ」の10の視点に基づく取り組み事例

ステップ2 市民意向調査による「施策評価」の実施 ～市民による施策評価～

アンケートにより、施策に対する市の取り組みの評価をしていただきます。

アンケートを行う際には、ステップ1で取りまとめた「施策評価レポート」を同封することで、市の取り組みを知ってもらうとともに、「施策評価レポート」の内容を検証していただき、市民から見た評価を行っていただきます。

ステップ3 総合計画審議会による「総合評価」の実施 ～施策評価レポートと市民による施策評価の統合～

ステップ1による「施策評価レポート」と、ステップ2による「市民による施策評価」を総合計画審議会に報告し、これらを統合した「総合評価」を取りまとめます。

IV. 基本構想

IV. 基本構想

1. まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。豊かさの受け止め方はさまざまですが、

生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、

多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す

「自然との共生」

さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく

「協働による創造」

の3つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

2. 将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね 25 年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

3. まちづくりの基本目標と施策の方向

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

基本目標1 真の豊かさを感じるまち

私たちは、人生のどの時代においても、誰もが夢と活力に満ちた真の豊かさを実感できるようなまちをつくります。

誰もが幸せな人生のために、自由に夢を描き、その実現を強く望んでいます。夢の実現には、私たち一人ひとりの努力が必要です。また、それぞれの目標に応じて、幅広い可能性の中から自分の意思で進む方向を自由に選択できる社会をつくることも必要です。

このため、すべての人々が生涯を通して、いつでもどこでも学びたいときに学ぶこと、仕事や地域活動と子育てを両立できること、産業活動が活発で雇用が安定するとともに、新しいビジネスに挑戦しやすい環境とすることなど、夢の実現に向けたさまざまな取り組みを進めなければなりません。

さらに、社会全体でお互いを支え合う仕組みが用意されているなら、誰もが安心して夢の実現に向けて挑戦することができると思います。

安心して生活を送るには、万一のときに介護や医療などの心配がないこと、心が通いお互いを支え合う地域社会をつくることなどが重要です。このため、市民サービスの向上はもちろんのこと、ボランティアや企業などがそれぞれの立場で社会に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、家庭や身近な地域の中で、子どもから高齢者までが一緒に暮らすことは、世代間の対話、連携、助け合いを生み、そこから生活の知恵を学ぶこともできます。このような多世代が融合し、支え合い高め合うことのできる地域社会の実現に努めます。

これらの取り組みを通して、誰もが人生のすべての時代に、夢を描き心豊かに生きることのできるまちをつくります。そして、市川で暮らし、育った人々が「ふるさと」として誇りに思い、心に残るまちを目指します。

○施策の方向

(1) 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります

- ・健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉の連携のもと、生涯にわたる心と体の健康づくりを進めます。
- ・必要で最適な医療が受けられるよう、医療施設相互の連携を深め、救急医療や在宅医療などの地域医療体制の充実を図ります。
- ・住み慣れた地域で健やかにすごせるよう互いに助け合い、支え合うことができる地域主体の福祉社会の実現を目指します。
- ・安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。
- ・すべての人々が安全で安心して暮らせるよう、*ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- ・高齢者の知識と経験を、地域社会の中で活用できる環境の整備を進めます。

(2) 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます

- ・一人ひとりの個性を尊重し、豊かな感性と創造力を持った子どもを育てる教育環境の整備を進めます。
- ・ゆとりある学習環境の中で、自ら選択して学び、実践する子どもを育てます。
- ・地域、学校、家庭が連携し、社会の一員としての自覚を持った、心身のバランスのとれた子どもたちを育成します。

(3) 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります

- ・誰もが、楽しく心豊かに、それぞれのライフステージに応じた学習活動ができる環境の整備を進めます。
- ・学習成果が、社会の中で適切に評価され、発揮できるような体制づくりを進めます。

(4) 誰もが安心して働くことができる環境をつくります

- ・高齢者、障害者、女性など、就業意欲を持ったすべての人々が安心して働くことができるよう、就労機会の拡充と雇用の安定確保を図ります。
- ・勤労者の良好な労働環境づくりを進めます。

(5) 人権を尊重し、世界平和に貢献します

- ・男女が社会の対等なパートナーとして、その能力と個性を發揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会をつくります。
- ・人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会をつくります。
- ・異なる民族や文化との交流を通して、世界の人々と共生できる地域に根ざした国際化の実現に取り組みます。
- ・人類が平穏に生活できるような世界を目指し、文化、教育、スポーツなど、さまざまな分野での国際交流を推進し、世界平和に貢献していきます。

基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

私たちは、日々の暮らしの中に「ゆとり」、「やすらぎ」、「楽しみ」、「遊び」などを求めます。そして、それらを生み出すため、暮らしの中に彩りのある文化と芸術を育みます。

市川の文化は、万葉の歌などに象徴される歴史文化や、市川にゆかりのある多くの芸術家、文化人の活動などにより広く知られてきました。これらを、市民生活に活かすとともに、市川の個性として外に向かって発信し、交流を深めるなど、まちづくりに活用していく必要があります。

一方、このような市川固有の文化的資産に加え、地域の人々の生き方、暮らし方から生まれ、人々の暮らしの中に息づく「まちの文化」といえるものがあります。

まちの文化とは、身近な芸術・文化活動や私たち一人ひとりの価値観、生活様式から、市民活動までも含めた暮らし方すべてを幅広く文化として捉えるものです。

暮らしが多様化してゆとりが生まれ、自分自身の生活を重視するこれからの時代は、この「まちの文化」が人生に豊かさをもたらす重要な要素にもなります。そして、これを高めることは私たちの暮らしの中の豊かさを高めることにつながります。

このため、身近な芸術・文化活動、生涯学習活動や公共心を持って、地域に貢献する活動を活発化させるなど、多くの人々が参加して、お互いの生活に潤いをもたらす地域づくりが必要です。さらに、これらの活動を担う人材を育成し、地域に根づかせていく必要があります。また、国際化の進展によるさまざまな交流の中で、新しい文化の創造にも努めなければなりません。

このようにして私たちは、「まちの文化」と従来の文化的資産や芸術的資産を融合し、日々の暮らしの中に取り入れ、楽しみ、味わい、創造することにより、響き合う彩り豊かな市川の文化を育み、交流と活気が生まれるまちをつくります。

○施策の方向

(1) 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります

- ・心に感動を与え、生活にやすらぎと潤いをもたらす優れた芸術と、身近に接する機会を拡充します。
- ・より多くの市民が、気軽に芸術・文化活動を行えるように支援します。

(2) 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします

- ・文化的資産を後世に継承するため、整備・保存するとともに、広く発信し、まちの活性化に活かします。
- ・地域の風俗・習慣や伝統芸能を保存、継承し、地域の活性化につなげます。

(3) 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

- ・さまざまな文化や習慣を持った人々との交流の機会を充実し、相互理解を深めながら、新たな融合文化の創造を図ります。
- ・暮らしの中の文化を大切にし、ふれあいや思いやりの心を持って地域活動などを行い、生活に潤いをもたらす「まちの文化」を育てます。

基本目標3 安全で快適な魅力あるまち

私たちは、安全で快適な都市環境のもとで、人と人とが交流する魅力に満ちたまちづくりを進めます。

安全は安心して暮らすための必須の条件です。このためには、災害に強いまちをつくり、生命や暮らしを脅かす犯罪や交通事故などの危険から人々を守り、環境に負荷をかけず、自然と調和したまちをつくらなければなりません。

また、これまでの機能性、効率性に加え、ゆとりや潤いといった快適性を重視したまちづくりが必要です。道や広場など都市の生活空間の質を高め、それぞれの地域や場所の特性を活かした魅力づくりを進めるとともに、事業活動が活発になるような都市環境づくりを目指します。

そして、生活を便利で広がりのあるものにしてくれる情報通信技術を、行政サービスやまちづくりに活かすことも欠かせません。

さらに、主要な道路や臨海部の整備などの機会を活かしながら、広域的な視点に立って、人にやさしい安全で快適な都市の整備を図ることも重要です。

快適で高水準の都市環境のもとには、多彩な人々が集まり、新たな都市活動を生み出す地域の力が芽生えます。そしてこの力により、市川の個性や機能が高められ、さらに人材が集まるようになります。この好ましい循環のなかで、未来を担う世代も育ちます。

このようにして、私たちは、快適な都市環境のもとで、市川ならではの地域の魅力により、人が集まり、育ち、自らの力で発展するまちをつくります。

○施策の方向

(1) 安全で安心して暮らせるまちをつくります

- ・災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実、都市基盤の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・交通安全対策や、防犯活動を積極的に進め、安全で安心できる生活環境づくりを進めます。

(2) 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

- ・高齢者や障害のある人に配慮した歩道の整備など、すべての人々が安全で快適に生活できるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。
- ・市民生活の利便性や円滑な経済活動が行えるよう、広域的な幹線道路と連携した地域内道路の整備を進めます。
- ・新しい時代に合わせた交通手段も見据え、総合的な交通体系の整備、確立を図ります。
- ・効率的で計画的な下水道の整備を進め、河川の水質を保全し、清潔で快適な生活環境をつくります。
- ・都市の成熟化に応じて、老朽化した公共施設の適切な維持管理を行うほか、他の用途への転換など有効な施設利用を図ります。

(3) 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります

- ・地域の生活・文化・産業・自然環境などの特性を活かした適切な土地の有効利用を図ります。
- ・利便性や防災機能の向上のため、主要駅周辺における再開発や、既成市街地の再整備を図ります。
- ・自然や文化的資産などを活用しながら、快適性、安全性などに配慮した景観の形成を進めます。

(4) 産業を振興し、活力あるまちをつくります

- ・商店及び商店街の活性化を図り、にぎわいと出会いのあるまちをつくるため、地域のふれあいを大切にした商業環境づくりを促進します。
- ・産業構造の変化や技術的な革新にも対応できるよう、企業の経営基盤を強化するとともに、新産業の振興、集積を図ります。
- ・市民と共存する都市型農業と水産業の振興を図り、市民が身近な農産物や水産物などの恵みを楽しむことができるように努めます。

基本目標4 人と自然が共生するまち

私たちは、快適で住み良い環境を目指して、その保全と創造に努め、自然と共生するまちを次世代に引き継いでいきます。

市川には、川や海、黒松や北部台地の緑など、心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。また、私たちの生活に欠かせないエネルギー資源も自然の恩恵に支えられています。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、地球規模での環境に深刻な影響を及ぼしています。

自然の循環は地球的な広がりを持ち、江戸川や真間川など身近にある川も、私たちの生活を支えながら東京湾へ、そして世界をつなぐ太平洋へと流れています。同様に、私たちの日常生活から発生する環境への負荷が、地域、都市と次第に大きな流れとなって地球環境にまで影響を及ぼしていきます。私たちは、このような循環という自然の摂理を理解し、一人ひとりの生活が地球環境問題と無縁でないことを自覚して、身近な地域で地球環境に配慮した取り組みを実践する必要があります。

そのため、省資源・循環型の社会を実現させるとともに、大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染などの防止や環境への負荷の軽減に努めなければなりません。

さらに、貴重な自然を大切に保全し、失われた自然をとりもどすことも重要です。北部を中心とした農地や東京湾の漁場も今や大切な都市の自然であり、このような自然を都市づくりに活かすとともに、身近に親しめる緑と水辺空間の新たな整備が必要です。

自然環境は、市川に生まれ育つ子どもたちが、未来をつくっていくための重要な土壌となります。私たちは、一人ひとりの自覚と実践により、かけがえのない自然を守り、自然と共生するまちをつくりまします。

○施策の方向

(1) 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります

- ・貴重な自然環境や多様な生態系を保全するため、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立を進めます。
- ・市内に点在する斜面樹林や農地の緑、市街地の黒松など良好な緑地の保全、創造に努め、緑豊かな環境づくりを進めます。
- ・本市の貴重な財産である湧水、川、海などの水環境を活かし、人々が気軽に親しめる水辺空間の保全、創造に取り組みます。
- ・自然の中で営まれる農業や漁業の環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。

(2) 環境への負荷の少ないまちをつくります

- ・市民、事業者、行政が一体となって、省資源、省エネルギーの推進に取り組み、環境負荷の少ないまちをつくります。
- ・環境に関する教育や学習の機会を拡充し、環境活動を活性化します。
- ・新たな環境汚染物質への対応をはじめとする環境保全の取り組みを充実し、安全で住みよいまちをつくります。

(3) 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります

- ・市民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の減量化や資源化を積極的、計画的に推進し、ごみを出さない生活様式の確立を図ります。
- ・持続的に発展が可能な社会を目指し、限られた資源を有効に利用する資源循環型社会を構築します。

基本目標5 市民と行政がともに築くまち

私たちは、豊かな未来を築くために市民と行政が協働してまちづくりを進めます。

社会の発展とともに物の豊かさを手に入れることができるようになった今日、私たちは、自分の価値観に基づき、自分らしい生き方を追求するようにもなりました。しかし、その一方で社会に対する関心や責任感が薄らいでいくことのないようにすることも大切です。個人生活の充実には社会とともにあり、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるために、その役割をともに分かち合うことが必要です。

本来、まちづくりは社会全体の幸福を高めることが目標です。しかし、個人の価値観が多様化した今日では、社会全体の幸福への理解も一様ではなくなりました。地球環境問題や少子高齢社会への対応、地方分権の推進など、これからのまちづくりの課題を解決するためには、社会を構成するすべてのものが協働して取り組まなければなりません。

そのため、従来の市民と行政の関係を改めて見直し、新しい「対等と協力」の関係のもとで、よりよいまちづくりの方向を見極め、行動していくことが重要です。

市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実践に向けた体制の充実を図っていきます。

これらの取り組みを通して、市川の豊かな未来のために、市民と行政が対等な関係で「ともに考え」、「ともに選び」、「ともに行動する」、市民と行政が協働するまちをつくります。

○施策の方向

(1) 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります

- ・多くの市民が市政に参加できる機会や仕組みづくりを充実します。
- ・情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図ります。

(2) まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

- ・市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、地域活動や市民同士の交流を通して、住みよい地域社会を形成できるようなコミュニティづくりを進めます。
- ・ボランティア活動やNPO活動などへの参加意欲を高めるとともに、自発的活動を支援します。

(3) 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

- ・都市の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ります。
- ・市民の多様な行政需要に対応するため、簡素で効率的な行政運営と健全で安定した財政運営の確立を図ります。
- ・市域を超えて広がる市民生活や経済活動に対応するため、近隣自治体をはじめ、国、県との連携による広域行政を推進します。

(4) 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

- ・情報通信技術を通して、市民サービスの向上を図り、誰もがより快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- ・これからの情報社会において、すべての市民が等しくその恩恵を享受し、また、不利益を被ることがないよう環境整備を進めます。

4. むすびに

市川のまちは、人々が住み、働き、学び、憩う場として、はるか縄文の時代から現在、そして未来へと、時代の流れや社会の変化を受けながら、姿を変えて生きていきます。

私たちは、一人ひとりが輝きながら安心していきいきと暮らし、笑顔と思いやり、愛着と誇りを持って、この市川に住み続けていきたいと願い、心の底からふるさとと呼べるまちをつくり、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

この基本構想は、21世紀の第一四半世紀を展望したまちづくりの目標を、市民と行政が共有し、協働して実現していくための道標（みちしるべ）となるものです。

私たちは、目標とするまちづくりが確実に実現し、大きな成果をあげられるよう、施策を常に検証・評価し、ここに定める市川の将来都市像に一步ずつ近づくよう努めていきます。

V. 地域整備 の考え方

V. 地域整備の考え方

千葉県北西部に位置する本市は、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区及び葛飾区）に相対し、東は船橋市と鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に隣接し、東京湾に面しています。

市域の北部一帯は小高い台地を形成し、南部にかけてやや傾斜していますが、概ね平坦な地形です。

都心に至近な位置にありますが、下総台地の薫り高い緑、古の歴史に裏打ちされた寺社や石碑など、貴重な自然環境や文化的資産を今も残しています。

一方、昭和30年代後半以降の高度経済成長と東京都を中心とした市街地の急激な外延化に伴い、近郊住宅都市として成長してきたため、急速な市街化に都市基盤整備が追いつかず、防災面や道路整備、緑地の保全などの都市環境整備に課題を残しています。

そのような中でも、東京都と千葉県の結節点に位置する本市は、首都圏の中核となる都市として、安定的成長が期待されています。

今後は、社会情勢や市民ニーズが変化、多様化する中で、人口や産業動向とのバランスに配慮しつつ、自然との共生、文化的資産との調和を図りながら、都市空間の在るべき姿を目指して、総合的、計画的、効率的に、適正な市街地整備、既成市街地の再整備を進めていく必要があります。

（1）基本的方針

「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」の実現を目指し、総合的、計画的な土地利用に努め、誰もが安心して暮らし、人と自然が共生する安全で快適な都市空間の整備を進めます。

1. 良好な市街地の形成と無秩序な開発の防止を図るため、都市計画や土地利用に関連する法令に基づき、地域特性に配慮した土地利用を図ります。
2. 円滑な都市活動の確保や潤いのある都市空間の形成に向けて、道路・公園等の都市基盤の整備、都市機能の拡充に努めます。
3. 自然との共生、優良農地やまとまった緑の保全に向けて、適切な開発の指導、抑制に努めます。
4. 各地区固有の特長や景観に配慮し、これらを活かした街並み形成、これらと調和する街並み形成を進めます。

(2) 地域特性に応じた都市構造

【特性格ゾーンング】

各地域が持つ生活・歴史・文化・産業・自然の特性に配慮した、個性ある都市空間を形成するために、特性に応じて市域をゾーンングします。

1) 農業・自然ふれあいゾーン

- ・果樹や野菜の畑地が広がる地域では、農業振興を図るとともに家庭菜園などのコミュニティ事業の利用を進めるなど、保全と活用に努めます。

2) 水と緑の居住ゾーン

- ・首都圏の中でも数少ない自然的、文化的資産を有する北部地域では、これらの保全に努め、多様な世代が居住する、緑あふれる魅力的な質の高い住環境の整備を進めます。

3) 歴史を活かした居住ゾーン

- ・神社やお寺など、歴史的建造物が点在する地域では、その街並みの保全と活用に努め、伝統を感じる住環境の整備を進めます。

4) 快適都市創造ゾーン

- ・昭和 30 年代から住宅地として市街化が進行した JR 総武線以南地区及び昭和 50 年代を中心に*土地区画整理事業とともに市街化が進行した行徳地区では、防災機能の向上とともに、緑地空間の確保など、市街地のイメージアップを図り、幅広い世代が満足できる都市型居住の環境整備を進めます。

また、高齢化に対応する住宅の計画的な供給を誘導するなど、安全で安心できる快適な都市空間への再整備を進めます。

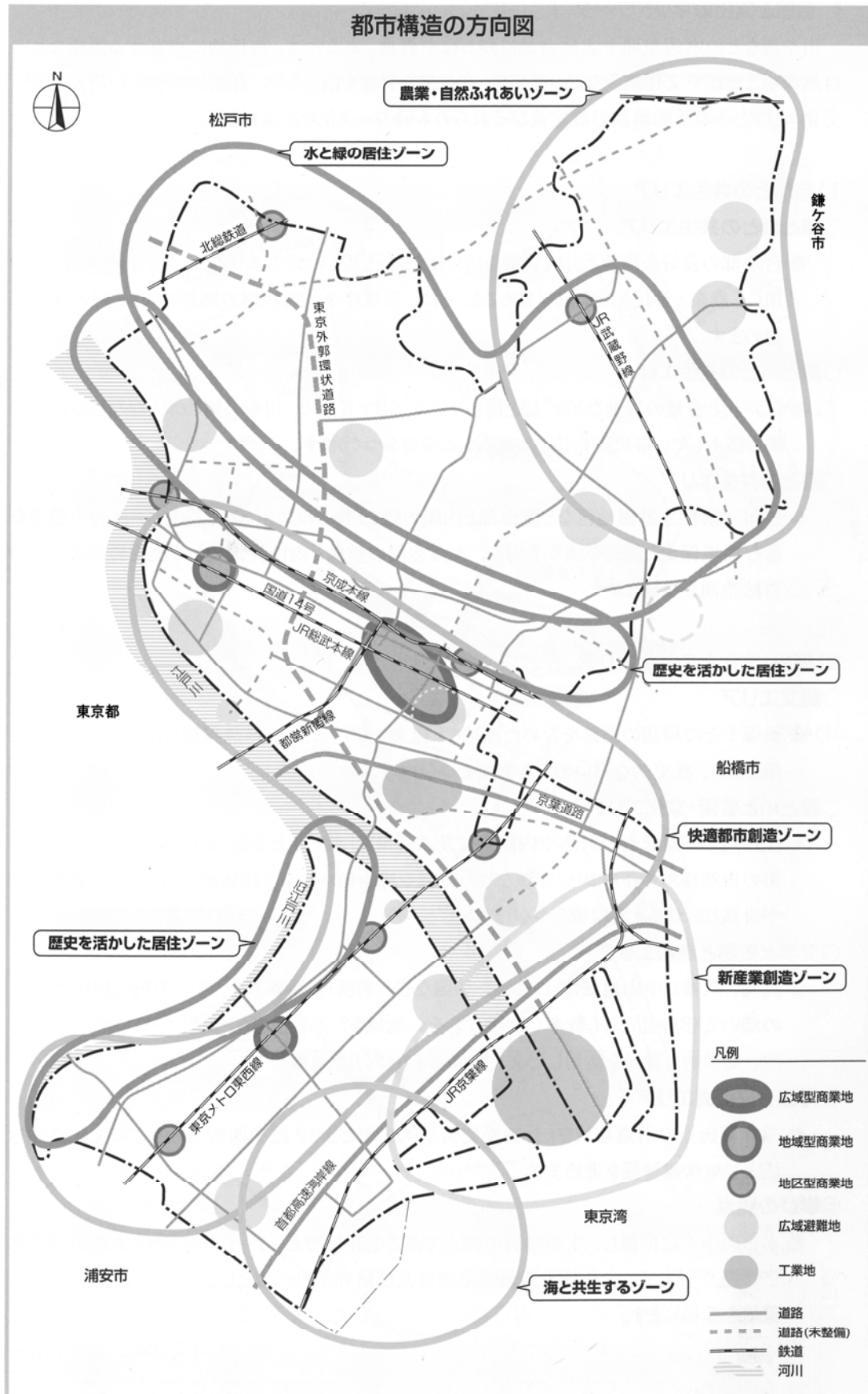
- ・JR 総武本線や国道 14 号の沿線周辺などでは、商業、業務、文化、行政等の中心的な機能を担う地域として、交通利便性の確保や商業空間の環境整備に努め、賑わいと活気ある都市空間の整備を進めます。

5) 新産業創造ゾーン

- ・臨海部の工業地域では、広域交通網の結節点という優位性を活かし、職種にこだわらない新たな産業振興、環境整備に努め、拠点となる土地利用を進めます。

6) 海と共生するゾーン

- ・三番瀬に面する塩浜地区では、海に親しめる空間創りに努めるとともに、行徳近郊緑地と調和した、内陸の自然と海を結ぶ環境の創造、駅周辺の再整備を進めます。



【自然と文化のネットワーク】

潤いと魅力ある都市空間を創出するために、「川や海」、「緑や農地」、「市街地の黒松」などの自然環境、「史跡」、「神社・仏閣」、「文化施設」などの歴史的・文化的資産を核とした共生エリアを設定し、ネットワーク化を図ります。

1) 自然との共生エリア

○緑と農との共生エリア

- ・台地部の良好な農地と広域公園などの緑を保全・活用し、農業と市民の交流を深めるとともに、無秩序な土地利用の抑制を図ります。

○緑と川との共生エリア

- ・江戸川や台地部の公園など、水と緑を活かして市民が自然と触れ合える環境づくりを進めます。

○海との共生エリア

- ・三番瀬の水辺空間と行徳近郊緑地を結び、海の生態系を保全するとともに、内陸性湿地との連続性がある自然空間の整備を進めます。

2) 歴史・文化との共生エリア

○縄文エリア

- ・貝塚やその周辺の遺跡を含めて保全を図るとともに、緑などの自然を活用して、歴史的な潤いのある空間づくりを進めます。

○緑と川と芸術・文化エリア

- ・下総国分寺跡などの史跡や博物館などの文化施設を活かしつつ、江戸川や国府台台地の緑と連携させ、文化体験や自然と触れ合える環境づくりを進めます。

○文学と史跡と黒松エリア

- ・真間、八幡、中山地域の神社・仏閣などの名所・旧跡、地域にゆかりの深い文学作品などを活かした、文化の薫るまちづくりを進めます。

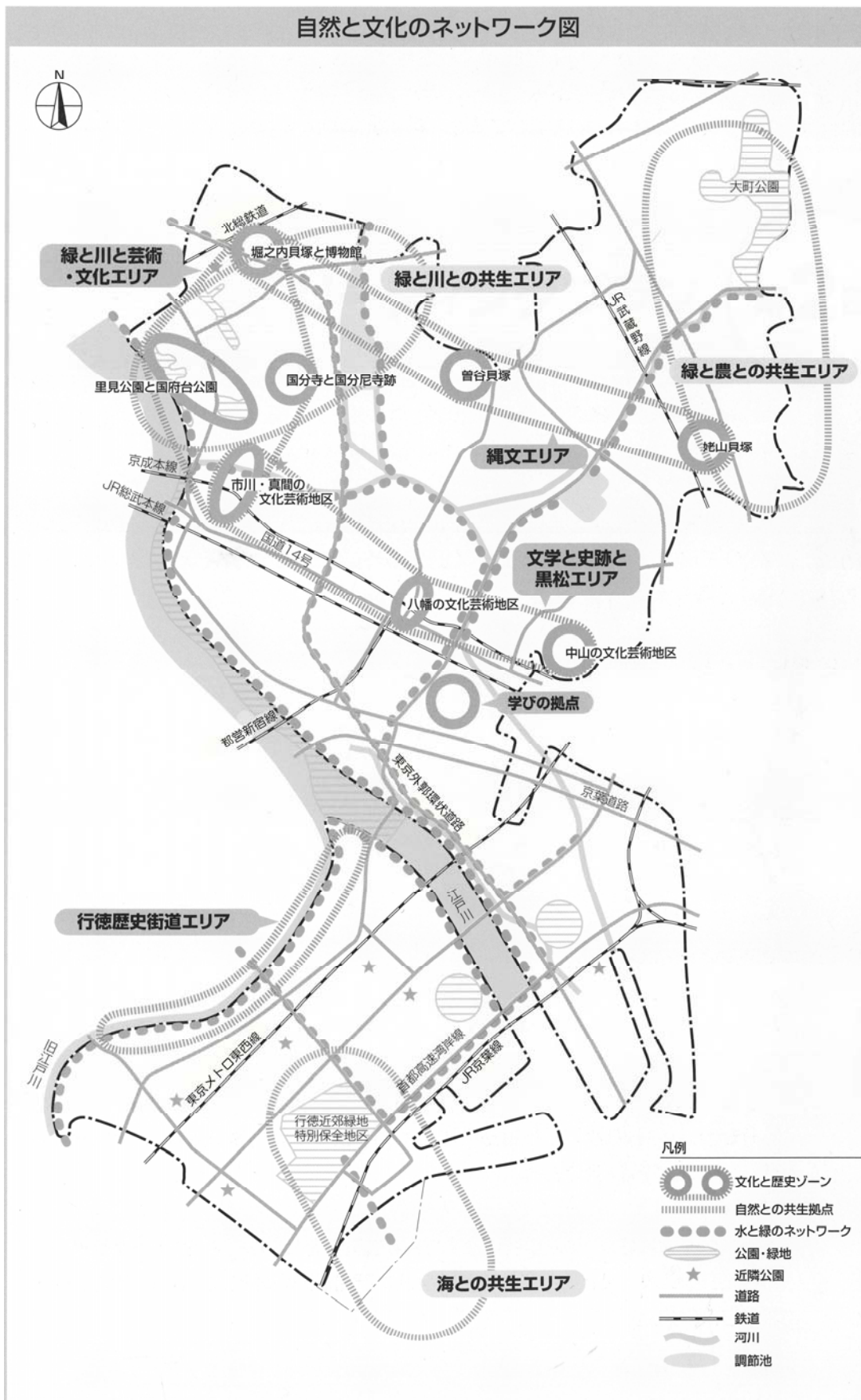
○行徳歴史街道エリア

- ・旧行徳街道沿道の風情、歴史的建物、街並みを活かした空間整備を進めます。

○学びの拠点

- ・本市の中心に位置する生涯学習センターの文化的情報の発信、研究活動機能の充実を図り、学びの核となる環境整備を進めます。

自然と文化のネットワーク図





資料編

1. 用語解説

	用語	解説	該当ページ
あ	I C T	Information and Communication Technologyの略で情報通信技術のこと。	136
	市川市社会福祉協議会	社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置付けられており、*地区社会福祉協議会の活動支援を行うなど*福祉コミュニティの充実を目指すうえで重要な役割を担っている団体。	44
	移動市長室	市長が直接地域に出向いて、市民の声を聴く制度。	126 127
	e-モニター	市が運営する登録制のアンケート制度(パソコンや携帯電話のメールでアンケートや情報を発信し、市民の声を市政に反映させるもの)。	120 126 127
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、河川、港湾、空港などの都市基盤、学校、病院、公園などの市民利用施設、コンピューターなどの通信ネットワークなど、社会経済活動の基盤を形成する基礎的な施設。	137
	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(略称:持続農業法)に基づき、たい肥等を使った土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画(目標達成年度を原則として5年後とする)について、県知事の認定を受けた農業者。	101
	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。	112 113
か	義務的経費	市の歳出の中で、支出が義務付けられ任意に節減できない経費で、一般には、人件費、扶助費及び公債費とされている。	10 11
	救急医療体制 (1次、2次、2.5次、3次)	救急医療は1次から3次の体制が整えられている。1次救急医療は、休日・夜間などの救急患者の診療を中心とするもので、重症患者を2次、3次の救急医療機関に転送する役割を担う。2次救急医療は手術や入院の必要な重症救急患者に対応するもの。2.5次救急医療は、1次、2次の救急医療機関の後方病院的役割を担う。3次救急医療は心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷などの極めて重症な救急患者の救急医療を行うもの。	40

	用語	解説	該当 ページ
か	協働事業提案制度	市民が地域の身近な課題について、市へ提案をして、市民と市がそれぞれ持っている力を出し合い、協働して問題解決に取り組んでいく制度。	120 121
	グローバル化	人や物、情報の流れや社会の様々な活動が、国内の範囲を超えて世界的規模で行われること。	19 21 98
	合計特殊出生率	出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。	42
	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。	11 133
	交通需要マネジメント	都市や地域の道路交通混雑や大気汚染の緩和のために、交通量や交通手段を規制、誘導し、自動車の交通需要を調整する考え方や手法の体系。公共交通機関への転換や時差通勤などの対策がある。	86 87
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	48
	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守るよう定めているもの。	42
	コミュニティ道路	歩行者と自動車が一つの道路を共有する歩車共存という考えでつくられた道路。	83
	雇用促進奨励金	市内在住の高齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して、市が交付する奨励金。	59
さ	財政調整基金	年度間の財源の不均衡をならすために積立金で、地方財政法で設置が義務づけられている基金。	10 11 133
	市債	市が資金調達のために一会計年度を越えて返済する債務のことで、市債を起すことを起債という。	10 11 132
	自主防災組織	住民自身が自発的につくる地域の自治会などを中心とした、地域のための防災の組織。	77
	自助・共助・（公助）	自助とは、自分の責任で自分自身が行うこと。共助とは自分だけでは解決や行うことが困難なことについて周囲や地域が協力して行うこと。公助とは個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。	76

	用語	解説	該当ページ
さ	市長目安箱	市公式Webサイト及び公共施設に設置する専用投稿用紙により、市政に関して市民から提案をいただく制度。	126 127
	社会保障関係費	市民の生活を保障するための社会保障に関連する歳出で、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護などがあげられる。	10 11 132
	周産期医療	妊娠後期（妊娠満22週以降）から早期新生児（生後1週未満）までの出産前後の期間に起こる可能性が高い、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体、胎児や新生児の生命にかかわる事態に対応するための医療。	40
	ジョブ・サポートいちかわ	市が運営する就労支援窓口で就職活動に悩んでいる人に対して、キャリアカウンセラーが個別相談や適性判断、面接の練習、履歴書のチェックなどを行い、就職活動を支援するもの。	59
	スポーツリーダーバンク	地域のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図るため、これからスポーツを始めたい人や団体等に指導者の紹介・派遣を行う制度。	52
	総合型地域スポーツクラブ	地域住民が自主的に運営し、様々な人が参加できるクラブ。様々な種目のスポーツが行われ、各々が、自分の趣向やレベルに合わせたプログラムに参加することができる。	52 53
た	体育指導委員	市から委嘱され、市の事業へ協力するほか、地区ごとに軽スポーツ教室を開催するなど、地域住民に対し軽スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。	52
	多機能トイレ	高齢者、障害者、乳幼児を連れた方などにとって、利用しやすいよう内部が広く、手すりやベビーシートなども装備されているトイレ。	84
	地区計画	一定の地区を単位とした計画制度で、地区のきめ細やかなまちづくりを行うため、住民合意のもとに地区の目標、目標を実現するために必要な公的施設、建築物の用途制限、形態又は色彩、垣・さくの構造等のルールを定め、地区特性に応じた良好な市街地の形成及び保全を図るもの。	95

	用語	解説	該当 ページ
た	地区社会福祉協議会	地域住民で組織する任意団体で、市川市内全域で14団体が活動している。活動区域は、市川市自治会連合協議会の「地区連合会」と一致し、単一自治会とも密接に連携して活動している。	44 45 124
	中小企業融資制度	市内中小企業の経営基盤強化と経営安定化のための市の融資制度で、金融機関を通じて信用保証協会の保証付き融資を行うもの。	99
	貯留浸透施設	雨水を一時的にためたり、地下に浸透させることにより、雨水が川や水路へ一気に流れ込まないようにするための施設。	78
	土地区画整理事業	良好な市街地形成を図るため、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、土地利用の増進を図る事業。	90 91 157
な	認定農業者（制度）	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講ずる制度。	101
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきノーマル（正常）な姿であるとする考え方。また、その実現に向けた運動や施策なども含まれる。	46
は	パブリックコメント	市が実施をしようとする政策等について、その案を公表し、市民等の意見を求め、その意見を考慮して政策等を決定するとともに、意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する手続き。	120 121
	バリアフリー	障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを解消することに対しても使われる。	18 19 50 84 85
	ビオトープ	その地域にすむ様々な野生の生物が生きることができる空間を意味するもので、森林、湖沼、水辺、雑木林、水田や復元した自然のことをいう。	33

	用語	解説	該当ページ
は	福祉コミュニティ	地域住民一人ひとりが地域や人とのつながりを大切にし、地域内の福祉課題に主体的に関心を持ち、互いに助けたり助けられたりする関係を持つ地域社会のこと。同じ地域に住むすべての人を対象とするため、生活上不利な条件を持つ人への視点も重要。	44
	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいう。市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。	10 11 132
	普通建設事業	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいう。また、そのうち国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業という。	10 11
	保健医療圏	都道府県が保健医療計画を策定する際の地域の単位。一次保健医療圏は最も身近で日常的な診療、保健サービスを提供していくために設定する圏域で、一般に一つの市町村からなる。二次保健医療圏は病院における入院医療や保健サービスを提供していくもので、一般に複数の市町村からなる。三次保健医療圏は専門的で特殊な医療・保健サービスを提供するもので、一般に都道府県単位で設定される。	40
	ボトルネック	狭い道、さまたげ、難関のこと。道路分野では、交通渋滞の発生原因となっている箇所（交差点、踏切、狭隘道路）など、交通の流れに支障をきたしている部分を意味する。	86
ま	マイバッグ運動	レジ袋等の容器包装の排出削減を図るため、買い物袋の持参を促進する運動。	116
	まごころゾーン	車や自転車、歩行者などが、狭あい道路を利用するときに、思いやりやまごころを持ってすれ違うことができる待避ゾーン。	82 83
や	有効求人倍率	公共職業安定所に登録している求職者（有効求職者数）に対し、求人を募集している企業からの求人数（有効求人数）との割合を示す経済指標のこと。 有効求人倍率 ＝有効求人数 / 有効求職者数	59

	用語	解説	該当 ページ
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、言語、身体能力に関わらず、すべての人に使いやすいように考えられたデザイン。	19 75 27 84 31 85 32 108 34 145 35
ら	ラスパイレス指数	自治体の一般行政職の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたもの。	129
	路上禁煙・美化推進地区	道路上において、喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をしてはならない地区。	114 115
わ	ワンストップ化	各種行政サービス、手続きなどを1箇所で、あるいは1回の手続きで提供すること。	136

2. 策定の経過

年度	月日	策定作業	
			うち庁内作業
20年度	3月	平成20年度第1回総合計画審議会(3/27) 講演会 講師 福島大学 今井 照 教授	
21年度	7月	平成21年度第1回総合計画審議会(7/21) 市内視察	行政経営会議(7/27) 主な議題 「第二次基本計画策定の方向性について」
	8月		部長会開催(8/26) 主な議題 「第二次基本計画策定の方向性について」
	9月		第二次基本計画策定に関する庁内説明会(9/1) 主な内容 「第一次基本計画の評価について」 第一次基本計画の庁内自己評価を実施(9/1~10/6)
	11月		行政経営会議(11/9) 主な議題 「第一次基本計画の庁内評価について」
	12月	平成21年度第2回総合計画審議会(12/1) 主な議題 「第一次基本計画の庁内評価について」 【第一次基本計画 庁内評価書の公表】 市民意向調査による第一次基本計画の市民評価の実施(12/7~24) 対象 : 無作為抽出の市民3,000人 有効回答数: 876件(有効回答率: 29.2%)	
	2月	平成21年度第3回総合計画審議会(2/8) 主な議題 「第二次基本計画の策定方針について」 平成21年度第4回総合計画審議会(2/17) 主な議題 「市民意向調査の結果について」 【市民意向調査結果の公表】	行政経営会議(2/9) 主な議題 「市民意向調査の結果について」
	3月	平成21年度第5回総合計画審議会(3/31) 主な議題 「第一次基本計画の総合評価について」 「第二次基本計画の骨子について」 【第一次基本計画 総合評価書の公表】	

年度	月日	策定作業	
			うち庁内作業
22年度	4月	市民出前講座開催(4/17) 場所：八幡市民談話室 参加者：約50名	
	5月	市民出前講座開催(5/29) 場所：中央公民館 参加者：約50名	第二次基本計画策定に関する庁内説明会(5/17) 主な内容 「第二次基本計画の策定作業について」
	7月	平成22年度第1回総合計画審議会(7/15) 主な議題 「第二次基本計画の素案について」 パブリックコメント実施(7/21~8/20) 意見数：51件	行政経営会議(7/5) 主な議題 「第二次基本計画の素案について」 行政経営会議(7/13) 主な議題 「まちづくりの目標について」
	8月	タウンミーティング開催(8/1) 場所：市内2会場 参加者：6名 市民意向調査実施(8/2~16) 対象：無作為抽出の市民3,000人 有効回答数 ：1,244件(有効回答率：41.5%) 市民出前講座開催(8/13) 場所：中央公民館 参加者：約50名 平成22年度第2回総合計画審議会(8/31) 諮問	第二次基本計画策定に関する庁内説明会(8/4) 主な内容 「第二次基本計画の策定状況について」 庁内報「いちかわ新時代ニュース」に基本計画の概略を掲載(8/19) 行政経営会議(8/23) 主な議題 「第二次基本計画の諮問について」
	10月	平成22年度第3回総合計画審議会(10/29) 主な議題 「第二次基本計画(案)の審議」	
	11月	平成22年度第4回総合計画審議会(11/19) 主な議題 「第二次基本計画(案)の審議」	
	1月	平成22年度第5回総合計画審議会(1/14) 主な議題 「第二次基本計画(案)の審議」	
	2月	平成22年度第6回総合計画審議会(2/4) 答申	
	3月		庁議(3/8) 主な議題 「第二次基本計画案の確定について」

3. 市川市総合計画審議会条例

昭和 50 年 12 月 26 日

条例第 49 号

改正 昭和 53 年 4 月 10 日

条例第 30 号

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 4 号

平成 14 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき市川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第 2 条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、非常勤の委員 22 名で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6 名
- (2) 学識経験者 6 名
- (3) 市民の代表者 6 名
- (4) 関係機関の職員 4 名

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第 7 条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第 9 条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

4. 市川市総合計画審議会委員名簿（平成23年2月4日現在）

（敬称略 委員名の五十音順）

	飯沼 俊雄	市川商工会議所常議員
	石原美佐子	市議会議員
○	井上 俊彦	昭和学院高等学校校長
	歌代 素克	市川市自治会連合協議会会長
	大場 諭	市議会議員
	小倉 裕直	千葉大学 工学部教授
	加瀬 睦夫	市川健康福祉センター副センター長
	幸前 文子	いくじネットいちかわ代表
	國府濱敦子	NPO 法人 市川市ボランティア協会会長
	小森 光雄	市川警察署長
	佐久間 信夫	京葉ガス(株)取締役社長
	鈴木 啓一	市議会議員
	鈴木 順子	株式会社東京国際フォーラム 営業三部長
	須保 毅	連合市川・浦安地域協議会副議長
◎	瀧上 信光	千葉商科大学 地域連携・ネットワークセンター長
	田中 幸太郎	市議会議員
	二瓶 忠良	市議会議員
	藤村 美由紀	市川市 PTA 連絡協議会理事
	松永 鉄兵	市議会議員
	神子田健博	京成電鉄(株)常務取締役
	柳沢 幸江	和洋女子大学 家政学群教授
	山口 繁雄	市川市農業協同組合監事

◎ 会長 ○副会長

5. 諮問・答申

(1) 諮問

市川第 20100826—0154 号

平成 22 年 8 月 31 日

市川市総合計画審議会
会長 瀧上信光様

市川市長 大久保博

市川市基本計画の策定について（諮問）

市川市基本計画を策定するにあたり、市川市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、市川市総合計画第二次基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

平成23年2月4日

市川市長 大久保博様

市川市総合計画審議会

会長 瀧上信光

市川市第二次基本計画の策定について（答申）

平成22年8月31日付、市川市総合計画審議会へ諮問のありました標記の件について、
当審議会において慎重審議の結果、別紙のとおり答申いたします。

「市川市第二次基本計画」に対する答申

平成 23 年 2 月 4 日
市川市総合計画審議会

当審議会では、「市川市第二次基本計画」について市長からの諮問を受け、慎重に審議し、検討を行った。

ここに、その結果を取りまとめ答申する。

市川市総合計画審議会
会 長 瀧上 信 光
副 会 長 井上 俊 彦
委 員 飯沼 俊 雄
〃 石原美佐子
〃 歌代 素 克
〃 大場 論
〃 小倉 裕 直
〃 加瀬 睦 夫
〃 幸前 文 子
〃 國府濱敦子
〃 小森 光 雄
〃 佐久間信夫
〃 鈴木 啓 一
〃 鈴木 順 子
〃 須保 毅
〃 田中幸太郎
〃 二瓶 忠 良
〃 藤村美由紀
〃 松永 鉄 兵
〃 神子田健博
〃 柳 沢 幸 江
〃 山口 繁 雄

「市川市第二次基本計画」に対する答申

I はじめに

市川市においては、平成13年4月に、21世紀の第一四半世紀を計画期間とする「基本構想」を策定され、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」との将来都市像のもと、第一次基本計画ならびに三次にわたる実施計画を実施し、市民福祉の向上と市政の発展に努力されてきた。

第一次基本計画が10年間の計画期間の満了を迎えるにあたり、当審議会では、第一次基本計画に含まれる52の施策について、「十分達成できた」及び「概ね達成できた」施策が37施策、「やや不十分だった」施策が15施策とする第一次基本計画の総合評価を取りまとめた。そして、第二次基本計画の策定方針として、第一次基本計画の総合評価を踏まえるとともに、施策体系の簡素化、施策の実施主体や目標を明確にすることを掲げた。

この策定方針のもと、パブリックコメントやタウンミーティングなど機会を通じて市民の声を取り入れ取りまとめられた「市川市第二次基本計画」について、平成22年8月31日に諮問を受けた。

本審議会では、諮問された計画について、その内容が基本構想に示された将来都市像の実現に寄与するものであるか、また本市の今後10年の方向性を示す計画として妥当なものであるかについて、策定方針に照らして審議を行ってきた。

その結果、「市川市第二次基本計画」は、「総論」「基本計画」「基本計画の評価」の全てにおいて、現在及び将来にわたる展望を的確に捉え、将来都市像の実現を目指すものとして十分機能すると判断した。本審議会は、諮問を受けた「市川市第二次基本計画」について、おおむね妥当である旨ここに答申するとともに、審議経過を踏まえた提言を下記のとおり記述するので、十分に配慮されたい。

II 提言

1 「総論」について

(1) 「財政推計」について

低迷する経済状況に対する施策や、少子化対策に関する施策を充実させたことなどにより、扶助費が増加する傾向がみられ、今後もこの傾向が続くと予想される。

厳しい財政状況においても、市民に対して質の高い行政サービスを維持できるよう、市のすべての事業について抜本的な見直しを進めつつ、増加が見込まれる費目については、その増加要因を見極めるとともに、真に必要とされる事業を着実に実施することが求められる。

こうした状況を踏まえるとともに、以下の点に留意され、適切な財政推計を行い、行財政改革を推進されたい。

- ・ 退職金や基金、市債残等の見込みを示されたい。
- ・ フローとストックを区別した推計を行うべき。ストックの推計には、市債や積立金の現在高の推移を示されたい。
- ・ 国庫支出金、県支出金の見通しを示されたい。

- ・ 新規施策や歳出削減などを行わずに自然体で推移したときの推計（ベースライン推計）を示し、その上で新たな施策に係る経費や、行政改革の必要性を示されたい。
- ・ 推計される費目間の関係（扶助費の増加と、それに伴う国庫支出金の増加など）を明確にされたい。

(2) 「今後 10 年間で言う基盤整備」について

計画では、東京外郭環状道路や都市計画道路、それらに伴う下水道整備など、本市が長年実現を目指してきた都市基盤の整備が進められることが示された。

これらの基盤整備が、本市の魅力を高めるために活用されることに期待したい。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・ 基盤整備に係る経費概算を示されたい。

2 「基本計画」について

(1) 「10 年間のまちづくりの目標」について

計画では、基本構想における「将来都市像」のもと、これを実現するための「10 年間のまちづくりの目標」が示された。このことは、多様な主体が協働により本市のまちづくりを推進することにつながるものである。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・ 「10 年間のまちづくりの目標」における「にぎわい」という言葉について、よりふさわしい表現を吟味されたい。

(2) 「まちづくりの目標を達成するために」について

1) 「地域特性の特化」について

本市は首都圏に位置しているながらも、多くの自然が残されている地域や、良好な住宅環境を有する地域など、様々な地域特性を有している。計画では、これらの地域特性に配慮した取り組みを行うことが明記された。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・ 北部・中部・南部で環境が大きく異なることを踏まえ、それぞれの地域での取り組みを示されたい。
- ・ 住民の特性（例えば、年齢・通勤場所・従来からの住民と新しく転入してきた住民の違い）などにも配慮されたい。

2) 「行政主体の協働から、多様な主体での協働」について

本市はこれまで、1%支援制度など、特色ある取り組みにより、公共の担い手となる市民活動団体の自立を支援してきた。計画では、引き続き団体の活動を支援するとともに、多様な主体が、それぞれの活動分野において、社会的な役割を果たす社会を目指すことが示された。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・ 協働の主体に大学を表記されたい。

3) 「いちかわ いろいろアプローチ」について

本市の主要な課題を解決し、将来都市像の達成へと導くため第一次基本計画で設定された「リーディングプラン」を継承する形で、「いちかわ いろいろアプローチ」が設定され、市の全ての施策に10の視点からなる横串が刺されることを明記したことは評価に値する。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・ 「いちかわ いろいろアプローチ」で設定された10の視点は、施策別計画に定められた45の施策分野全てで留意されるべき視点であることを踏まえ施策を展開されたい。

(3) 「施策別計画」について

計画では、第一次基本計画の評価を踏まえ、市の施策を45本の大分類とし、それぞれの施策が取り組むべき内容がわかりやすい形で示されている。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

1) 「第1章 真の豊かさを感じるまち」について

「保健・医療」分野

- ・ 救急医療体制の今後のあり方に関する記述を再考されたい。

「子育て」分野

- ・ 施策を代表する指標となるよう項目を吟味されたい。

「地域福祉」分野

- ・ 社会福祉協議会の活動を活性化するための方策を示されたい。
- ・ 自治会の役割をより明確に示されたい。
- ・ 地域の活動を支えるため、活動の場の整備について示されたい。

「子どもの教育」分野

- ・ 「ねらい」部分の表記が「…の姿」となっているため、他の施策と表記をそろえられたい。
- ・ 子どもたちに福祉の大切さを教えることについて示されたい。

「生涯学習」分野

- ・ 大学や民間の主体とともに取り組む姿勢を示されたい。

「雇用・労働」分野

- ・ 「ねらい」の部分に既存の取り組みを加えるなど、より具体的に示されたい。

「消費生活」分野

- ・ 施策を代表する指標となるよう項目を吟味されたい。

「人権・男女共同参画」分野

- ・ 施策を代表する指標となるよう項目を吟味されたい。

「障害児」の表記について

- ・ 「子育て」「障害者福祉」及び「学校教育」の分野に、障害児に関する記述を加えられたい。

2) 「第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち」について

文化・芸術全般

- ・ 文化・芸術分野を市の強みとしてPRする姿勢を示されたい。
- ・ 文化施策と教育施策の連携について示されたい。

「芸術・文化」分野

- ・ 芸術・文化を発信する人々のみならず、これらを享受する人々を増やす取り組みについても考慮されたい。

「文化的資産」分野

- ・ 文化的資産について、価値が見込まれるものも含め、有効に活用されたい。

3) 「第3章 安全で快適な魅力あるまち」について

「治水」分野

- ・ ゲリラ豪雨への対策を強化することを示されたい。

「道路・交通」分野

- ・ 「いもどりアプローチ」において、子どもの交通教育、通学路の安全確保などの「教育」の視点を配慮されたい。

「公共施設」分野

- ・ 公共施設の有効活用について、より具体的な内容を示されたい。
- ・ 市庁舎の耐震化・建て替え等の方向性を示されたい。

「水産業」分野

- ・ 水産業振興のための取り組み姿勢を示されたい。

4) 「第4章 人と自然が共生するまち」について

「公園・緑地」分野

- ・ 既存の公園の利用促進策を示されたい。
- ・ 「水と緑の回廊」の取り組みを示されたい。

「地球環境」「生活環境」「資源循環型社会」分野

- ・ 近年の環境問題では、資源リサイクルと地球環境問題といったような3つの大分類にまたがる課題が注目されている。それらの相互関連がわかるよう、3つの大分類における表記を工夫されたい。
- ・ 市民一人ひとりの環境に対する意識を高める取り組みの重要性について、よりはっきりと示されたい。

5) 「第5章 市民と行政がともに築くまち」について

「協働・市民参加」分野

- ・ 市民の知識や経験を活用したまちづくりを進める方針を示されたい。

「情報の発信・提供」分野

- ・ 多くの市民に市の情報を伝えることの重要性について、よりはっきりと示されたい。

- ・ 市民だけでなく、市外の人に市の魅力を発信していく姿勢を示されたい。

「地域コミュニティ・市民活動」分野

- ・ 公共的活動に対するサポート、各種団体の活動拠点の場を確保するなど具体的な取り組み内容を示されたい。

「政策展開」分野

- ・ 施策の評価について、より具体的な内容を示されたい。
- ・ 職員の法務能力を向上させることによる効果を、より具体的に示されたい。

3 「基本計画の評価」について

基本計画に含まれる多くの取り組みを、市民の目線に立って評価していくため、計画では、行政による「施策レポートの発行」、市民意向調査を用いた「市民による施策評価の実施」、総合計画審議会における「総合評価の取りまとめ」の3つのステップによる評価の仕組みが示された。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・ 各施策における指標について、市民がどの指標に着目しているか再度検証するとともに、できるだけ成果指標を用いるなど、施策の達成度をみる項目としてふさわしいものを選定されたい。
- ・ 「いちかわ いろどりアプローチ」の成果が示されるよう、適切に評価を実施されたい。
- ・ 第二次基本計画策定のため実施した市民意向調査では、市の施策について「わからない」と回答した市民の割合が高い結果となった。このことを踏まえ、市民に市の取り組みを伝える工夫をするとともに、市民の声を活かした施策評価を実施されたい。

4 その他

上記の他、次の意見が出されたので、計画の取りまとめの参考にされたい。

- ・ 「いちかわ いろどりアプローチ」で10の視点を掲げることにより、計画が複雑化しているように感じる。よりシンプルな構成としてはどうか。
- ・ 第一次基本計画の評価作業において行われた市民意向調査において、「満足度が高い」や「重要度が低い」とされた施策があるが、これらの施策の優先度を安易に下げることがないようにしてほしい。

I&Iプラン21

市川市総合計画

第二次基本計画

発行日 平成23年4月
企画・編集 市川市企画部企画・広域行政課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111（代表）
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

R100

古紙・FIP配合率100%再生紙を使用

市川市総合計画

I&Iプラン21

第二次基本計画